文　教　委　員　会　会　議　録　①

１　開会年月日

令和８年９月３０日（水）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委員長	上　田　　ゆきこ
副委員長	ほかり　　吉　紀
理　　事	高　山　かずひろ
理　　事	石　沢　のりゆき
理　　事	山　田　　ひろこ
理　　事	小　林　　れい子
理　　事	岡　崎　　義　顕
委　　員	関　川　　けさ子

４　欠席委員

な　　し

５　委員外議員

議　　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
吉　田　雄　大	教育推進部長
川　﨑　慎一郎	企画課長

宮　間　恵梨果　　政策研究担当課長
菊　池　日　彦　　用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦　　財政課長
横　山　尚　人　　広報戦略課長
畑　中　貴　史　　総務課長
木　口　正　和　　契約管財課長
鈴　木　大　助　　こども若者政策課長
日比谷　光　輝　　こども若者支援課長
野苅家　貴　之　　幼児保育課長
内　山　真　宏　　こども施設担当課長
石　樵　さゆり　　こども家庭支援センター所長
佐　藤　武　大　　児童相談所副所長（児童相談課長）
真　下　　聡　　教育推進部参事教育総務課長事務取扱
宮　原　直　務　　学校運営課長
足　立　和　也　　学校施設課長
山　岸　　健　　教育指導課長
髙　橋　拓　也　　教育施策推進担当課長
大　塚　仁　雄　　児童課長
木　内　恵　美　　教育センター所長
奥　田　光　広　　真砂中央図書館長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一
議事調査担当　　阿　部　隆　也
議事調査担当　　玉　村　治　生

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1)　議案第40号　文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

2)　議案第41号　文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3)　議案第42号　文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関

する条例の一部を改正する条例

4) 議案第43号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

5) 議案第44号 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

6) 議案第45号 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

7) 議案第46号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

8) 議案第47号 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

9) 議案第48号 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例

10) 議案第49号 文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

11) 議案第50号 ブックリターントラック外九十九点の買入れについて

(2) 付託請願審査

1) 請願受理第９号 教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願

2) 請願受理第10号 オーガニック給食の実現を求める請願

3) 請願受理第26号 竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第２回ミーティングに関する追加質問の令和７年３月の締め切りから１年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願

(3) 理事者報告

1) 幼稚園型認定こども園の開設について

2) 小学校特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成について

3) 令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等について

4) 休日における一部の運動部活動の地域展開の実施について

(4) 一般質問

(5) その他

午前　９時５８分　開会

○上田委員長　それでは、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、議案第50号に関連する理事者として、木口契約管財課長に御出席いただいております。

○上田委員長　理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長　また、委員会終了後、視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長　それでは、委員会終了後、理事会室にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○上田委員長　本日の委員会運営について。

付託議案審査11件、付託請願審査３件、理事者報告４件、なお、付託議案審査に関連する報告事項１については、議案第48号及び49号の審査の際に理事者報告を受けることといたします。

また、報告事項２から報告事項４については、教育指導課より３件ですが、報告事項２の報告・質疑を行った後に、報告事項３及び報告事項４の報告を一括で受け、項目ごとに質疑といたします。

一般質問。その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について。閉会。

以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長　本日は、議案11件、請願３件、報告４件と一般質問が予定されております。各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、一般質問も含めて午後５時ま

でに終了できるよう、本委員会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

○上田委員長　それでは、付託議案審査11件に入ります。

議案第40号、文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　おはようございます。

ただいま議題とされました、議案第40号、文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ25ページと、併せまして委員会資料第１号を御覧ください。

本案は、児童福祉法の一部改正により、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものでございます。

委員会資料の項番２、条例の主な内容を御覧ください。

条例に規定する主な内容といたしましては、登録一時保護委託者に対して運営上遵守するべき事項や、登録一時保護委託施設に設けるべき設備の基準、配置すべき職員の要件等である(1)から(6)までの内容でございます。

本条例の施行期日については、公布の日の翌日からといたします。

以上の議案第40号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員　おはようございます。よろしくお願いします。

まず、１つ目の質問なんですけれども、この条例での一時保護委託者として、民間シェルターなどが対象になると伺っております。そこでお伺いしたいんですけれども、区内に民間シェルターなどは何件あるのか。また、民間シェルターというと、母子で駆け込むＤＶシェルターのようなものを思い浮かべてしまうんですけれども、ほかにどのような一時保護委託者が想定されるのかをお伺いいたします。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　区内の民間のシェルターの件数は、民間のシェルターの性質上秘匿になっておりますので、件数のほうは把握はできてない状況でございます。

民間シェルター以外に、こども若者シェルターですとか、または、法定でない、こどもショートステイですとか、あとは、居住支援型のグループホーム、こういったものが想定内に入っているところでございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。文京区には、児童相談所と同時に一時保護所が開設されました。児童相談所の事業概要の24ページを見ますと、令和７年度の一時保護の状況として、一時保護所は96件、一時保護委託は46件とあります。この一時保護委託46件は、一時保護所の定員が足りないから一時保護委託をしているということなのかをまずお伺いするとともに、この一時保護委託の中に民間シェルターなどのケースは何件あったのか、教えてください。

○上田委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　児童相談所におきます一時保護所の状況というようなところでございますけれども、今、委員お話がございました、一時保護委託のところの先というようなところですと、例えばですが、ゼロ歳から２歳児未満の乳児院でありますとか、あるいは他区の一時保護所、あるいは病院というようなところに適切に一時保護委託をかけておるというところでございます。

今、実情としましての民間シェルター等の利用は、ないというような状況でございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。一時保護所の定員超過によって、一時保護委託先が必要なわけではないということを確認いたしました。

また、民間シェルター等が今回の条例で示された一定の基準をクリアして、登録されることで、一時保護委託の質が担保されるということも認識したところであります。

今後、区がこうした登録を通してお墨つきを与えるのであれば、区の一時保護所では意見表明等支援員などが関与して、子どもの意見を聞くようにしていますが、一時保護委託先もすべきではないかと思いますし、同様に、権利擁護の研修なども行うべきではないかと思いますけれども、登録後の検査や指導などは行われる予定があるのかどうか。また、行われるとすれば、児童相談所が認可というか、登録の許可というか、出すと思うんですけれども、児童相談所がすることになるかを確認させてください。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　まず、一時保護委託者で、一時保護委託された児童が、意見表明についてでございますけれども、まず、委託先においては、児童の意見ですとかこういった

意向を尊重した支援を行うことは、この条例で求めているところでございます。また、一時保護の開始ですとか解除、こういったものに当たっては、委託先にいる児童についても、児童相談所が本人の意向や意見を聴取することになっております。

監督につきましても、区のほうで必要な書類のほう提出をしていただきまして、そこで当然確認を行ってまいります。その確認後、登録の御承認がされるわけですが、登録後も適切にそこが運営がなされているかどうかについては、必要に応じて立入検査等は区のほうで行ってまいりたいと考えております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。今後は、こうして登録されることで、区内の民間シェルター等の数や実態というのも把握することがきるかと思われますので、区としても、一時保護委託をする、しないにかかわらず、しっかりと民間シェルター等と関わっていただきたいというふうに思います。

ちなみに、川崎市では、同じように、９月議会でこの同じ条例をつくるに当たって、パブコメを取っており、一時保護されていると思われる子どもたちからも、一時保護委託先での食事の量やレパートリーを聞いてほしい、スマホも持ちたいなどの意見があり、市の運用の考え方なども示されておりました。今、同じように、９月議会にかけられるので、どのようにそれが条例に反映されているかまではちょっと確認できていないんですけれども、文京区ではやっていないのではなかろうかと思います。文京区で条例づくりにパブコメを求めなかった理由をお伺いいたします。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　本区のパブコメの手続要綱では、他の行政機関が意見公募を実施して定めたものと、実質的に今回同一なわけですけれども、そういった内容を定める場合は、パブリックコメントを実施しないことができるとしているところでございます。

今回の登録基準については、国においてパブリックコメントを実施した上で、基準が定められておりまして、その基準に基づいて、区が今回条例を定めたものでございますので、本区として、改めてパブリックコメントは実施しないという判断をしたものでございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　最後に、もう一つ質問なんですけれども、文京区では、一時保護所ができましたけれども、母子支援施設がありません。また、これまでも要望してきているんですけれども、豊島区のピッコラーレが運営しているような特定妊婦の支援施設も、そういう民間の特定妊

婦の支援施設もありませんけれども、一時保護委託先として、本当は必要なのではないかと思いますけれども、お伺いいたします。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　母子生活支援施設、住まいや養育など様々な課題を抱える母子を保護して、自立に向けた支援を行う重要な施設であると認識しておりますし、委員からもこれまでも要望というのは、区としては把握をしているところでございます。本区には、施設はございませんけれども、区外の施設と調整をして、必要な世帯に入所につなげているところではございます。今後も、利用ニーズですとか、あとは受入れの状況を踏まえまして、必要な支援が確保できるよう、関係所管課とは連携して対応していきたいというふうに考えております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　母子支援施設などについて、他区にお世話になっているところではありますけれども、今後、区で開設したり、民間の施設を誘致するために補助を出したり、もしくは、こうした登録事業としてもらうことも含めて、一時保護委託先を確保していただきたいというふうに要望いたします。

以上です。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

私も、先ほどから出ております、この一時保護委託先ということでは、民間の施設だったりとか乳児院等があるという中で、里親さんもこれに相当すると思うんですけれども、そうすると区内でどのぐらい数というのが想定できているのかお聞きしたいのと、あと、簡潔に、今回登録した後で、その後も区が定期的に確認とか指導をするようになるのか、そこを確認させてください。

○上田委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　今のお話の中での一時保護委託先としての里親の対応というようなところでございますけれども、このところも、区内の里親の人数というようなところは、今、昨年度のところの児童相談所開設のところから４家庭増えておりまして、今現状のところでも、里親さんのところでの委託というようなところ、また、里親さんの委託のほうから、本格的に措置をするというように移行していくというようなところの部分も、児童相談所のほうで適切に、今、お子さんに対するその後の支援というようなところを行っているところで

ございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　この一時保護委託先ということでは、民間施設、シェルターなどを増やすというのも一つなんですけれども、なかなか区内限られスペースの中で、そういった施設を造っていくのはやっぱり非常に大変なんですよね。そうすると、やはり里親さんというのがこれから文京区の武器というか、いい支えになってくださるというふうに思っておりますので、そういったところ、力を入れていく必要はあるのかなと思います。

あとは、態度表明で言わせていただきます。ありがとうございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　おはようございます。

私からは、今、一時保護の現状とか、皆さんから御意見がありましたけれども、この一時保護所、先ほど小林委員が言ったように、児童相談所の概要だと、児相ができて、あと一時保護所で保護したお子さんが96件、一時保護委託したお子さんは46件というふうになっていますが、文京区の病院とか他区の児相等の委託先があるとの現状ですが、児相や委託先に預けられないケースというのはどのような場合があるのか、今まで文京区でそのようなケースがあったのか、お伺いしたいと思います。

○上田委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　今、お尋ねの、子どものところで一時保護が必要であるというようなところを児童相談所として判断するというようなところにおきましては、その先の一時保護先、これは一時保護所でありましても、一時保護委託先でも同様ですけれども、そちらのほうは、きちんと委託先の中身を確保して、一時保護を適切に行っているというような状況でございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　文京区の現状としては、一時保護所ができて、あと一時保護委託先も充実しているというで、民間に委託をする状況には今ないということですが、今回の法律ができたのは、全国的には一時保護所とか一時保護委託所が足りないということでできたんでしょうか。

それともう一点、今回の場合、児童相談所が子どもを一時保護する際、この前も子ども子育て申し上げましたけど、司法審査を導入して、裁判所が一時保護の具体的要件に照らして一時保護所状を発行するという、こういう手だてになっていますけど、今回の一時保護所は、期間が２か月ということで限られておりますけれども、この手順は当然踏むことになるんで

しょうか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　今回のこの法改正により、一時保護委託先の質を客観的に担保するために、国の基準、それから区の新たな登録制度が設けられたものでございます。一時保護委託先がこれから民間で登録をされた場合は、その一時保護の流れでございますけれども、児童相談所が一時保護の必要性をまず判断して、児童の年齢ですとか、心身の状況等を踏まえ、適切な委託先、これは今回の登録等の民間の施設も含めて、登録先については選定をしてまいります。

委託に当たっては、委託先の児童の状況ですとか、あとは、必要な支援等を児相のほうから伝えるなど、様々な調整を行った上で、一時保護を児相のほうから委託する、こういった流れになっております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　現状としては分かりましたけど、基本的には、責任を持つのは文京区の児童相談所長ということになるんでしょうか。

それと、民間に委託する、シェルター等に委託するということの内容ですけれども、その委託の条件が、今回、いろいろトイレとかシャワーとか設けなければならない、あと運営に当たっては、施錠してはならないとか、虐待をしてはならないということで、実際の運営のところがいろいろ細かいことが規定されておりますけど、今までシェルターとかあった中で、規定がされていなくて、危ない箇所があったので、改めて規制をするという、こういうことになるんでしょうか。

それと、点検について、こういう施設にしなければならないという規則がいろいろありますけれども、その点検というのは、どういうふうにするんでしょうか。

あと、運営上の、先ほど言った施錠とか虐待してはいけないというようなことの運営で、実際に始まったところの点検というのは、どのようにしていくんでしょうか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　登録時には、居室ですとか浴室、こういった設備については、平面図を提出していただきますので、そういったもので条例の基準への適合を確認していくほか、必要によっては施設の状況を直接確認することもあるというふうに考えております。

施錠等による行動制限ですとか、虐待防止につきましては、運用方法ですとか、児童の処遇状況の記録等も確認をすることになっております。

施設の運営ですとか、児童への指導、そういったものについては、当然、民間の施設のほうで、運営に関する規程ですとか支援の方針、こういったものは整備されるというふうに認識をしておりますので、そういったものを登録する段階で、区のほうでしっかり書類のほうは確認してまいりたいというふうに考えております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　分かりました。実際の運用のところで責任を持つのは、文京区の児童相談所長ということになるんでしょうけれども、先ほど来ありましたけど、里親も民間委託施設ということになるんだというふうに思いますけど、最初に図面を出してもらったり、届出をするということですけれども、それがきちんと履行されているかどうか、大事なお子さんを預かる委託施設ということになるんですけれども、その辺はきちっと目が行き届くようにしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

あと、態度表明で。以上です。

○上田委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　今、お話のございました一時保護を行うというようなところは、児童相談所の適切な判断により行うと。ただ、一時保護の委託先のところも含めて、一時保護の部分のところでの条件でありますとか、適用される要件でありますとか、そういったところは、児童相談所としてしっかり適切かどうかというようなところを検討した上で、適切に執行していくというようなところで考えてございます。

○上田委員長　それでは、岡崎委員。

○岡崎委員　今、様々質疑がありますけれども、最初の民間シェルターなどの今の該当する施設は把握していないということですけれども、登録される事業者はいいんですけど、いわゆる登録されない事業者も出てきてしまうのかなと思うんですけど、その辺、ちょっと把握も難しいと思うんですけど、その辺はどのように対応していくんですか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　シェルターの性質上、やっぱり所在地を明らかにできませんので、現時点では把握をしておりませんが、当然、そういったところが登録をされれば、区のほうで所在地等も把握することになりますが、当然、ＤＶとかそういった方もございますので、そういった情報については、しっかり情報管理のほうは区のほうでも適切にやってまいりたいと考えております。

○上田委員長　それでは、よろしいですか。はい。

では、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員　議案第40号です。今回の条例の改正のポイントは、国の基準に沿って、文京区のルールを条例化するというものでありますが、まず、やはり子どもの安全、人権、教育、そして生活支援が一定基準をしっかりと満たされるよう、安心して委託できるよう、区においても定期的に確認していただきたいという意見を付しまして、賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　議案第40号ですが、今回、登録をしていくということで、適切な運営がされることを期待いたしまして、賛成いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　議案第40号、維新の会、賛成をいたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第40号、区民が主役の会は賛成いたします。民間の一時保護委託者について、一時保護所と同様に、こどもの権利擁護がしっかりと担保できるよう、登録後の指導や検査なども行っていただくことを要望いたします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○関川委員　日本共産党は、議案第40号、賛成いたします。

基本的には、一時保護は、児童相談所や児童保護委託者が行える体制にすることが基本でありますけれども、日本的社会擁護の下にいる子どもの比率は、アメリカの２分の１、フランス、ドイツの５分の１であり、必要な保護を受けられない子どもが多い現状を変えていくことが必要だというふうに思います。

今回の法律の改正は、先ほど言ったことに現状を変えていき、一時保護が子どもの権利が生きる体制になることを要望するとともに、一時保護されたお子さんのケースが後退することがないよう要望して、議案第40号、日本共産党は賛成いたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第40号、賛成いたします。

○上田委員長　それでは、議案第40号の審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第41号、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第41号、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ35ページと、併せまして委員会資料第２号を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

１ページの項番１、改正内容を御覧ください。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定の整備などを行うものでございます。

第14条の２については、児童福祉施設の設置者に対して、児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付ける規定を新設するものでございます。

第50条第３項については、保育所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たり、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない規定を新設するものでございます。

附則第９項の規定については、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、３歳児に係る保育士の数を「おおむね20人につき１人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年３月31日までとする改正を行うものでございます。

また、その他は、規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたしますが、第14条の次に１条を加える改正規定は、令和８年12月25日といたします。

以上の議案第41号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員　日本版ＤＢＳということなんですけれども、施行まで、12月25日なので３か月程

度ですが、今、進めていらっしゃるということなんですけれども、具体的にどのような感じで進めているのか、どんな動きをしているのか、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　施行に向けて、あと３か月を切ったところでございますけれども、現在、関係各部で定期的に情報共有の場を設けておりまして、国のガイドラインがもう１週間、２週間に１度程度新しいものが出てきますので、そういったものの共通理解を図っているほか、各部で様々な事業を抱えていますので、準備状況、それから課題の確認等を行っているところでございます。

具体的には、まず、区立保育園でモデルケースとして、今、例えば対象となる業務ですとか対象となる従事者、相談体制ですとか研修ですとか、こういったものを、まず施行に向けて、必要となる取組の具体化を進めて、モデルケースを全庁に示して、統一した対応を図っていけるように努めているところでございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　今、お話に出ました区立保育園のモデルケースというところ、もう少し具体的に教えていただけますか。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　非常に業務が多岐にわたっていまして、全ての御紹介は難しいんですけれども、主なところということで御説明させていただきますと、まずは、今回のこの法の対象となる事業者の選定ですね、分類、これが非常に大事だと思っていまして、まずここから始まっています。

それ以外に、具体的に適切な行為ですとか、あとは服務のどういったものであるかですとか、あとは服務のルールですね、明確化する。あとは、日常の予防、早期の発見をどのようにしていくか。性犯罪歴の確認ということが非常にクローズアップされていますけれども、その手前の抑止のところが非常に大事な要素となっておりまして、ここを大事にしながら今進めているというところです。

実際、区立保育園でどの業種、どの職員が対象になるかというところですけれども、基本的な考え方としては、区立保育園に係るほぼ全ての職員は、この法制度の対象にしようと思っています。区立保育園であれば、保育士はもちろんですけれども、看護師、栄養士、あと用務、調理ですね、あと一般事務もおりますけれども、そういった多様な職種の職員が区立

保育園に勤務をしているということです。園児と直接関わる機会が少ない職員もこの対象にすることで、リスクを少なくしていきながら、園運営をしていきたいというところで、現時点ではそういった準備を今行っているというのが現在地になります。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。施行まではまだ３か月あるんですけれども、そうすると、従来、もう既に仕事をされている方たちも、こういったこと対象に審査をしていくということでいいんですか。

それと、ちょっと質問をまとめますね。あと、先ほどの御答弁の中で、複数所管にまたがるというお話がありました。それを庁内で統一した対応ができるのか。例えば保育園、育成室、学校といったら、教育委員会だし、幼児保育課だし、判断基準というのが、ばらばらにはならないと思いますが、そのあたりのこともちょっとお聞きしたいなと思います。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　施設ごとの特性による違いはございますけれども、法や国のガイドラインという共通の基準がございますので、そこで判断をしていくことになるのかなと思っております。

今、委員から、ばらばらになるのではないかという御指摘もいただきましたが、こども未来部が中心となりまして、各所管課に情報を共有しながら、判断に迷う場合は、必要に応じて、私どもの部下が国のほうにも確認を取りながら、区全体として統一的な対応を進めていきたいというふうに考えております。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　この対象が、今、勤めている職員も対象になるのかというところですけれども、結論は対象になります。

区立保育園に限らず、教育現場でも子どもに関わる教職員等いっぱいおりますけれども、12月25日の法施行以降に犯罪歴の確認をするということが決まっておりまして、12月25日以降に３年間の猶予をもって、その間に確認しましょうという立てつけになっております。

ただ、この３年間という猶予の中で、各自治体がぎりぎりでその確認をすると、システムですね、サーバーが不具合を起こしたり等、いろいろ支障を来すということが見込まれるので、各都道府県単位で、その確認の期間というのが、国から一定示されています。

東京都については、来年度、令和９年の10月、11月、この２か月間で、性犯罪歴の確認をするべしということが示されておりますので、来年のこの10月、11月というのが、性犯罪歴

の確認ということについては、東京都は全体にかなり繁忙な時期になるというような見立てでございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　分かりました。ある程度基準が示されているということ分かりました。

　で、先ほど、その方が、従事者が対象、また対象外になるか慎重に判断されるというふうにお話しされたんですけれども、もし、どうなのかなと迷ったときには、対象としてほしいかなというふうに思いますので、その判断基準というところは、しっかり子どもの安全という視点に立って行っていただきたいなというふうに思います。それについて、何かありますか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　対象、対象外につきましては、職種名で判断するのだけではなくて、実際の業務内容が支配性ですとか、あとは継続性ですとか閉鎖性、３要件というのが国で示されております。こういったものにも照らし合わせながら、慎重に判断していきたいと考えております。

　実際、判断に迷う場合は、今、委員からも御指摘がございましたが、子どもの安全確保、こういったものを最優先に、安易に対象外とすることなく、丁寧な確認を取っていきたいと考えております。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　最後になります。もう一つの３歳児の保育士の配置基準のところなんですが、これ実際、文京区はあるんでしょうか。そこだけ確認させてください。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　文京区におきましても、この国の配置基準がございまして、現在は経過措置でございますけれども、３歳児につきましては、原則として15対１で配置されているものと認識してございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　分かりました。そうすると、もう15対１だから大丈夫という意味ですよね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　私も、(1)の日本版ＤＢＳですけれども、先ほどからも質疑があって、子どもを性暴力から未然に防ぐという意味では、一つの大きな制度かなというふうには感じておりま

す。一方で、今回、犯罪事実確認ができるようになるということなんですけれども、今までそういった犯罪があったかどうかっていうことなんですけれども、いわゆる初犯というか、初めてそういったことに、さっき抑止という話があったと思うんですけど、その辺もとても大事なところかなというふうに思います。そういった意味では、どう子どもの性犯罪を防いでいくかということが、やっぱりそこが一番大事なのかなと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょう。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　この犯罪事実確認というのは、過去の性犯罪、前科を確認する仕組みでございますので、前科のない人、今、委員から話があった初犯については、なかなかこの事実確認だけでは防げないというのが現状でございます。そのため、法のほうでは、子どもの接し方のルールづくりですとか、従事者への研修ですとか、子どもの様子を日頃から見守ること、それから相談体制、こういったものを運営側に整備するよう求めているものでございます。

今、この犯罪事実確認以外にも、様々な例示を挙げさせていただきましたが、こういったものを一体的に進めていくことで、犯罪の未然防止、子どもの変化を早く捉えて、早期対応につなげていきたいというふうに考えております。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　分かりました。そういった相談体制を含めて、しっかり対応していただきたいと思うんですけど、それとあと、いわゆる保護者の方からの声というのも大事だと思うんですけれども、その辺はどう今回のこの法改正をお知らせするというか、周知するかというか、その辺はどのようにお考えなんでしょう。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　今回の日本版ＤＢＳのことを広く伝えていくことは、すごく重要だなというふうに考えているところでございます。例えば保護者には、当然、区報ですとか区ホームページをはじめ、例えば保育士のほうから、保育士や保育園の園長先生も含めて、この制度についてしっかり御理解していただくとともに、園の中で、例えば保護者会等を通じて、しっかり保護者の皆様にも、施設の取組、保育園ごとの例えば取組ですとか、相談先ですとか、相談した後の流れ、こういったものを園から保護者に伝えていく。当然、学校も同じですが、そういった対応を取っていきたいと考えております。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　（音声途絶）……実効性のあるものにしていただければと思います。

あと一点、個人で行っている家庭教師とかベビーシッターさんみたいな形は、対象外というような資料もありましたけれども、その辺はどのようにお考えでしょう。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　学校や保育園等は義務になっておりまして、それ以外、子どもと例えば１対１で関わる、そういったサービスを提供する学習塾ですとか、スポーツクラブ、こういったところは任意になっております。ただ、任意となっているからといって、この犯罪事実確認を行わないというわけではなく、区のほうからそういったところまできめ細かく広く周知をして、なるべくこの認定を受けていただくよう周知は図っていきたいと考えております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　私から１点、今回、理学療法士も保育士の代わりになるということで、今までも保健師、看護師、准看護師が保育所に勤務する場合に、保育士の代わりになるという、そういう取り決めがありましたけど、今回は50条の３項で、理学療法士も保育士の代わりになることができるという、そういう規定が新設されるんだというふうに思いますけど、今、区では、認可保育所や認定こども園に区独自の加算を設けているんですけど、この加算というのは、保健師や看護師を保育士とみなした場合にはつかないで、配置基準を保育士で満たした上で追加を配置した場合につく仕組みとなっていますが、この考え方のように、保育士の配置基準を満たした上に専門職を配置するのが本来の在り方だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　配置基準等につきましては、国の基準に基づいて行ってございますので、特段、取扱いについては変更する予定はございません。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　そうすると、民間の保育所については、理学療法士が入ることによって、保育の配置基準を満たしていなくてもいいという、こういう取決めに今回なるということになるんでしょうか。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　今回でございますけれども、特定理学療法士につきましては、一定の条件を満たした上で、保育士と配置することはできるというものでございますけれども、

特に今、この特定理学療法士等につきましては、既に周知は差し上げているんですけれども、事業所のほうから特段の御相談は来ていないというところでございまして、大前提といたしまして、きちんと保育士の配置というものは守られているということが前提でございますので、特定理学療法士だからそこの配置を満たさなくていいという考えではございません。

○上田委員長　よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員　まず、性犯罪歴の照会について、子どもに関わる全ての職員が対象ということだったんですけれども、ちょっと追加で、保育士はタイミーで働く人はいなかったと思うんですけれども、パートやアルバイトなどの短時間労働の方たちや、例えば用務員等としてシルバー人材で入っている方たちなども対象になるんですよねという確認をまず一つお願いします。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　常勤ですとか非常勤ですとか短期雇用、こういった任用雇用形態だけで一律に対象外とするものではなくて、対象業務に従事する場合、要するに保育業務であれば一律対象となってくるものでございます。子どもと１対１にならない事象であれば、対象外となることもありますけれども、先ほど言った３要件を満たすものであれば対象になってくる、こういった判断でございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。

続きまして、こども家庭庁のガイドラインに練馬区の例が書いてあったんですけれども、練馬区では、過去に発生した性暴力事案を受けて、性暴力等防止特別対策委員会を設置し、委員会からの提言による性暴力防止策を実施しているそうです。その中で、区立幼稚園や小中学校全ての子どもを対象に、心と体の事業と題して、プライベートゾーンや人との適切な距離感について、学年に応じた授業を実施しているとのことです。今回、子どもや保護者への周知も行うように示されているところなんですけれども、発達に応じた性教育がなければ、ＳＯＳも出せません。単に、保護者に相談先のお知らせを配るだけではなくて、こうした性教育もやっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　例えば小学校の低学年であれば、嫌なことは嫌と言うですとか、あとは、嫌なことがあればその場から離れるですとか、そういったような基本的なことは、

常に学校ですとか保育園を含む子ども施設等、各所管において、事業ですとか、日々の子どもとの関わりの中で、適切に指導しているというものと認識しているところでございます。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今、お話がございましたが、発達に応じた、例えば心と体、あるいは性教育については、幼稚園の段階からプライベートゾーンのことですとか、そういった授業、指導等を幼稚園、小中学校のほうで行ってございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　ありがとうございます。先ほどは岡崎委員のほうからの質疑であったんですけれども、ＤＢＳで確認対象となる性犯罪歴は、特定性犯罪として明示されており、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、児童ポルノ禁止法違反のほか、痴漢や盗撮などの条例違反も含まれますけれども、有罪が確定した人に限定されます。そのため、逮捕されただけだったり、不起訴処分になったり、起訴されたけれども、無罪判決となった場合はもとより、刑事事件化はされなかったけれども、懲戒免職や懲戒解雇になった人も対象外です。

つまり、ＤＢＳで子どもへの性犯罪者全てを確認することはできません。そのため、先ほど御答弁の中にあったとおり、日々の努力などされるということだったんですけれども、防げるのは氷山の一角だからこそ、実際に子どもを守るためには、子どものＳＯＳに気づき、すぐに動ける状態にしておくことが大事だと思います。

今回、90分の動画を見て研修を行うというふうに伺っているんですけれども、９月２日のこども家庭庁のガイドラインが改定されて、職員研修は座学と演習を組み合わせて行うものとするというふうに明記されました。動画を見て終わりではなくなっているんですけれども、12月25日の施行までに、非常勤やアルバイトの方々まで集めて実践することはかなり大変だと思うんですけれども、どのように進めていかれるんでしょうか。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　動画のほうは90分ということで、今これから、各保育士、各教員等が今確認を行って、視聴を行っているところでございます。演習は、具体的に国のほうからスライドのほうを提供いただいているんですけれども、例えば相談を受けた場面などを想定して、どう対応するか、こういったものなど様々なテーマがあって、この動画の演習については、個人で見ることも可能というふうになっております。

ただ、できるだけ職員同士で一緒に考えて、話し合う形が望ましいというふうに考えておりますので、具体的な演習についての研修の進め方については、今後、関係各課と、それぞ

れ従事者の勤務形態ですとか施設の特性が異なりますので、それぞれ検討してまいりたいというふうに考えております。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　今、研修の演習のことで御質問いただきましたけれども、区立保育園で、今こんな方針ですということをちょっと御紹介したいと思います。

区立保育園では、動画の視聴と確認テストをもって研修ということを位置付けていますけれども、それ以外に、例えばクラス単位ですとか、会計年度の４、５人の単位ですね、小さいグループを設けまして演習をすることを、今、計画をしているところです。

これは、園長のマネジメントの中で、日々の業務の時間の中で対応することを想定していますけれども、こども家庭庁が演習についてもかなり丁寧な詳しい資料を用意してくれていますので、そういったものを活用しながら、動画の視聴とテスト、演習、併せて園全体の意識を高めていくということを考えているところでございます。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　幼稚園、それから小中学校のほうにおいては、７月16日のほうで教育指導課のほうから、先ほどあった研修の中身のこと、それから、研修結果を受けての、管理職での全教職員への行うというか、確認のもの、そういったものを教育指導課のほうに上げていただくことになっています。

また、日頃の職員会議等で性暴力の防止、それから子どものＳＯＳを見取る、そういったことについての細かな研修等を職員のほうに行うようにというふうに周知をさせていただいております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　安心しました。取組状況については、年に１回、こども家庭庁に対する定期報告を行う必要があり、指導監査においても確認を行うというふうにあるんですけれども、これは園が直接こども家庭庁に定期報告を行うのか、または、区はどのように関わっていくのかを教えてください。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　毎年のこの定期報告は、対象事業者からこども家庭庁に行われるものでございまして、区が一律に報告を受けて、審査するものではございません。ただ、区が把握する施設ですとか、職員の状況、国から提供される情報も活用して、例えば指導監査、こういった機会を通じて、犯罪事実確認ですとか相談体制、研修など、こういった実施状況

を把握していきたいと考えております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。順調に進んでいることが分かって、安心いたしました。

続いて、理学療法士等についてお伺いしたいんですけれども、文京区では、発達障害を抱えるお子さんたちが増えており、５歳児検診が始まったこともあって、これまで区民が主役の会としても、保育や教育の現場に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士ら専門職を配置してほしいというふうに要望してまいりました。今回、こども家庭庁が障害児や医療的ケア児が保育所に受け入れられるようになり、理学療法士等の専門職をみなし保育として配置できるようにしてくれたことは、本当にありがたいことだと思います。

その際に、先ほどちょっと関川委員との質疑の中で、そういう専門職の手当もなさそうな感じだったんですけれども、そこのところはちゃんと、今後、もしそういう専門職の方たちが入るんだったら、区独自でもやっていただきたいなというふうに思っているということと、また、専門職が入る際に、保育士と連携しながら、インクルーシブ保育を進めようとしており、子どもの発達を多角的に見てもらえることで、保育の質の向上にも寄与するのではないかと期待しているところであります。

そこで、質問なんですけれども、文京区では、この改正により、理学療法士等が保育の現場に、先ほど何の相談もないというふうにおっしゃられていたんですけれども、来てくれそうなのかということと、また、これまでは、児童発達支援センターの療育で関わってもらったり、療育指導派遣事業で保育所等に派遣されたりという関係だったと思うんですけれども、そこですらも、なかなか予約が取れなかったり、回数を増やすのも困難だったかと思います。そもそも理学療法士の人数は足りているのか、今後、増やしてもらえるのか、どういう努力をしていただけるのかということを伺いたいと思います。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　今回の改正の趣旨につきましては、保育所等における障害のあるお子様、あるいは医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保、充実させるために改正があったものと伺っているところでございます。

こちらにつきましては、特定理学療法士とみなすためには、様々な条件がございまして、例えば５年以上養育の指導を行う業務に携わっている等々、そういった条件がございまして、今現在におきましては、先ほどの御答弁と繰り返しになりますけれども、事業者様からは御相談は来ていないという状況でございます。

しかしながら、やはり実際には、特定理学療法士等を含めました保育士の人材確保については、一時的にはやはり保育事業者のほうが担っているところでございますけれども、区といたしましては、今後、様々な機会を捉えまして、当該配置に関する特例については、周知を図っていきたいというふうにまず考えてございます。

先ほど、見なし保育士とした場合の加算のところについては、特段ということで申し上げたんですけれども、国のほうでは、今年の４月から療育支援加算というものを見直しをしてございまして、その中で、専門職を配置した場合につきまして、一定加算をするというような形で対応してございますので、そういったところも事業者のほうにはきちんと周知をしながら、専門的な支援を受け入れる体制づくりというところには努めてまいりたいと考えてございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　それでも、児童発達支援センターさんのほうで、やっぱり人材不足だというふうに私は認識しているんですけれども、区独自の加算とかも含めないと、やっぱりそれだけの専門性と経験をお持ちの方なので、引っ張りだこの方たちも多いと思うんですよね。だから、文京区は特に発達障害のお子さんが増えているという傾向もありますので、ぜひ、独自の加算などをよろしくお願いいたします。

○上田委員長　よろしいですか。はい。

それでは、石沢委員。

○石沢委員　日本版ＤＢＳの14条の２のほうなんですけれども、いろいろちょっと議論があって聞いておりました。それで、議論の中で、やはり初犯を防ぐことが非常に重要だという議論があって、今、確かにそのとおりだなというふうに思うんですね。初犯が９割だというふうに、この性犯罪のことに関しては言われていると。そういう中で、そういう９割の初犯を防いでいくという取組が非常に大事だということで、様々な取組をやっていくということなんですけれども、例えば児童福祉施設の場合は、やはり保育園とか、５歳未満のそういうような子どもさんが利用するような保育施設なんかがやっぱり中心だというふうに思うんですよね。

それで、2020年の12月、ちょっと古い報道なんですけど、ＮＨＫでも性犯罪の問題について特集番組を報道しているんですけれども、ネットを使ってのアンケート調査をやったところで、77.9％は、最初の行為を被害と認識できなかったと、こういうふうに答えていて、さらに、そういうネットを使った中でアンケート調査して回答したうちの、149人が回答され

ているんですけど、そのうち、ほかの教師や親なんかに、友達なんかに相談したという回答は57件にしかすぎなくて、しかも、その多くがまともに取り合ってくれなかったというような、そういう回答結果が出ているということなんですよね。

そういう意味では、いろいろ議論はあったんですけれども、やはり保育園児、５歳未満のそういう子どもたちが、自分たちが受けた被害というのを、性被害だというふうに捉えられる、やっぱりそういう仕組みづくりというか、そのあたりが非常に大事になってくるのかなということ。

それからもう一つは、そういう被害が、申出があったときに、例えばもみ消しとか、そういうことがあっては大変な事態になるわけで、やっぱりそういうことを防いでいくための取組ということも求められていると思うんですけれども、そのあたりについては、どのように考えているのかということ。

あと、区内には、やはり体制がかなり逼迫をしているような保育園というのもあるというふうには思うんですよね。保育士がかなり不足をしているという時代ですので。そういう中で、そういう性被害を防いでいくという点では、やっぱり複数の目というものをしっかりと保育園の中などに備えていくということが大事なんじゃないかなというふうに思うんですけも、そのあたりの取組というのを、今回、条例改正に伴って、安全確保措置ということが求められている。その他必要な措置を講ずることが義務付けられるというふうに、事業者、区に求められているんですけれども、そのあたりの取組というのはどのように進めていくお考えなのか、ちょっと教えてください。

○上田委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　今、委員から御指摘いただいて、非常に重要な視点だなというふうに思っているところでございます。

まず、保育園に限らず、学校もそうですが、まず保育士自身、教員自身が、性暴力ですとか、それにつながる不適切な行為、こういったものはどういったものなのかというのが、国のガイドラインにきちんと示してありますので、そういったものをまず大人自身がしっかり理解することが必要かなと思っております。その教員や保育士が理解したことを分かりやすく伝えていく。

先ほど小林委員のところでも少し申し上げましたが、例えば園児には、自分の体はすごく大切であるですとか、それから嫌なことは嫌と言っていいですとか、困ったら信頼できる大人に話していいんだよというのを、例えば園児でいうと、なかなかそういっても理解が難し

いと思いますので、例えばイラストとか絵本だとか、こういったものを使って、発達段階に応じて、繰り返し伝えていく必要があるのかなと思っております。

あわせて、日頃から教員や保育士、子どもをしっかり見守る、丁寧に話を聞く、そういった環境づくり、それから相談先も、10月１日、明日から、こどもの権利擁護相談窓口もできますので、そういったところも分かりやすく、広く区内に周知をしていきたいと考えております。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　区立保育園の考え方をちょっと御紹介したいと思うんですけれども、石沢委員からいただいた御指摘、非常に大切な視点だと思っておりまして、区立保育園においては、例えば園児がこれが性被害、性犯罪を受けているのかどうかという認識は、当然分からない、判断ができないという事情がかなり多くなるだろうという前提で、例えば性的なグルーミングですね、今、社会問題になっていますけれども、を正しく、従事者もですけれども、それを園児に分かりやすく伝えるような取組が必要だということで、研修の一環として、そういった要素を入れたりということを今考えております。

また、もみ消し等、実際、日本全国の中で、事例としては、可能性としては十分あり得る事象だと思いますので、ハード、ソフトともに、そこの対策は取っていく必要があると思っています。

具体的には、今年度ですけれども、区立保育園、防犯カメラを設置する予定がございまして、それは犯罪を未然に防ぐとともに、保育従事者の日常の、正しく保育をしているということを守るという両方がございますけれども、そういったことをいろいろ駆使しながら、園のハード、ソフト、あと、こどもへの対応というのをしていきたいというような方向を持っているところでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　ぜひ、そういった、やはり５歳未満、未就学児の子どもたちが、自分がやられたことが性被害だということを、なかなか認識するというのも、本当に、自分の子どもなんかを見ていると難しいんじゃないかなというふうにも思うわけなんですけれども、やっぱりそういったことをしっかりと教えていくということと、あと、やっぱり複数の目というのが、そもそも本当大事だなというふうに思うんですよね。そういった体制の確保というのを、ぜひ行っていただきたいなと。そこがやはりこういった性被害を防ぐ、本当に大事な取組だというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

それからもう一点なんですけれども、改正内容のイのところで、「特定理学療法士等」というふうになっているかと思います。この「等」のところには、理学療法士以外の方も含まれるのではないのかなというふうに思うんですけれども、ここをちょっと教えていただきたいのと。

それから、理学療法士というのは、そもそも、例えば保育園で働く場合ですと、発達支援や運動機能の向上を目的とした運動、遊びの指導、そういうのを、さらにその専門性を保育士へアドバイスをしていくというのが理学療法士の主な仕事だというふうに思うんですけれども、一方、保育士というのは、ゼロ歳児から子どもの発達を促す遊びや学びなど、一人一人に合わせた保育計画を作成して、保育を実施していくというのが保育士の方ですよね。だから、専門性がある意味全然違うといいますか、そういう職種だというふうに思うんですよ。

ですから、やっぱりそのあたりを、勤続年数が５年、それから保育士の方の１人のサポートがあれば、そういうのが認められるというふうになってきますと、そういう専門性との関係でいいますと、そのあたりどう整理するのか、やっぱりそのあたりちょっと課題になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかが考えているのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

それからもう一点は、改正内容のウのところなんですけれども、先ほど質疑の中で、大体区内の保育園については、おおむね15対１クリアしているというような御答弁だったかというふうに思うんですけれども、ただ、期間が、２年後の、令和10年３月31日までとするということになっていまして、この期間に設定した理由というんですかね、もし、もうほとんど上回っているのであれば、この当分の間の期限を前倒しにしてもいいんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、この令和10年３月31日にした理由というんですか、この辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　まず、特定理学療法士等の「等」は何かというところの御質問でございますけれども、こちらにつきましては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識及び経験を有する者というふうに定義づけがされてございます。

こちらにつきまして、いわゆる通常の保育士さんとこの特定理学療法士等の違いは何かというところでございますけれども、こちらにつきまして、いわゆる保育士としてのスキルではなく、そういった療育等も含めたスキルというところの中で、今回、国といたしましても、

新たに療育支援加算を見直しをしている等、行ってございますので、そういったところで、違いというものはあるのかなというふうに認識しているところでございます。

最後に、３歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直しでございますけれども、こちらにつきましては、国におきまして、令和９年度末をもって経過措置を終了するということが今回示されてございますので、それに従いまして条例を改正するというものでございます。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　理学療法士のところで、区立保育園のお話ですけれども、昨今、医療的ケア児ですとか要配慮の対応が非常に増えている状態です。現状は、看護師と保育士でペアを組ながら対応するということですけれども、ここに看護師からの声として、理学療法士がいてくれたらというのが実際声としてはあります。

今年の７月に、医療的ケア児支援法というのが改正をされまして、来年の４月から、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律ということで、この法改正によって、保育園でお預かりする医療的ケア児、要配慮児の質と量が増えるだろうと今、見立てがございます。そういった中でも、理学療法士の活躍というのは、一定あるかなと思っております。

しかしながら、先ほど小林委員からもあったんですけれども、特に小児を専門とする理学療法士の方というのが、市場的に取り合いというか、かなり少ないという状況がございますので、区立園でニーズがあって募集をしても、なかなか採用には至らないということがあるかもしれないんですけれども、必要性というところは感じているところですので、様々機会を捉えながら、どういった形で実現できるかということは検討していきたいと考えているところでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　今、課長さん言われた、その理由は、やはり理学療法士を採用していくということが本筋だろうというふうに思います。で、それと別に、専門性の違う保育士というのもやっぱり拡充していくということが本筋だというふうに思いますので、あとは態度表明で述べたいと思います。

○上田委員長　よろしいですか。はい。よろしいですね。

それでは、議案第41号の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員　議案第41号なんですけれども、まず、改正内容のアについてです。やはり性暴力は、被害者の尊厳を深く傷つけ、人生に与える影響は本当に計り知れず、決して許されない犯罪です。そして、とりわけ弱い立場にあり、被害を認識することが困難な子どもへの性暴力は許されません。やはり、子どもを守るべき立場の者による性犯罪を起こさせないのは、政治と社会に課せられた最低限の役割だというふうに思います。そういった点から、日本版ＤＢＳというのは求められていた制度だというふうに理解しております。

一方で、性犯罪の９割は、初犯というふうにも言われておりまして、質疑の中で明らかになりましたけれども、やはり職員体制を厚くしていくこと、それから職員の皆さんの研修、それから一番大事だなというふうに思うのは、人権教育、人権尊重に基づいた包括的な性教育、やっぱりこういったことを行っていって、児童・生徒たちが自分たちが受けたことは性被害だというふうに認識できる知識を得ていくということが欠かせないというふうに思います。そのことを申し添えて、改正内容のアについては、必要性を認めるものです。

改正内容のウについては、３歳児の年齢配置基準を15対１という改正がこの間行われていましたけれども、これを20対１が当分の間いいというものにしていたんですけれども、これを期限を10年３月31日までのものにするということで、こちらについても、保育の質の向上に一定資するものというふうに認めます。

一方で、改正内容のイについてなんですけれども、保育士と理学療法士などでは、専門性が異なり、特に理学療法士の場合には、発達支援、運動機能の向上を目的とした運動、遊び、指導、それから保育士への専門的なアドバイスを行うのが理学療法士の仕事です。

一方で、保育士というのは、ゼロ歳から５歳までの子どもの発達を促す遊びや学びなど、一人一人に合わせた保育計画を作成し、保障する専門家です。保育士が足りないからといって、専門性の異なる理学療法士をみなし保育士とする数合わせをするべきではないというふうに私たちは考えております。給与水準や配置基準のさらなる拡充を行って、労働環境の改善をしていくことが保育の質の向上にもつながるというふうに思います。

以上の理由により、改正内容のア、ウについては、前向きな改正というふうに認められる一方、イのような問題のある中身も含まれているというふうに考えておりますので、議案第41号について、日本共産党文京区議団は反対をいたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第41号について、先ほどの質疑で要望したことを付して、区民が主役の会は賛成いたします。

子ども性暴力防止法に基づき、子どもの安全、安心を確実に担保していただきたいと望みます。よろしくお願いします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　41号議案ですが、この改正条例案の児童対象性暴力の防止と、それから先ほどこども施設担当課長も小林委員に御答弁されていたように、専門家によるインクルーシブ保育の推進等、大変重要な条例改正案だと思います。維新の会、賛成をいたします。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　質疑でも言いましたけれども、性犯罪、性暴力を未然に防ぐということがやはり大事なことだというふうに思います。公明党、議案第41号、賛成いたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　自民党、議案第41号、今回は、子どもの性被害防止の強化、それと保育士不足についての条例の一部を改正するものであり、より子どもの保育の安全を担保するものと思います。賛成でございます。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第41号、賛成いたします。

(1)のところの日本版ＤＢＳに関して、ほかの委員からも、初犯が９割というところがあって、これ過去の犯罪歴の照会というのはあるんですけど、そこで確認できるのは１割になると。だから、いかに初犯を防いでいくのかということは大切で、野苅家課長も抑止が第一ですというのはおっしゃっていたんですけれども、石沢委員もおっしゃっていましたけど、子どもが性被害を受けているということを認識できる知識を与えるって、それはもちろん重要だと思うんですけど、一番大事なのは、知識があって自分で認識していても、子どもはやっぱり親を含めた大人にそれを伝えるのが一番ハードルが高いと思うんですね。そこで、やっぱり複数の目というのが一番重要なことだと思うんですが、職員を加配するといってもなかなか難しいところがあると思うので、極力、従事者と子どもが１対１になる状況をつくらない。回りの子どもって、見たままをそのままはっきり話すので、複数の目というのは、回りの子どもの目というのがすごく大事になってくるんじゃないかなというふうなことをちょっと考えていますので、それをちょっとお伝えさせていただいた上で、賛成といたします。

○上田委員長　それでは、議案第41号の審査結果を申し上げます。

賛成５、反対２、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第42号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基

準に関する条例の一部を改正する条例です。

提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第42号、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ39ページと、併せまして委員会資料第３号を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

１ページの項番１、改正内容を御覧ください。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備などを行うものでございます。

第２条等において、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備等を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日の翌日からといたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日といたします。

以上の議案第42号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員　この改正内容のアの部分で、満３歳以上限定小規模保育事業ですかね、こういうのを今条例改正の中でできるようにするという内容だというふうに思うんですけれども、一方、区の令和８年度の保育園の入園状況を見ると、３歳以上というのは、大体、定員に対して入園申込みというのが100人から200人くらい下回っているというような状況で、そんなに、こういう小規模保育、それを満３歳以上に引き上げていくというニーズがあるようには見えないんですけれども、こういった条例改正を今回されるというのは、区としてはどういう判断で行っているのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　今回、改正に至った経緯でございますけれども、これまで国家戦

略特別区域に限って認められておりました３歳児から５歳児までのみを対象とした小規模保育事業につきまして、区域に限られずに実施を可能とする児童福祉法の改正がありました。その改正に伴いまして、今回、基準等を追加するものでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　そういう国の方針が変わったということで、区も条例改正を行うというような御趣旨の答弁だったかなというふうに思うんですけれども、小規模保育施設というのは、区内の、例えばゼロ歳から２歳の保育施設を見ますと、割とビルの一室とかマンションの一室とか、そういったところでやられている保育施設というのが多いのかなというふうに思います。３歳以上の子どもたちというのは、やはり活発に動き回る、そういう発達段階にある子どもたちだというふうに思うんですけれども、そういう子どもたちの活発さと、その小規模保育という施設ということが、やっぱり広さとか設備の充実度合いとか、むしろ、そもそも園庭がね、今、なかなか文京区内の保育というのは園庭ないところも多いですけれども、やっぱりそういった点で、非常に課題があるんじゃないかなというふうに私なんか思うんですけれども、そのあたりについての区の認識はいかがでしょうか。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　現時点におきまして、事業所等から、この満３歳以上限定小規模保育事業を実施したい旨の特に御相談は来ておりませんが、今回、国のほうから方針を示されてございまして、満３歳以上限定小規模保育事業に取り組まない場合におきましても、各市町村において、当該小規模保育事業の創設に伴う改正を行うことは必要との見解が示されてございますので、こちら改正するものでございます。

○上田委員長　石沢委員、よろしいですか。

山田委員。

○山田委員　今のことに絡んでいるんですけれど、今現在では必要ないというのはよく分かっております。では、今後この保育の受皿として、その方向性というのかな、需要があるのかなという、その辺の見通しというのはどういうふうにされていますか。そこだけ。ないのであればないでいいんですけれども、あとは、そういうような保育はあまり考えていないでもいいんですけれど、ちょっとその辺のあたり御答弁ください。それだけです。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　今回、もともとその規制期を限って当該小規模保育事業を行っておりました観点としましては、３歳児以上の受皿という観点があったというふうに聞いてご

ざいますけれども、既存の小規模保育所等につきましては、卒園後の受皿を既に確保している場合でございましたり、あるいは卒園後に再度入所申込みする場合の加点をしているなど、加点がかなうような状況に配慮してございます。

現在、状況といたしましては、やはり年齢によって差が出てございまして、ゼロから２歳については、定員が満ちているケースが多うございますけれども、全体といたしまして、３歳児から５歳児クラスでは、定員に対して空きが目立つ状況というところもございますので、今後そういった状況も踏まえまして、一定、適正な対応というところは検討してまいりたいと考えてございます。

○上田委員長　よろしいですか。はい。

よろしいですね。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員　自民党、議案第42号、賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　公明党、議案第42号、賛成です。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　42号、国の改正により、区の条例も改正しようということですので、維新の会、賛成いたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第42号につきまして、児童福祉法の改正に伴う規定の整備ということで、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○石沢委員　そもそも小規模保育事業というのは、マンションやビルの一室でやることも多い事業だというふうに思います。この条例改正で、活発に動く３歳以上の子どもについても、そういった小規模保育事業を実施できるという条例改正ですけれども、これについては、子どもの活動を制限し、保育の質の後退を招くものであるというふうに私たちとしては言わざるを得ません。

この理由から、日本共産党は、議案第42号には反対をいたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第42号、賛成いたします。

○上田委員長　審査結果を申し上げます。

賛成５、反対２、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第43号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第43号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ49ページと、併せまして委員会資料第４号を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

１ページの項番１、改正内容を御覧ください。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備などを行うものでございます。

第２条第３号等については、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備を行うものでございます。

第13条については、家庭的保育事業等の設置者に対して、児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることを義務付ける規定を新設するものでございます。

第29条第４項等については、小規模保育事業所等に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たり、当該事業所の保育士による支援を受けることかできる体制を確保しなければならない規定を新設するものでございます。

附則第２項の規定については、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、３歳児に係る保育士の数を「おおむね20人につき１人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年３月31日までとする改正を行うものでございます。

また、その他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日の翌日からといたしますが、第13条の改正規定は、

令和８年12月25日といたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日といたします。

以上の議案第43号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員　１つだけ確認させていただきたいんですけれども、今回、このＤＢＳ以外は、家庭的保育事業等の中に、３人未満の子どもたちの保育を行う保育ママ、保育ママは入らないという認識でよろしいでしょうか。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　家庭的保育事業につきましては、特定理学療法士等の配置に関する特例の新設の対象ではございません。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　そのＤＢＳ以外、全部対象じゃないですよね。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　基本的にはＤＢＳはまず対象でございまして、３歳児の年齢的配置別基準につきましても、３歳児がそもそもございませんので対象外でございます。

○上田委員長　石沢委員。よろしいですか。

よろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員　まず、改正内容のアについてなんですけれども、アは、この前段の議案第42号のほうで、態度表明をさせていただいたとおり、規制緩和による保育の質の低下を行うものなどで認められません。

改正内容アの（イ）については、日本版ＤＢＳということで、必要性は認めます。

改正内容アのウについては、これも保育士以外の専門職の方を保育士とみなすというような規制緩和につながるものであり、本筋はやはり保育士を増やしていくということが必要ですので、ウについては認められません。

エについては、その他規制の整備ということ。

改正内容のイについては、３歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直しということで、令和10年３月31日までとするということで、認めるものであります。

全体として、前向きな改正内容もあることは評価しつつも、保育の質の後退を招く問題をはらむ内容も含まれており、日本共産党文京区議団は、議案第43号にいたしましては、反対をいたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　区民が主役の会は、議案第41号と同様の理由で、賛成いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　維新の会、先ほどの41号と同様で、賛成をいたします。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　公明党、先ほども議論してきましたので、議案第43号、賛成いたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　自民党、議案第43号、賛成です。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第43号、賛成いたします。

○上田委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

賛成５、反対２、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第44号、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第44号、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ55ページと、併せまして委員会資料第５号を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

１ページの項番１、改正内容を御覧ください。

本案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備などを行うものでございます。

第７条第２項については、満３歳以上の学級編制の基準を35人から30人に引き下げるものでございます。

第９条及び附則第９項については、主務教諭の職の設置に伴う規定の整備でございます。

第９条第３項については、幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たり、当該幼保連携型認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない規定を新設するものでございます。

第21条の２については、幼保連携型認定こども園の設置者に対して、児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に、児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付ける規定を新設するものでございます。

附則第２項の規定については、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、３歳児に係る職員の数を「おおむね20人につき１人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年３月31日までとする改正を行うものでございます。

また、その他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたしますが、第21条の次に１条を加える改正規定は、令和８年12月25日といたします。

以上の議案第44号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員　この中では、新たな問題として、主務教諭を設けるという、幼稚園のところにも、認定こども園等のところにも、主務教諭を設けるということが新たに条件になっている、制定の加入のところに新たに加えられることになっているというふうに思いますが、既に学校現場では、主務教諭、主任教諭というんですかね、のことが行われていて、結構、学校、教員不足の中で、新たな職を設けたことによって、校務分掌の調整や若手指導、そして保護者対応といった役割や業務が主務教諭に集中しやすくなっているということを聞いておりますけれども、今の現状についてお伺いします。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今の主務教諭のことですが、学校教育法の改正に伴いまして、今年度より、現在設置している主任教諭という職がございます、これについて、学校教育法上、主務教諭と同等とし、現在の主任教諭の名称や選考方法等については、現状どおりとなっておりますので、現状、今、幼稚園のほうには主任教諭は存在していますので、何ら職等、それから職務内容については変わりはございません。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　今、学校で、校長、副校長、それから主幹、それから主任ですか、その下に主務教諭を置くということなんですが、主幹を置いたときには、もう校長、副校長の下にまた主幹を置いてどうするのかなというふうに、そんな序列をつくってどうするのかなというふうに思ったんですが、その下にまた主務教諭を置くという、こういうことについて、今現在、教育担当のところではどのようにお考えなんですか。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今、お話ございました校長、副校長と管理職、そして主幹教諭と、それぞれに職の役割がございます。また、主務教諭は、主任教諭の下ではございませんで、同等の職となりますので、現在の主任の職は、今までの主任教諭の職の役割をしますので、先ほど委員のほうからございました、例えば若手教諭の育成でしたり、それから教員間の調整、総合的な調整を行うという役割は、現状と変わりはございません。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　その主務教諭を、今度、認定こども園等に置くということですけれども、今、園長、副園長、それから主任というふうになっておりますけれども、幼稚園について、その下に主務教諭を置くということになるんですか。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　先ほどの答弁と同じになりますが、現状、主任教諭が認定こども園のほうには存在していますので、職は変わりません。また、これから開設される園についても、同じでございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　態度表明のときに。はい、結構です。

○上田委員長　それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員　自民党、議案第44号、賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　公明党、議案第44号、賛成です。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　先ほどの42号と同じく、国の改正により規定整備を行う条例でありますので、維新の会は賛成をいたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第44号につきまして、文京区には幼保連携型認定こども園はありませんが、区民が主役の会は、議案第41号と同様の理由で賛成いたします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○関川委員　議案第44号については、主務教諭の創設によって、幼稚園現場でも同僚間に上下関係の固定化や、心理的距離が生じて、結果として現場の負担が増すということも生じかねません。業務の集中や上下関係の固定化といった学校で起きている同様の問題が保育の現場でも生じる懸念があることから、認定こども園における主務教諭の創設には、日本共産党は、このことについては反対です。

それから、理学療法士についても、先ほどから述べている、保育士をきちんと配置した上での理学療法士の配置については賛成できますが、保育の穴埋めに理学療法士が採用されることについては賛成できません。よって、この議案第44号について、日本共産党は反対いたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第44号、賛成いたします。

○上田委員長　44号の審査結果を申し上げます。

賛成５、反対２、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第45号、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第45号、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ59ページと、併せまして委員会資料第６号を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

１ページの項番１、改正内容を御覧ください。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定の整備などを行うものでございます。

第４条第２項については、満３歳以上の学級編制の基準を35人から30人に引き下げるものでございます。

第６条第４項については、認定こども園に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たり、当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない規定を新設するものでございます。

第10条の２については、認定こども園の設置者に対して、児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付ける規定を新設するものでございます。

附則第２項の規定については、保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、３歳児に係る保育従事職員の数を「おおむね20人につき１人以上」とすることを求める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年３月31日までとする改正を行うものでございます。

また、その他規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたしますが、第９条第１項の改正規定及び第10条の次に１条を加える改正規定は、令和８年12月25日といたします。

以上の議案第45号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員　１点だけ確認させてください。

現在、これに該当するのは、元町こども園とお茶の水女子大学こども園だと思うんですけ

れども、学級人数、これ35人を30人とありますから、今現在、たしか30人もしくは30人を下回っているということでよろしいですよね。そこだけ確認させてください。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　委員の御認識のとおり、既に30人以下の学級編制となってございますので、直接の影響はないものと考えてございます。

○上田委員長　山田委員、よろしいですか。はい。

皆様、よろしいですか。よろしいですね。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員　議案第45号については、満３歳以上の学級編制の基準の引下げ、それから日本版ＤＢＳについては賛成できますが、やはり41号で議論したように、特定理学療法士の件については、保育士配置基準をきちんとした上での理学療法士の配置ならば賛成できますけど、そういうことで賛成できる部分と賛成できない部分が入っておりますので、議案第45号、日本共産党は反対いたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第45号について、区民が主役の会は、これまでと同様の理由で賛成いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　45号、賛成いたします。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　議案第45号、これまでの議論と同様に賛成いたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　議案第45号、賛成です。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第45号、賛成いたします。

○上田委員長　それでは、議案第45号の審査結果を申し上げます。

賛成５、反対２、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第46号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第46号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ63ページと、併せまして委員会資料第７号を御覧ください。

主な改正内容について、委員会資料により御説明いたします。

１ページの項番１、改正内容を御覧ください。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者に対して、児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付ける規定を新設するものでございます。

本条例の施行期日については、令和８年12月25日からといたします。

以上の議案第46号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員　文京区の乳児等通園支援事業ということで、令和９年度以降の実施に向けてキッズルームも予定されておりますけれども、キッズルームも義務対象施設となるということで大丈夫ですかという確認と、今後、民間の子育てひろば的な居場所事業がられつに加わった場合も、義務の対象となるのか、それとも任意の団体として取り扱われるのかということを確認させてください。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　現在実施しております誰でも通園制度、乳児等通園支援事業につきましては、こちらの義務対象という形でございます。ただ一方で、キッズルームにつきましては、任意の事業所だったというふうに記憶してございます。

○上田委員長　小林委員、よろしいですか。皆様、よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員　議案第46号、こども誰でも通園制度にも、日本版ＤＢＳを含む、子どもを性暴力

から守るというための条例整備というふうに理解します。自民党は賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　議案第46号、これまでの議論同様に、賛成いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　維新の会、賛成いたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第46号につきまして、区民が主役の会は、これまでと同様の理由で賛成いたします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○石沢委員　私たち日本共産党文京区議団は、誰でも通園制度については、児童福祉法の24条における保育の実施責任が及ばないという点や、十分な保育の質を確保するという点で課題があるという点を踏まえて、制度そのものには反対をした経過がございます。

一方で、今度の改正案については、子どもたちを性暴力から守るための日本版ＤＢＳの規定を新たに盛り込むという中身であり、子どもたちを性暴力から守るという点では、必要な取組であるというふうに認め、日本共産党文京区議団は、議案第46号、賛成をいたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第46号、賛成いたします。

○上田委員長　議案第46号の審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第47号、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田こども未来部長。

○多田こども未来部長　ただいま議題とされました議案第47号、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ65ページと、併せまして委員会資料第８号を御覧ください。

本案は、児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、第22条第３号の２における引用条文の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、公布の日からといたします。

以上の議案第47号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、

お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員　１点だけです。今回のこれは一時保護施設にこども家庭ソーシャルワーカーを配置できるようにするというものなんですが、このこども家庭ソーシャルワーカーの配置を追加ということは、人手不足を解消するためのものなのか、それともこういったこども家庭ソーシャルワーカーという人材を活用して、一時保護の質を高めるためのものなのか、どういった狙いで今回追加がされたというところ、このこども家庭ソーシャルワーカーそのものもどういう方なのか、ちょっとイメージできないんですけれど、そのあたりも含めて教えていただければと思います。

○上田委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　今回の改正におきます、このこども家庭ソーシャルワーカーの位置付けというところでございますけれども、今、条例の中としては、この資格がある者が児童指導員になれるというようなところの中身でございます。

今、委員からお話がありました、こちらの資格というのは、こども家庭庁からの認定を受けた資格というところになりまして、現在、一般財団法人の日本ソーシャルワークセンターが研修の認定試験、あるいは資格の登録を行っているというところでございます。

委員お尋ねのどういった中身の資格かというところなんですが、児童相談所などの児童に関わる現場で一定の経験を積んだ職員が、子どもや家庭の支援に必要な専門性をさらに高めるというところの資格となってございまして、組織におきましては、いわゆる中堅職員でありますとか、あるいは将来のスーパーバイザーと見込まれる職員等が取得されることが想定されるものと認識してございます。

今回の規定改正につきましては、特に今現在は日本ソーシャルワークセンターなんですが、今回規定同法人のみを特定したものではございませんで、将来、認定法人が変更された場合も含めまして、この資格制度そのものをより安定的に維持していくというための改正であると認識してございます。

○上田委員長　よろしいですか。皆様、よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員　議案第47号ですけれども、児童福祉法施行規則の一部改正に伴う、引用条文の整備ということですので、日本共産党文京区議団、議案第47号、賛成をいたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第47号につきまして、規定の整備による改正とのことで、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　維新の会、賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　公明党、賛成です。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　自民党、議案第47号、賛成です。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第47号、賛成いたします。

○上田委員長　それでは、47号の審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第48号、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例と議案第49号、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例です。

こちらは、報告事項１、幼稚園型認定こども園の開設についてがこの議案に関連するため、先にその報告を受けることとし、その後、議案第48号、議案第49号の提案理由説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項１の説明をお願いいたします。

真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　それでは、資料第１号、幼稚園型認定こども園の開設について、御説明いたします。

１ページを御覧ください。

多様化する保育ニーズへの対応、及び質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を実施するため、文京区立柳町幼稚園及び明化幼稚園を認定こども園として開設するものでございます。

開設年月日は、令和９年４月１日でございます。

所在地及び建物につきましては、記載のとおりでございます。

定員及び学級編制でございます。

４園それぞれ１号認定利用の３歳から５歳児までが計68人、２号認定の３歳から５歳児までが計42人、３号認定の１歳及び２歳児が計21人、合計131人の定員となります。

次に、教育・保育時間でございます。

１号認定利用は、月曜日から金曜日までの午前９時から午後２時まで、また、２号、３号の認定利用は、月曜日から土曜日までの午前７時15分から午後６時15分までとなります。

次に、２ページを御覧ください。

保育料等でございます。

保育料としましては、無償となってございます。預かり保育料は、区立幼稚園と同額となり、また、延長保育利用料は保育園と同額としてございます。

また、給食につきましては、全ての園児に提供してまいります。

次に、それぞれの園の配置図でございます。

記載のとおりでございますが、それぞれの園舎につきましては、整備が完了しておりまして、既に園の運営を行っているところでございます。

最後に、３ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。

本件につきましては、区報において園児募集の案内を行い、来年４月に開設を予定しているところでございます。

御説明は以上になります。

○上田委員長　次に、議案第48号、議案第49号の提案理由の説明をお願いいたします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　ただいま議題となりました議案第48号、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ67ページを御覧ください。

本案は、文京区立柳町幼稚園を幼保一元化施設として運営するために定めていた条例について、同園が幼稚園型認定こども園として開設することに伴い、廃止するものでございます。

本条例の施行期日は、附則第１項に規定しておりますとおり、令和９年４月１日でございます。

附則第２項及び第３項につきましては、本条例の施行に伴い改正が必要となる関係条例の規定整備でございます。

次に、議案第49号、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ69ページを御覧ください。

本案は、文京区立柳町幼稚園及び文京区立明化幼稚園の２園を幼稚園型認定こども園として開設することに伴い、改正するものでございます。

主な内容は、別表への２園の名称及び位置の追加となります。

次に、附則ですが、本条例の施行期日は、附則第２項に規定しております準備行為を除き、令和９年４月１日でございます。

附則第３項及び第４項につきましては、本条例の施行に伴い、改正が必要となる関係条例の規定整備でございます。

以上、２議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員　幼稚園型認定こども園が柳町と明化に来年４月１日に開設するに当たっての条例改正だと思いますけれども、令和７年度に元町が認定こども園として、第１号として開設したわけですけれども、認定こども園化することによって、あのときは場所の変更とかもありましたけれども、園児の人数も大幅に増えるということもあって、結構、幼稚園の現場というか、先生方も御苦労されたということもお聞きしましたが、今回この２園が認定こども園化するに当たって、教育委員会として、配慮というか、注意すべきというか、そのあたりはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　先行して、元町幼稚園が認定こども園となったところでございます。その状況といたしましては、応募いただいた保護者の方々、非常に多くいらっしゃいまして、人気がある園となってございます。やはり１歳から５歳まで一貫した教育・保育を受けることができる施設として、それのニーズ、また、幼稚園として幼児教育を受けたいといったニーズもやはり一定あるのかなというふうに認識しているところでございます。

これから開園する２園につきましては、元町幼稚園のほうに研修等も行っていって学んでいるところでございます。いろんな開園時の苦労というところはあったとは思いますけれど

も、そういった元町のこれまでの運営について、必要に応じていろいろと支援を今後もいただくことと思いますけれども、元町に倣って、この２園、非常に人気になっていくことというふうに考えているところではございます。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　分かりました。その辺、元町の方からも、お聞きして、スムーズに４月１日開園できるように、準備を進めていただければというふうに思います。

あと一点、募集も結構人気があるということで、定員が増えることによって、周辺の私立幼稚園とか保育園、私立保育園か、の影響もあるのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　例えば認定こども園明化幼稚園の場合ですと、区立でいくと一番近いのが千石保育園になります。千石保育園は現在、区立の中で一番園児が多い園でございまして、その中でも特に３、４、５が一定定員を割っているという状況です。認定こども園化されますと、恐らく明化幼稚園に３、４、５歳が流れるようなトレンドも生じるかなと思いますので、例えば近隣の園は、特に幼児クラスについては、定員の見直しということは、もしかしたら必要かなというような状況で、今、認識で捉えております。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　分かりました。その辺、区民のニーズということもありますけれども、先ほど言いましたけれども、４月１日に向けて、体制をしっかり整えていただければと思います。あとは、態度表明で。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　このたび、元町の認定こども園に続いて、柳町の認定こども園と明化の認定こども園が新たに新設をされるということの御報告ですけれども、この一覧表になっている園児の数ですけれども、この園児の数については、平成28年の教育委員会で、人数合計で、１号、２号、３号認定で131人ということで、両方で数を定めていますけど、今現在、子どもとの関係でどうなのかなというふうに思います。特に柳町幼稚園、認定こども園については、近くの保育園ですね、にじのいるか保育園が廃園になるというようなことになりますので、その辺のところで、１、２、３歳のところの影響はないのかどうかということ。

それから、先ほど岡崎委員も聞かれましたけれども、私立幼稚園との関係はどうなのかということ。

それから、区立幼稚園が10人に満たない場合は、募集を停止するということが、今でもこの認定こども園についてはつながって、採用されるといったらおかしいですけど、そのことについてどのようにお考えなのかということ。

認定こども園については、保育士と幼稚園教諭と両方免許を持つ先生が配置をされるということでよろしいんでしょうか。

○上田委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　にじのいるか保育園小石川の閉園までの間の御質問でございますけれども、こちらにつきましては、令和11年度末の閉園を予定してございますけれども、それまでの間におきましても、入園の募集は停止しないと聞いてございます。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　私からは、２つ目の私立幼稚園との関係性でございますけれども、文京区内のゼロから５、乳児から幼児を持つ保護者の方にとって、様々な選択肢を御提供することが必要だと思っております。私立、区立の幼稚園、私立、区立の保育園、そして認定こども園ということで、教育・保育様々な御家庭によってニーズかございますので、選択をできるような幅が広がったという受け止めをしていただいて、多様な選択の中から一番適切なサービスを御利用いただくということで、私立幼稚園もその選択肢ですし、認定こども園もその選択肢であるという認識でございます。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　募集停止というのは、要綱のことかなと思いますけれども、今回開園する明化と柳町については、この要綱の対象外となっておりますので、要綱に載っている対象園がその基準にのっとって今後も進めていくというところはございますが、この２の園については対象外となってございます。

また、教員の配置というところでございますけれども、幼稚園教諭と保育士が両方配置されるということではなくて、幼稚園型認定こども園につきましては、幼稚園教諭が１歳から５歳まで見ていくという形での教員配置となってございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　10人に満たない場合は募集を停止するということ、お答えありましたっけ。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　10人に満たない場合の募集停止というところの要綱の定めの対象園に、柳町も明化幼稚園もなってございませんので、その件はそういった対応をする予定ではござ

いません。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　今回の場合だけでなくて、今まで幼稚園の場合、10人に満たない場合は、募集を停止するという要綱があったと思いますけど、それは認定こども園にも採用って、通知をされるということになるんでしょうか。その前に決めたことが今でも生きているということの理解でよろしいんでしょうか。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　要綱自体は生きております。その要綱の中で対象園になっているところが、その10人に満たなかったときの対応を行うということで考えてございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　では、10人に満たない園については、募集を停止するということがまだ生きているということですよね。これから子どもたち、幼稚園教育、認定こども園でしていくということに当たっては、やっぱりちゃんと応募した方が入れるような形を取っていかなければいけないと思いますので、私立幼稚園とのバランスを考えながら、幼児保育を受けたいという方が受けられないような形になるというのはまずいというふうに思いますので、認定こども園に当たっても、充実をさせていくようにしていただきたいと思いますのと、元町幼稚園については、場所が遠くなって募集が減るのではないかというふうに元町認定こども園については思っておりましたが、人気がたくさんあって、充実した保育が、この間も伺いましたけど、行われているということで、新たに開園する２園についても、充実方をお願いしておきたいと思います。

○上田委員長　12時となりましたので、お昼休憩を取りたいと思います。

１時より再開いたします。

午後　０時００分　休憩

午後　０時５６分　再開

○上田委員長　それでは、文教委員会を再開いたします。

午前に引き続きまして、関川委員への答弁が終わって、関川委員の質問からです。

関川委員、どうぞ。

○関川委員　最後になりますけれども、この長時間保育、今度、預かり保育となるんですね、預かり保育が午前８時から午前９時、午後２時から午後６時15分と、延長保育が午後６時15分から７時15分、それから午前７時15分から午後６時15分というふうになっておりますけれ

ども、この人数については変わりないんでしょうか。

それと、応募状況は、これからですが、元町認定こども園なんかの状況を見たときに、今度の支援については……。

○上田委員長　関川委員、午前中質問されて、御答弁いただいたところからの続きでお願いいたします。

○関川委員　分かりました。

○上田委員長　もう一回お聞きしますか。では、真下教育総務課長。簡単に、簡潔に。あ、では、宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　預かり保育につきましては、現在の環境を継続できるように進めてまいりたいと思います。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　預かり保育と長時間保育について、基本的には変わりがないということで、今、元町の認定こども園については、希望する方がちゃんとその枠に入れているという理解でよろしいんでしょうか。

○上田委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　現在の元町幼稚園の預かり保育の状況ですけれども、定員待ちが数名発生しているところではあります。登録利用と一時利用の部分がありますけれども、登録利用について数名発生しておりますが、一時利用等を活用することで対応させていただいているところでございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　分かりました。ぜひ、その辺のところ、希望した方が入れるように、多様なニーズということで、ニーズに対応するということで、認定こども園をつくるということなので、ぜひその辺、よろしくお願いします。

それと、児童福祉法の第24条については、生きる施設だというふうに思うんですが、児童福祉法の24条を基本に置いて保育を行っていただきたいというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　こども園ですので、幼児教育、また保育といったところを行っていくというところでございます。幼児教育については教育要領をもって、また、保育については保育指針をもって、適切に子どもたちを見ていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　基本は、学校教育法になると思いますが、児童福祉法の24条というのは、やっぱり保育の基本になるものですので、自治体の責任、役割を明記しているものですので、ぜひそこのところを基本に置いていただきたいのと、その10人に満たないと募集を停止するということは、随分前の学校統廃合のときに決めたものなので、ぜひその辺については、再度検討していただいて、希望するお子さんが認定こども園に入れるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○上田委員長　それでは、小林委員。

○小林委員　私のほうからは、区立幼稚園の認定こども園化に当たって、私立幼稚園から出ている要望を中心に質問させていただきます。

まず、これまでの経緯を簡単に、整理して説明させていただきます。平成７年12月の区立学校の適正規模適正配置についてという文京区立学校適正規模適正配置審議会の最終答申の中で、区立幼稚園の配置見直しに当たっての基本的な考え方は、次のように示されております。本区の幼稚園教育は、公私立幼稚園の協力関係の下に築かれてきたものである。したがって、区立幼稚園の配置見直しに当たっては、私立幼稚園の現状も考慮することが必要であるとあります。

平成13年、教育委員会決定の文京区立幼稚園の適正配置では、本駒込幼稚園、根津幼稚園、３歳児、青柳幼稚園、後楽幼稚園、４歳児の応募人数が12人未満の場合は、クラス編制を行わない。２年、根津の３歳児の場合は、３年続いたら閉園と決められました。

そして、平成24年の文京区私立幼稚園連合会と文京区における子育て支援施策の推進に関する協定書において、当時、幼児人口の増加による３歳児募集枠の拡大、長時間延長保育の実施を決めるとともに、もう一方で、幼児人口の減少その他の要因により、幼稚園及び保育園の待機児童数等に変化が生じた場合は、速やかに当該施策の見直しについて協議する。この場合において、幼稚園における園児募集数、クラス定員数等の縮小が必要になるときは、文京区立幼稚園から縮小に取り組むものとすると定められております。

この取決めについて、令和６年度、文京区公私立幼稚園連合協議会、７月30日の議事録を見ますと、年少人口の減少の局面になった場合、速やかに当該政策の見直しを協議しましょうとあり、幼稚園の園児募集数や定員、クラス定員の縮小が必要な場合は、区立幼稚園から縮小に取り組むものとするという協定ですが、それはそのままずっと生きており、この部分

はまだ継続していると考えていると区は答弁されています。

また、昨年度の依田委員の本会議質問・答弁でも、協定の御指摘の部分は有効であると認識していますと教育長答弁がありました。

そして、令和８年７月28日の文京区公私立幼稚園連絡協議会では、令和７年度の報告として、区立認可保育所は30人増、私立認可保育所は13人増、柳町保育園、お茶の水大学こども園、認定こども園の元町幼稚園の待機が多い中、区立幼稚園増減なし、私立幼稚園18人減少となっており、幼児保育の無償化で、保育園は増えたが、私立幼稚園は人数が増えない現状があり、私立幼稚園の経営は極めて厳しい状況にあるとの訴えがありました。

また、文京区公私立幼稚園協議会の佐藤委員による要望書にも、切実な声が書かれており、ここから質問なんですけれども、１つ目、区立幼稚園の認定こども園化の私立幼稚園への影響について、どう考えているのか。

２つ目、適正配置の考え方として、平成24年の協定は生きているのか。今こそ実施するときではないのか。

３つ目、少子化の流れの中で、区立幼稚園、認定こども園、私立幼稚園、区立保育園、私立保育園が併存する中、受入れ施設の調整はどのようにするのか。整理の方向性はどうお考えかなどの質問を突きつけられております。

それら３つの質問に対して、区はどのようにお考えなのか、御回答ください。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　私立幼稚園への影響というところでございますけれども、これまでも公式の場において、こども園化するといったところの報告をさせてきていただいてございます。私立園のほうから、私立への影響といったところも御意見をいただいているところではございます。そういったところ、これまでの協議の中において、協定の中身であるとか、そういったところの協議も、今でも有効なものというふうに認識しているところではございます。

引き続き、私立幼稚園のほうには丁寧に御説明をさせていただきまして、御理解いただきながら、このこども園化といったところは進めていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　区立幼稚園、認定こども園、私立幼稚園との関係性でございますけれども、今、委員から御紹介いただきましたとおり、協議会の場におきまして、私立幼稚園に対して区がどのような支援をしていくかというようなことは確認はされているところでござ

います。今年度ですけれども、例えば私立幼稚園に通う保護者の方に対しての補助金を増額したりですとか、私立幼稚園に入園が促されるような取組はしているところでございます。

新たな御要望といたしましては、保護者ではなくて、私立幼稚園の経営に直接関わるような、園の運営に何かプラスになるような政策も必要ではないかという御要望もいただいているところですので、それは予算上でどう反映するかはこれからですけれども、検討の材料の一つにはなっているというところでございます。

区といたしましては、区立幼稚園、認定こども園、私立幼稚園は、何もそれぞれ対立するようなものでは当然なくて、先ほども御答弁申し上げましたけれども、それぞれ保護者の方のニーズ、選択に合った民意を選ぶことができると、その中の一つにそれぞれが存在しているというようなところを維持していきたいと思っております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　区民が主役の会では、例えば、今後予定されております区立小日向台町幼稚園の認定こども園化に対して、近隣の私立幼稚園だけではなくて、特に最近は欠員が目立っている、待機児童対策でたくさん造っていただいた私立保育園の経営にも大きな影響を与えることになるのではないかというふうに指摘してまいりました。

こども園は、施設は新しくなり、広い園庭もあり、給食も用意されます。しかも、定員数、１歳児、２歳児は10人、11人と限られていて、１人当たりに換算するととても手厚く、フルスペックのため、当然人気が出て応募が多くなります。

以前の子ども・子育て委員会でも、こども園化する際には、周辺の私立幼稚園や私立保育園の経営を圧迫させないよう配慮や対策をするべきではないか、そもそも在り方、配置を見直す時期に来ているのではないかというふうに申し上げましたが、今回、公私立幼稚園連絡協議会のほうでも強い要望が出ているので、定員調整、先ほどちょっと定員調整というお言葉が聞こえたような気がしたんですけれども、定員調整などの対策があるのか、在り方そのものを見直す、要綱などを見直すべきではないかということでお伺いしたいと思います。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　今、年少人口の低下等ある中で、過去にそういったところを取り決めたときの状況とは変わっているところはあるかなというふうには認識しているところではございます。近年、３歳児人口も減少傾向にあるところではございますけれども、今年度におきましては、微減という形で、その傾向が緩くなっているところもございます。今後、この先減っていくのか増えていくのか、また維持するのかって、今の現時点ではなかなか見えない

ところがございますので、現時点におきましては、こういった見直しというところは考えてございませんけれども、引き続きその状況の推移を見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　私立幼稚園だけではなく、私立の認可保育園に関しても、やっぱり自己責任ということで経営をお任せして、経営困難に陥っているのに何も手だてはしないということはないようにまずお願いしたいのと、やはりこうした人口の動態も含めて、社会は変化して、働き方も含めて、変化しているところではあるので、ぜひ、在り方を見直すべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　私からは、定員のところでお聞きしたいんですけれども、幼稚園型の認定こども園ということで、１号認定の３歳から５歳、そこの部分が２号認定よりも多く定員を設けているというところ、この数字というんでしょうかね、本来だと、本来という言い方は変ですけれども、私がちょっと思ったのは、長く、早くからそして遅くまで預かってくれる、やっぱり２号認定のニーズというのが、少なからずとも多いのかなというふうに思ったんですが、そうではなく、１号認定のほうで枠を多く設けているというのは、元町の前例もあるので、そういったことからこういうふうな形になっているのか、この辺の根拠というんでしょうかね、定員の数について教えていただけたらと思います。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　幼稚園型認定こども園の定員設定でございますけれども、こちらのほう、運営委員会というものを令和５年度に検討しているところでございますけれども、その中に幼稚園長や保育園長も入り、また教育機関等の関係部署も入って、このあたりを検討しているところでございます。教育・保育に適する人数配置というのをこの中で決めたところでございまして、総合的に他の、例えばこの柳町こども園の状況であるとか、あとお茶の水女子大学こども園の状況だとか、そういったところも含めて検討したところでございます。その結果、今の人数設定といったところを検討して出したところでございます。

今、委員御指摘の３歳児のところですね、１歳、２歳といったところでございますけれども、元町の例でいきますと、１号認定16人の応募に対して、７年度においては45人、令和８年度においては37人の応募をいただいているところでございまして、幼稚園機能であるこの１号認定のところについて、一定のニーズはあるものかなというふうに考えてございますの

で、まずはこの定員設定のところで進めていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　よく分かりました。ありがとうございます。で、元町のほうが、１つ目のこども園ということで、前例として先に進んでいるわけですけれども、そういったところでの課題といったらあれですけど、よかったところだったりとか、課題だったりとかするところを、今回の２園で何か取上げたところとか生かしたところとかってあれば、そこだけ、あと教えてください。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　元町幼稚園のほうが先行して開園して、今、２年目を迎えているところでございます。最初、元町幼稚園は、初めての開園ということで、いろいろと課題等もあったところでございますけれども、２年目を迎えて、大きく課題といったところはないところかというふうに聞いてございます。

これから開園する２園につきましては、やはり前例となる元町幼稚園のいろんなノウハウを吸収できるところはあるかなというふうに考えてございます。例えば、変則勤務になりますので、そのシフトの組み方だとか休憩だったり、あるいは引継ぎの方法であったり、また保護者の生活スタイルに合わせた配慮といったところも、行事の配慮ですね、そういったところも必要になるかなといったところもございますので、そういったところを元町幼稚園のほうとも相談しながら決めていっているというふうに聞いてございます。

また、１歳から５歳まで一貫して教育・保育を行うというところの施設でございますので、元町幼稚園のほうに職員が研修に行って、一定、学んできているというところも、元町幼稚園が先行したところの利点というか、参考にしているところではございます。

○上田委員長　よろしいですか。皆様、よろしいですか。はい。

それでは、態度表明に入ります。

まず、48号からお願いします。

自由民主党さん。

○山田委員　この48号に関しては、柳町こどもの森保育園がなくなって、今度こども園化するということで、そこの部分の条文が削除されたということです。自民党は、条文の整理ということで、48号、賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　議案48号、質疑でもしましたけれども、来年の４月１日からスムーズにというか、

問題なく開園できることを期待いたしまして、議案第48号、賛成いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　48号、規定整備に必要な改正案だと思います。賛成いたします。

○上田委員長　区民が主役の会さん。

○小林委員　議案第48号につきまして、区民が主役の会は、認定こども園化が現在既に経営を圧迫されている私立幼稚園や私立保育園に与える影響を鑑み、定員調整はもとより、配置等の在り方から見直すべきだと考え、反対いたします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○関川委員　議案第48号については、区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例ということで、柳町幼稚園の廃止に伴うものなので、議案第48号については、日本共産党、賛成いたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第48号、賛成いたします。

○上田委員長　議案第48号の審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第49号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員　議案第49号については、区立認定こども園柳町幼稚園と認定こども園明化幼稚園の新設についての議案であり、幼稚園と保育園の特徴を併せ持った施設であり、多様化する教育や保育ニーズに対応するための施設であり、一層の充実を求め、議案第49号について、日本共産党、賛成いたします。

○上田委員長　区民が主役の会さん。

○小林委員　議案第49号につきましても、同様の理由で反対いたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　維新の会、賛成いたします。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　公明党、議案48号同様に賛成いたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　こちらも、こども園の柳町幼稚園、それから認定こども園の明化幼稚園が開設されることによる条文の整理ということで、自民党は賛成いたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第49号、賛成いたします。

○上田委員長　それでは、議案第49号の審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第50号、ブックリターントラック外九十九点の買入れについてです。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　ただいま議題とされました議案第50号、ブックリターントラック外九十九点の買入れについて、提案理由を御説明いたします。

議案集データの71ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第８号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、提案するものでございます。

まず、買入れの目的は、本駒込図書館初度調弁でございます。

次に、契約の方法でございますが、指名競争入札によりまして、去る７月９日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金8,318万3,320円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目１番13号、幸和商事株式会社、代表取締役、吉田武史でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員　ちょっと基本的なところを伺いたいんですけど、ブックリターントラックの購入ということで、今回、契約方法が指名競争入札ということになっていると思います。こういったところでは、こういう指名競争入札というのが一般的なのか、つまり図書館の什器の購入とかこういうところでは、この指名競争入札というのが一般的な手法として取られるものなのか。一般競争入札とかそういうものを取らなかった理由というのは何かというのをまずちょっと１点、最初確認しておきたいということが１つです。

それからもう一つは、いよいよオープンまで残り僅かということで、今回、初度調弁の備品購入ということで、99点ですかね、ありますけれども、実は、聴覚に障害のある方からは、

いろんなバリアフリー対応の様々な備品購入というものも、実は私のところにちょっと要望として寄せられておりまして、例えば、受付やレファレンスサービスで、聞こえにくい人のためのスピーカー、それから字幕表示装置、それから遠隔手話通訳用のタブレット、また筆談ボード、音声認識アプリを利用したタブレット端末、こういうものをリニューアル後の本駒込図書館には置いてほしいというような、そういう声なんかが寄せられておりますけれども、こうした備品というのは、今回、購入するブックリターン外99点の中に含まれているのかどうか、これについて確認をしておきたいというふうに思います。

○上田委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、指名競争入札を採用した根拠でございますけれども、地方自治法の施行令の第167条におきまして、この指名競争入札が取り得る条件が３つほど挙げられております。その中で、その契約の性質や目的が一般競争入札に適しないものの場合に、指名競争入札ができるという、まず前提がございます。

今回の初度調弁の契約につきましては、おおむね２か月余りという限られた期間で、これだけ多くの、合計100種類の様々な品物を調達して納入するという業務でございますので、これを確実に着実にやるためには、やはり一定の実績があったり、一定の能力を有する事業者を、中から事業者を複数指名いたしまして、その中で価格の競争をしていただいて、落札者を決める方法がまさに望ましいと判断して、指名競争入札にしたところでございます。

なお、この手の初度調弁の入札につきましては、この指名競争入札を使うケースが多くなっておりまして、例えばこの２月議会で、清掃事務所の初度調弁に関する契約におきましても指名競争入札で行ったものがございます。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　今回のこの初度調弁の中には、そういった字幕付きのタブレットであるとか、そういったものについては入っていないんですけれども、このあたりについては、もう既に導入済みでございまして、本駒込図書館の改修後にも当然導入されるものでございます。筆談用のタブレットだったり、通訳のアプリ、こういったものが既に入った上で、受付とかレファレンスサービスにおいて活用しているというところでございます。

○上田委員長　石沢委員、よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員　私のほうからは、ブックリターントラックについてお伺いします。

閉館後の時間外や休館日に利用でき、200冊の受入れ可能なブックリターントラックは、

図書館に入る階段を上がったところに設置されると伺っております。本駒込図書館の改修では、区民が主役の会だけではなく、多くの会派が図書館側の階段に外付けされるエレベーターを要望しておりましたけれども、建物の構造上の問題でつけられませんでした。となると、車椅子利用の方は、時間外の本の返却をしたいときに、このブックリターントラックを利用できないと思いますけれども、何らかの対策はされるんでしょうかということをお伺いいたします。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　委員御指摘のとおり、今回の改修においては、外付けのエレベーター、図書館側のエレベーターはつけられないというところでございます。

今、平日や土曜日であれば、21時までは勤労福祉会館側のエレベーターで図書館まで上がっていただければ、返却可能でございまして、勤労福祉会館の中にあるということで、21時30分までは１階の部分に図書返却ボックスを設置しているところでございます。

ただ、御指摘のとおり、開館時間外の図書返却ボックスにつきましては、階段を上がる必要がどうしても生じてしまうというところで、御不便をおかけしてしまうというところでございます。

今後の展開につきましては、図書返却ボックスを別途図書館側の１階の部分に設置するということも、物理的にはもちろん考えられるところではございますけれども、図書ボックスを１階の外に設置することで、安全性であったり、本をはじめとした貸出し資料が濡れてしまう可能性だったり、あと、そのスペースを含め、施設管理者等の理解など、ちょっと課題は多いものというふうに考えているところでございます。

○上田委員長　小林委員、よろしいですか、以上でよろしいですか。はい。

皆様、よろしいですか。はい。

それでは、議案第50号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員　自由民主党、議案第50号、賛成です。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　公明党、議案第50号、賛成です。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　本駒込図書館の機能充実と利便性向上に必要とのことですので、維新の会も賛成いたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　議案第50号につきまして、区民が主役の会は賛成いたします。

先ほどの件なんですけれども、何らかの対策は今後も引き続きちょっと知恵を絞っていただきたいなということを要望したいと思いますし、また、外付けのエレベーターに関しましては、都営住宅などの改修が行われる際には、ぜひそれをいいきっかけにして検討を進めていただけますよう、お願いいたします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○石沢委員　議案第50号ですけれども、ブックリターントラック外99点の購入ということで、いよいよリニューアルオープンまで僅かということで、外付けのエレベーターについては、今回設置されないということで、バリアフリー上の課題というのは、やはり引き続きこの図書館、残る課題としてあると思います。ただ、そういう中で、今回、聴覚障害の方からも様々なバリアフリー上の課題、いろいろ私も指摘されて、ぜひ改善を求めるというようなことで、申入れがありました。やっぱりそういったものについては、不断の努力を行って、ぜひ改善に取り組んでいただきたいなということは要望して、ブックリターントラックの99点の購入に関するこの議案については賛成をいたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　議案第50号、賛成いたします。

○上田委員長　それでは、議案第50号の審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○上田委員長　続きまして、付託請願審査３件に入ります。

まず初めに、令和８年６月定例議会からの継続審査分２件です。

請願受理第９号、教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願です。

令和８年６月定例議会付託継続分のデータ請願受理第９号を御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年５月29日　　第９号

・件　　名　　教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願

・請　願　者　　文京区本駒込５－15－12

新日本婦人の会文京支部

支部長　小　竹　　紘　子

・紹 介 議 員　　千　田　　恵美子

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　文教委員会

・請 願 理 由

2024年度全国の小中学校の不登校児童数は過去最多を12年連続で更新しました。また、不登校の次年度継続率は75.2％と高い水準で、いじめ認知件数は76万9,022件と４年連続で過去最多です。東京都の1,000人当たりのいじめ認知件数は61.8％と全国平均を上回っています。いじめの認知件数は低学年ほど高い傾向があり少人数学級の実現は児童の発達心理の問題としても早急な手当てが必要です。

心身に重大な被害を受けた疑いがある「いじめ重大事態」も1,405件と最も多く文京区においても同様の増加傾向で放置できません。文科省は「極めて憂慮すべき状況が継続している」としており、学校が安心して学べる場所・居場所でないことを明白に示しています。

不登校実態の背景には、競争的な教育のなかにおいて子どもに寄り添い声を受けとめる教員が極めて多忙であることにもあります。教職員の休職者も過去最多で、全国で7,000人を超える精神疾患による教員休職者の存在など学校の深刻な実態が教職員不足に歯止めをかけられていないことを示し児童を取り巻く環境がさらに悪化する悪循環に陥っているといっても過言ではありません。

さらに文科省は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育を目指しています。「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において支援を必要とする児童生徒は小中学校で8.8％と発表されその増加傾向は現在も続いています。授業時間内の教室内での個別配慮・支援が必要で、座席位置・コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められており実施している小中学校は54.9％でした。支援が必要な児童は、小中学校の35人学級で３人程度と推測され早急に30人学級を目指して教職員の増員やそれに伴う教室数の確保は必須の課題となっています。

加えて、全国的な教員未配置の増加傾向は「教員になりたい人」の減少をうかがわせるものです。学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」

と思えない実態を作り出しています。

教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは「学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所」となるための必要条件です。何より教員を大幅に増やして多忙化を解消し教員が子どもの声をしっかりと受け止められる環境を作ることが急務です。

「文の京」総合戦略では人口推移を15年後の2038年まで増加すると見込み、年少人口も現在の２万9,370人から３万7,366人に増加します。小中学校の児童数が増えることは必然です。2025年９月１日現在で文京区立小中学校では、教員の欠員50名に対し正規１名・非正規44名の充当が行われましたが、未配置数５名と教員不足は明らかです。この配置数では、現場での新人教員育成にも苦慮が伴うと推察できます。過去にも年度途中に担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態が発生しました。文京区における人口動態を踏まえ教員配置が適切に行われるためにも余裕を持った配置数にすることは行政の責任です。

「少人数学級」は、「35人学級」の法改正により自治体独自が前倒しで促進する全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進め教室数の確保を含め子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。「いじめ認知件数」が低学年において多いことを鑑みれば、せめて小３までは１クラス25名を目指すべきです。令和８年４月１日施行の「文京区こどもの権利に関する条例」に基づき一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは文京区の責任です。国を待たず文京区独自で少人数学級を進め東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅増額することを強く要請します。

・請願事項

１　教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。

２　都の責任で中学校２年生以上も35人学級にするよう都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校２年生以上も35人学級にすること。

３　小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級へ、そして小３までは25人の移行を開始すること。

４　都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

……

○上田委員長　こちらの第１項、第２項、第４項が６月定例議会から継続となっております。

この請願は、教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること等、４項目について、国や都、区に働きかけを求めるものです。

御質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

石沢委員。

○石沢委員　教員の長時間労働の解消ということで、前回の文教委員会でも業務量管理・健康確保措置実施計画というのが、区もつくっていて、それに取り組んでいるということでは、報告を受けているんですけれども、一方で、その法律の中では、やっぱり教員の働き方を改善させていくという点で、教員１人当たりの担当する授業時数の削減ということが法律上も明記をされている。附則の中で、ですけれども、明記されているというふうに思います。

ですから、やっぱり長時間労働の抜本的な改善という点では、教員１人当たりが持つ受持ちのこま数というものをやっぱり減らしていくということが、私はどうしても必要なのではないかなというふうに考えるんですけれども、現在の教員１人当たりの１週の受持ちこま数を今どういう状況で把握しているのかと。

それから、やっぱりこれは削減していくということを私、求められているのではないかなというふうに思うんですけれども、このあたりの取組について、現在、教育委員会の中で、法律にのっとって、どういうふうにやっていくのかということについての検討状況についてお聞きしたいと思います。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　委員おっしゃっていたような、その時数の件についてですけれども、現在、先ほどおっしゃっていたように、教員の時数を減らすというところでは、まず大きな取組として、東京都のほうから受けて、本区のほうでも取り組んでいるんですけれども、教科担任制、小学校のほうで進められています。これは、東京都のほうから加配されている教員、それから区のほうで予算を立てて時間講師を雇用して、この教科担任制の教員を、例えば高学年に張ることによって、担任教師が空き時間ができるというような取組もあります。

これで、まずこま数が減るということと、それから中学校に関しては、各教科で授業の持ち数というのは変わってきます。ですので、一律に平均したというところについてでは、この場ではお答えすることができませんが、教科ごとによって、例えば少人数の加配、そして学校によっては、学校力パワーアップというところで力を入れている教科のところについては、時間講師を配当して、例えばチーム・ティーチングを行うですとか、それからその教員に授業を任せるとかというところで、時数の削減することは、以前から、本区のほうでは働きかけを進めている状況でございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　教科担任制とか少人数の加配とか、そういうものを以前から取り組んでいらっしゃるということでの御答弁でした。ただ、業務量確保計画の中では、現状、それでも45時間以上の長時間労働をされている教員の方が三十五、六％いるというような報告になっていたかなというふうに思います。そういった点では、そういう従来の取組を進めていくということは、それは必要だというふうに思うんですけれども、と同時に、やはり授業時数自体を減らしていくという取組も欠かせないのではないかなというふうに思います。ですから、そういうことをやっぱり計画の中に盛り込んでほしいなというふうに思うんですけれども、そのあたりの御認識はいかがかなということ。

あと、もう一つなんですけれども、業務量確保計画の中で、それでも自治体でやれる取組というのは限界があるということを最後の後段のほうにおっしゃっていて、やはり東京都教育委員会とか、国とか都に、教員定数の改善、こういうものを求めていくというような書きぶりもありました。この点については、今、区として、定数の改善、こういうものを求めていこうというふうに考えているのかということを伺いたいというふうに思います。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　まず１点目ですけれども、こちらについては、例えば教育課程の編成のの際に、教育指導課のほうで、来年度の教育課程を学校と共に編成していくんですが、例えば行事の削減、それから今、中学校ですと1,015時間、小学校のほうでは980時間というふうな上限がございますけれども、そこをぎりぎりでの学校での取組というのを今、進めていますので、そういったところで、できるだけ、先ほど言った授業時数というところについては、教育課程編成時から教員の業務負担が削れるような取組を指導課のほうとしても示しているところではございます。

それから、都と国のというところでは、例えば先ほどの教科担任制のところでいうと、都から配置されている教員が現状では４名なんですけれども、例えば来年度に向けて、今、東京都と交渉しているのが、10名程度加配の教諭を増やしてほしいというような要望を区としても出しています。

それから、新採の教員にはなりますが、各学校、小学校、中学校のほうに、採用のほうで東京都のほうがかなり多く見積って採用人数を増やしているというところもありますので、そういったところから、担任、副担以外での加配の教員を区のほうに配置してほしいというような要望のほうは出してございます。

○上田委員長　石沢委員、よろしいですか。御質疑よろしいですね。

それでは、態度表明に入りたいと思います。

まず、日本共産党さん、お願いします。

○石沢委員　請願事項の１、２、４ですね。

○上田委員長　１、２、４について、はい。

○石沢委員　教員の働かせ放題ということで、これは残業代を固定する給特法の中身ですけれども、これについては、残業代を払わずに、調整給で教員の方の長時間労働を助長するものだということで、やはり私たちは、これについては中止、反対していくように区に、都に働きかけていくことは、やっぱり今の情勢としても必要だろうということで、１については賛成。

２についても、速やかに35人学級を全ての中学校でも実現させていくという点では、これについても賛成。

そして、４についても、授業時数の削減ということが、やはり私たちとしては、教員の長時間労働の削減ということにつながるものだというふうに思います。

今、課長さんから、加配を求めているという話もありました。私たち、加配も大事ですけれども、基礎定数の部分の改善、やっぱりこれは本当に今、求められている緊急の課題だろうというふうに思います。

こういったことを東京都に対して求めていくということも、教員の皆さんの長時間労働の解消につながる取組だろうということで、４に関しても採択を主張します。１、２、４、採択でお願いいたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　区民が主役の会は、教員不足を解消したい、長時間労働を解消したい、また少人数学級を推進していきたいという思いは、請願者と同じです。ただし、区独自で行うための教室確保や教員確保の課題があるため、請願第９号について、前回と同様に、請願事項１については採択、請願事項２については継続、請願事項４については採択でお願いします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　９号請願につきまして、前回の審議以降、判断の前提となる状況に大きな変化が見られないため、引き続き継続とします。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　請願事項１項、２項、４項とも、会派としてこれまでの認識と変わりありません。よって、全て不採択でお願いいたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　今回の請願も前回からの継続ということで、前回と同等の理由で不採択です。さらに言うならば、給特法改正に基づいて、文京区のほうでは、前回御報告にもあったように、業務量管理、それから健康確保の措置実施計画を策定し、改善に努めているところでございますので、不採択といたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　請願第９号１項、２項、４項ともに不採択です。理由は、前回と同様です。で、前回、委員会があった後にも、指導課さんのほうで以前から続けていただいていることを改善に努めていただいていますので、引き続きそちらをよろしくお願いしたいと思います。

○上田委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

請願受理第９号の１項については、採択３、不採択３、継続１、よって継続とし、11月定例会議会の本委員会で引き続き審査いたします。

また、請願事項２については、採択２、不採択３、継続２、よって継続とし、11月定例議会の本委員会で引き続き審査をいたします。

請願事項４は、採択３、不採択３、継続１、よって11月定例議会の本委員会で引き続き審査をいたします。

続きまして、請願受理第10号、オーガニック給食の実現を求める請願です。

令和８年６月定例議会付託継続分のデータ請願受理第10号を御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年５月29日　　第10号
・件　　名　　オーガニック給食の実現を求める請願
・請　願　者　　・・・・・・・・・・
　　・・・・・・・・・・
　　・・・・・
・紹 介 議 員　　千　田　　恵美子
・請願の要旨　　次頁のとおり
・付託委員会　　文教委員会
・請 願 理 由

日本の食料自給率は38％ですが、種・肥料などの海外依存度を考慮すると「実質自給率は９％」と東京大学の鈴木宣弘教授は試算します。そのような中、現在起きているホルムズ海

峡封鎖の影響が世界中に広がっています。例えば、アメリカは中東から大量の化学肥料を輸入していたため、肥料不足に直面しています。アメリカで小麦、大豆、トウモロコシなどの生産が減少した場合、アメリカから多くの農産物を輸入している日本でも価格高騰もしくは輸入が困難になる懸念があります。

日本の農業で使われる化学肥料の原料は、ほぼ100％海外からの輸入です。価格は2020年に比べて２倍近く値上がりしています。そのような状況の中、中国は化学肥料の輸出規制を強化し始めています。日本の米の備蓄量は、現在15日分（30万トン）しかありません。海外からの輸入が止まれば、私たちは飢えてしまいます。今こそ、海外に依存しない「国内での循環型の食料自給システム」が必要なのです。有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使用しません。環境と調和し、生物多様性を守り、持続可能な農業です。近年は、しっかり収量が上がる有機農業技術も広まってきています。

文京区のように農村地域のない都市部でも「学校給食で有機農産物を適正価格で買い上げる」ことにより、日本の食料自給率向上に貢献することができます。今、全国から大阪府泉大津市の取り組みが注目されています。泉大津市は、14の自治体と「農業連帯協定」を結んでいます。その結果、泉大津市では学校給食で安心安全な食材が安定的に確保できるようになりました。また、価格においても市場価格に左右されず調達でき、さらに農家の所得向上にもつながっています。協定を結んだ北海道旭川市では有機農業事業者が６倍、耕地面積は２倍に増加するなど双方にとってプラスの効果が生まれています。日本の稲作農家の平均年齢は70歳を超えており、離農が深刻な問題となっていますが、学校給食という供給先があれば新たな参入者を増やすことが出来るのです。

近年、アレルギーやアトピーを持つ子どもの数が増えています。オーガニック給食を実現する自治体が全国で増えている背景には「子ども達に安全なものを食べさせたい」という保護者からの声があります。オーガニック給食を取り入れることで、病欠の子どもが減った、子どもの症状が緩和されたという事例も報告されています。オーガニック給食に積極的に取り組んでいる千葉県いすみ市は、首都圏エリアの住みたい田舎ランキング「子育て世代部門１位」になっています。まずは一品からでも、安心安全な国産の食材を使用するよう努めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

１　１年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用する

こと。

２　その実施を子ども達の食育・環境教育の一環として位置づけ、有機栽培の理念や方法を含め、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること。

３　オーガニック給食を実現して効果を上げている千葉県いすみ市や大阪府泉大津市などの事例を研究して区の取り組みに活かすこと。

……

○上田委員長　この請願は、１年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用すること等、３項目について、区に働きかけを求めるものです。

御質疑のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか、はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員　請願第10号、前回と同じ、これ継続分となります。前回同様、不採択とさせていただきます。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　請願第10号、９号同様、これまでの認識と変わりませんので、全て不採択でお願いいたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　９号請願と同様の理由により、継続といたします。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　請願第10号につきまして、前回、区から有機農業というものを知る食育の機会として、給食の食材に減農薬米や有機野菜を使う機会を設けており、教育の中で有機農業がどういうものかを知る機会を設けているという点では、オーガニック給食を実施しているとの御答弁をいただいておりますので、オーガニック給食のさらなる拡充を求めて、区民が主役の会は、請願事項１から３まで採択でお願いします。

○上田委員長　日本共産党さん。

○関川委員　この請願はずっと、もう何年にもわたって出されているもので、請願者の方が本当に非常に熱心に子どもたちの学校給食の食材について心配していらっしゃいます。最近は、ジャガイモの輸入解禁等のことが話題になっていたり、食料自給率は相変わらず30％台となっている。今後の日本の食料生産が本当に心配になっている中で、子どもたちには、安全で

安心な給食を届けるということで、本当に大事なことだと思います。１、２、３項とも採択でお願いします。日本共産党。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　請願第10号は、１項、２項、３項とも不採択でお願いします。理由は前回と同様です。

○上田委員長　それでは、請願受理第10号についての審査結果を申し上げます。

請願事項１については、採択３、不採択３、継続１、よって継続とし、11月定例議会の本委員会で引き続き審査をいたします。

請願事項２は、採択３、不採択３、継続１、よって継続とし、11月定例議会の本委員会で引き続き審査いたします。

請願事項３についても、採択３、不採択３、継続１ですので、継続とし、11月定例議会の本委員会で引き続き審査をいたします。

続きまして、請願受理第26号、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第２回ミーティングに関する追加質問の令和７年３月の締め切りから１年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願です。

請願文書表のデータの35ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第26号

・件　　名　　竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第２回ミーティングに関する追加質問の令和７年３月の締め切りから１年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめ、「論点」整理することを求める請願

・請　願　者　　文京区千石４－35－16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田　　珠　里

・紹 介 議 員　　千　田　　恵美子

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　文教委員会

・請 願 理 由

竹早公園と小石川図書館の再整備を巡っては令和６年12月14日に第２回「区民ミーティング」が開催され、その後、区は追加質問を受け付け、令和７年３月14日に締め切りました。

この締め切り以降、区は新たな質問・意見・要望等を公式に募る形で受け付けておらず、区民は「区民の声」や「請願」「陳情」等を通じて送るしかない状態を強いられています。

追加質問に対する区の回答は令和７年６月９日に区ＨＰで公開されていますが、令和７年３月14日に締め切られて以降の区民からの質問・意見・要望等及びそれらに対する回答は公表されず、区民間の情報共有が阻まれる形となっています。

区は「立場の異なる様々な方が関わる本プロジェクトにおいては、敷地内の各施設に求められる機能や規模等について、皆様と合意形成を図りながら検討を進めることが重要と考えております」としながら、実際には立場の異なる様々な区民の情報共有を妨げており、これでは「合意形成」が遠のくばかりです。

そこで、貴議会において、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第２回ミーティングに関する追加質問の令和７年３月締め切りから１年以上経ち、この間の「区民の声」を含む意見・要望等をまとめて「論点」整理し、区ＨＰで公表するよう区長と教育長に求めていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

１　竹早公園と小石川図書館の再整備を巡る第２回区民ミーティング（令和６年12月14日開催）後の追加質問受付が令和７年３月14日に締め切られてから１年以上が経ち、この間に区民から「区民の声」などを通じて区に寄せられた新たな意見・要望等を「論点」整理してまとめ、区ＨＰを通じて公開し、区民が情報共有できるようにしてください。

……

○上田委員長　この請願は、竹早公園と小石川図書館の再整備をめぐる第２回区民ミーティング（令和６年12月14日開催）後の追加質問受付が令和７年３月14日に締め切られてから１年以上がたち、この間に区民から「区民の声」などを通じて区に寄せられた新たな意見・要望等を「論点」整理してまとめ、区ＨＰを通じて公開し、区民が共有できるよう、区に求めるものです。

御質疑のある方いらっしゃいますか。

高山委員。

○高山（か）委員　26号請願、拝読いたしました。この請願事項にある「区民の声」についてですが、昨年度の区に寄せられた内容は、先日の本会議場でのたかはま議員の質問の中で、３分の２が同一人物から寄せられた重複するものとのことでしたけれども、同一人物から複数回寄せられた意見がほぼ同じ内容だった場合、区としては、どのような取扱いを行ってい

るのかというのを教えてください。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　今回、昨年の３月14日に締め切りまして、それから、その３月14日に締め切ったのは、第２回ミーティングでお聞きできなかった声というのを改めて受け付けたところでございますけれども、それ以降、一体的整備について、真砂中央図書館に寄せられた区民の声につきましては、今月、昨日まで、1,084件寄せられているところでございまして、特定の方からはそのうち1,038件なので、約95％超が特定の方からの御意見となっているところです。

取扱いの考え方につきましては、仮にホームページでその論点整理をしまして、それに対しての考え方等を付記しまして公開した場合、当然のことながら、どなたの意見か分からないように公開いたしますので、例えば特定の論点について、多くの方から多数声が寄せられているというふうに解釈されてしまう可能性もございますので、区民の皆様に誤解を生じてしまうおそれがある。それは適切ではないのではないかというふうに考えているところでございます。

○上田委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　今、委員から御指摘ございました、本会議答弁における同一人物の方の答弁の内容についてでございますが、そちらにつきましては、全ての内容が同一のものということではございませんで、あくまでも同じ内容を含むものが複数、同一の方から寄せられているといったような状況で、様々な論点について語られているものでございます。

なお、そちらの取扱いについては、現時点で区としての方向性はまだ定まってございません。

○上田委員長　高山委員、よろしいですか。

小林委員。

○小林委員　1,084件中、1,038件が同一の方からの意見、質問、要望等だったということが分かったわけですけれども、その内容としては、全て同じ質問ではなく、中身自体は違っているということも分かりました。こういうときにこそ、ＡＩとかを、私たちはちょっと使ったりすぐするわけですけれども、大勢の人がこれだけの意見を送ってきたということではないことも含めて、論点整理ができると思うので、ＡＩを使って、その多くの意見の中で１人の方が多かったけれども、論点としてこういうことで、ほかにはちょっとお子さんがいらしたりとか、もしかしたらほかの人たちの意見とかもちゃんとあると思いますので、それを整理

して、論点整理と、アンケート結果、多分、検討中のこともたくさんあると思いますので、それは検討中ですで、回答まで、考え方まで書かなくてもいいと思うんですけれども、１回公表してはどうかというふうに私は考えます。

というのも、何度も伺って申し訳ないんですけれども、その後の竹早公園・小石川図書館一体的整備の進捗状況、今後もこれから何らかの発表とかアクションがあるんだとすれば、それにこしたことはないんですけれども、もしそれがない状態が続くのであれば、その後の経過、中間経過みたいな形で、もう簡単でもいいので、発表していただけたらいいかな、区民の皆さんも安心につながるということもあるかもしれないので、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　確かに、技術的にはＡＩを使って分類するということは、現代であれば十分可能かなと思うんですけれども、中間まとめに対していただいている意見というのは、かなり多岐にわたっていまして、それぞれの課題を整理して、それぞれ庁内検討会において、公園の在り方であったり、図書館に求められる機能、スポーツ施設に求められる機能、かなりそれぞれにおいても多岐にわたっているというようなところでございますので、それについて、今現在、検討を進めているというところでございます。

なので、その途中経過であっても、公開することによって、またその情報が独り歩きして、また混乱を招いてしまう可能性というのは十分あり得るかなというところでございますので、今の段階では公表することは考えていないところでございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　言い方が悪かったと思うんですけれども、その検討状況とかに関する報告ではなくて、３月11日までの分としては、とりあえず結果は報告というか、出ていますよね、その後にもそういう意見が来て、ちょっとそういう意見が来ていますよということを報告するだけでよくて、具体的にというか、方針とかそういうことを示してほしいというんじゃなくて、アンケートが来て、検討もしているし、続いているということを示してほしいなということを要望いたします。

○上田委員長　要望でよろしいですね。はい。

石沢委員。

○石沢委員　この竹早公園と小石川図書館の一体的整備について、区民の声なんかが多数寄せられているということで、それの請願なんですけれども、この一体的整備については、ちょ

っと私も資料を頂きまして、この間の小石川図書館と竹早公園の一体的整備の検討会というのを、みどり公園課と、あとスポーツ振興課と、あと真砂中央図書館、三者と、あと企画課も交えて検討会をやっていらっしゃるかと思います。その資料も頂きまして、私も拝見させていただきました。

その中には、論点としてまとめられてまして、それを見ますと、本当にいろんな意見、当然出ているんですけれども、私、ちょっと注目したのは、例えば公園については、遊具スペース、遊び場を拡充してほしいという意見があったりとか、子どもが走り回れるスペースが欲しいとかですね。で、図書館については、図書館機能を充実させてほしいと。もっと広く、大きく拡充してほしい、こういう声があったりとか、テニスコートについても、やっぱり意見が寄せられていまして、テニスコートの規模、面積については、５面維持、そして５面拡大みたいな話も寄せられているということで、この論点、これ別に区が、いろいろこういう意見がありますよということでまとめられているものなんですけれども、その中で目を引いたのは、私は、それぞれの施設で充実や拡充、こういうものをやっぱり求めているという声があるということは、私は注目をしました。

で、やはりこういう、それぞれの機能について、やっぱり拡充してほしいという意見が区民の方から寄せられているということを考えてみますと、竹早公園の中で、そういう３つのそれぞれの機能を拡充させていくということについては、面積的にも、土地の面積からしても、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうに思います。その点について、区としては、企画課もこの中には交えてやっているわけでありますけれども、ただ、区民としては、やっぱり充実してほしいという声が大きいわけですよね。ただ、面積としては限られていると。

この中で、これ、ではどういうふうに捉えているのかと。その点について、企画課で用地の課長さんもおりますけれども、どういうふうにこの要求をさばいていくのかと。どうでしょうか、どういうふうに認識されていますか、伺います。

○上田委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　企画課も、スポーツ、みどり公園課、真砂中央図書館と一緒に今、検討には加わっているというところでございます。今、真砂中央図書館長からも答弁がございましたとおり、それぞれの利用者から様々な意見が出ているというところでございます。これも、委員御指摘のとおり、竹早公園という限られたスペースの中で、どのように充実させていくかというのは、非常に多様な御意見もございますし、難しい論点というふうに思っておりま

す。まずは、現状は、それぞれの施設の状況を整理しながら、今、検討を進めているというところで承知をしております。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　やはりこういう充実を求めているという声が、私は本当、目を引いたわけですね。ですから、限られたスペースの中で、全ての要求を、その土地だけで実現させていこうということはやっぱりなかなか難しいのではないかなというふうには思います。

　こういう情報公開していただいて、こういう論点なんかも示されているということは分かりました。やっぱりこういう点については、区民の方も、今どういう論点が出ているんだろうということは知りたいという気持ちは分かりますので、あとは態度表明で申し上げたいと思います。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　すみません、先ほど特定の人物の方から1,038件というふうに、３月からということになると思うんですが、そうすると、これ実際に、これを担当されている方がどんな感じでやっているのかなというと、想像できないというか、想像できるというか、できないというか、ふだんの普通のワークロードがある中で、これをさばくわけですよね。実際にこれに対する時間とかって、どんな感じになっているんですかね。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　この区民の声を回答する担当者につきましては、当然のことながら、図書館の改修につきましては、本駒込図書館であったり、湯島図書館についても携わっているので、かなり業務量を膨大に抱えている中で、どんな感じでやっているかといわれますと、頑張ってやっていますというところではあるんですけれども、ただ、それ相応の体感からすると、やっぱり六、七割は時間がどうしても割かれて、これ関連にでは割かれているのではないかなというふうには認識しているところでございます。

（「はい、大丈夫です」と言う人あり）

○上田委員長　それでは、態度表明に入りたいと思います。

　日本共産党さん。

○石沢委員　竹早公園と小石川図書館の再整備に係ってのミーティングが去年から中断をしているということで、その間もいろんな意見が寄せられていると。区民の方からしてみれば、もうそれぞれやっぱり拡充してほしいというのは切実な要望でありまして、そういった出した要望に区がどういうふうな今、対応をしてくれるのかということは、やはり注目している

のは当然だというふうに思います。やっぱりそういった要求に応えて、一定の返答をしていくというのは、やはり必要なことだというふうに思いますので、日本共産党文京区議団は、この請願第26号、採択を主張します。

○上田委員長　区民が主役さん。

○小林委員　請願第26号につきまして、もともと竹早公園と小石川図書館の一体的整備については、なるべく早いうちに方向性を示していただきたいという要望を付しまして、また、論点整理については、先ほど来のお話の中でありましたとおり、特定の方からの声が多かったなどの実態があり、区民の声としての扱いが難しいというのも理解いたしましたので、継続でお願いいたします。

○上田委員長　文京維新さん。

○高山（か）委員　26号請願です。会派内で検討いたしました。本請願は、竹早公園と小石川図書館の再整備をめぐり、区民からよせられた意見・要望等を論点整理し、区ホームページで公開することを求めております。

まず、区民の意見を丁寧に受け止めて施策に反映していくということは、行政に求められている重要な役割です。一方で、寄せられた意見の数の多さをそのまま区民全体の意思と捉えるのではなく、とりわけ同一の方からの複数の意見が寄せられている場合、意見の数を競うことよりも、その内容を適切に把握し、行政として責任を持って判断することが重要であると考えます。

また、区民の声は、区民一人一人が寄せられる相談や意見、要望に対し、行政が誠実に対応するための仕組みのものであり、個別の声を公開することについては、制度本来の目的になじまないばかりか、区民同士の情報共有や合意形成に必ずしもつながるとは限りません。

行政に求められているものは、今後も寄せられた意見を無制限に公開することではなく、個々の意見を尊重しながら、どう政策形成につなげていくかであり、本請願の求める区民の声を一括して論点整理し、区ホームページで公開することについては、適切であるとは考えられないため、維新の会は不採択とします。

○上田委員長　公明党さん。

○岡崎委員　竹早公園と小石川図書館の一体的整備につきましては、今、課題を整理しているところでありますし、先ほどの議論でも、特定の人からの区民の声ということもあります。そういったことも踏まえて、その過程でやっぱり公開をすることは、誤解を招きかねないと思いますし、また、情報の独り歩きということも、可能性もあるのかなと思います。

よって、請願26は、不採択でお願いいたします。

○上田委員長　自由民主党さん。

○山田委員　寄せられた区民の声、1,038件、同一人物の方からということですけれども、その多さに回答する時間が大変要されているというのが現実であり、そのことを考えても、さらに区民が情報共有するために、それを論点整理してまとめ、そして公開してほしいというのは、そこまでやるということが、本来の業務にやはり支障を来すこともありますし、今現在、区のほうでは、しっかりと、上げられた声に関しては精査しながら進めているというふうに認識しておりますので、この請願に関しては、自民党、不採択といたします。

○上田委員長　市民さん。

○ほかり副委員長　請願第26号は、不採択でお願いいたします。

理由としては、皆さんおっしゃっているんですけれども、特定の方からの件数がとても多くて、通常業務の六、七割をそちらに割かれてしまっていると今、奥田図書館長からの話もありましたけれども、結果として、意見を聞いてほしくて、区民の声に寄せていることの処理によって、本来やるべき、どういう図書館にするべきかという内部での議論に支障を来たしてしまっているという、本末転倒なことになってしまっていて、なおかつ、特定の方がたくさん意見することによって、そのほかの図書館に対して純粋な意見だとか要望を持っている人の声が埋もれてしまっているという状況が今、発生していると思うんですね。

論点の整理はもちろん必要だとは思うんですけれども、区民の声は、全部じゃないですけれども、区の回答はホームページからでも確認はできますし、改めてそこを区として手間をかけて整理する必要はないという考えです。

常々申し上げているんですけれども、これは図書館だけの整備ではなくて、公園も一体整備で、子どもは遊び場が欲しいと言っている子どももたくさんいますし、テニスコートを利用している方はテニスコート、拡充はしないにしても、維持をしてほしいという意見は皆さん持っていらして、ただ、その意見を言った上で、どういう方針が出てくるのかというのを待っていらっしゃる状態だと思うんですね。なので、ここはやはり図書館に関しても、一度ちょっと待っていただいて、整えた方針が出てくるのを純粋に待っていただきたいということですね。

あと、ずっと言っているんですけれども、石沢さんも言っていましたけど、皆さん、拡充してほしい、よくしてほしいとは思うんですけれども、絶対に全員が納得する結果にはならないので、どこかで取捨選択はしなきゃいけないので、その取捨選択すら、この区民の声が

押し寄せることによって、それが妨げられてしまっているということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○上田委員長　請願受理第26号の審査結果を申し上げます。

採択２、不採択４、継続１、よって不採択とすべきものと決定いたします。

○上田委員長　それでは、理事者報告に入ります。

教育推進部から４件ですが、報告事項１については、付託議案審査で既に報告及び質疑が終了しておりますので、ここでは３件の報告を受けることといたします。

教育指導課より３件ですが、まず報告事項２の報告・質疑を行い、その後に報告事項３、４の報告を一括で受け、項目ごとに質疑といたします。

初めに、報告事項２、小学校特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成についての説明をお願いいたします。

山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　それでは、資料第12号に基づきまして、小学校特別支援教室の拠点校・巡回校の再編成について、御報告申し上げます。

まず、１の経緯でございます。

現在、文京区立小学校には、全校に特別支援教室「学びの教室」を設置しております。８校が拠点校となり、１拠点当たり２、３校の組合せとなっておりますが、規模の大きい学校同士の組合せもあることから、拠点校間で児童数に大きな偏りが生じています。特別支援教室「学びの教室」、学校別在籍人数の図とグラフを御覧ください。

拠点校ごとのグループによって、40人台から、一番多いグループは90人と２倍近い差がございます。

また、地図を見ていただくと、拠点校と巡回校の距離が離れた学校を組み合わせたグループもあり、児童数が多い拠点では、指導時間や場所の確保が難しくなってきております。

文京区特別支援教育振興委員会の審議において、このような状況が続いた場合、指導の質の低下や受入れを制限せざるを得ない状況が生じる懸念があり、特別支援教室の適正な運営を維持するためにも、拠点校、巡回校の再編成が喫緊の課題とされました。

再編成に当たっては、人数バランスを考慮した上で、安定した運営を行うため、次の４点を踏まえた検討を行いました。

１点目は、原則、特別支援学級は拠点校とせず、未設置校を拠点校とすること。２点目は、学校規模の大きい学校は、拠点校から対象を外すこと。３点目は、大規模校の１拠点も可能性を検討すること。４点目は、地域的なバランスや移動距離を考慮すること。これらをできるだけ満たすことができるよう調整を図った結果、下の図表に示した組合せを選定いたしました。

拠点校は、10校となり、８つのグループは、拠点校１校に対して巡回校１校、１グループは、拠点校なし、もう１グループは、拠点校２校となります。

３の再編成の時期でございますが、令和９年４月となります。

４の今後のスケジュールですが、本委員会報告後、10月に対象児童の保護者へ通知の送付を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、報告事項２の御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員　小学校の特別支援教室の再編成ということで、これまで規模の大きい学校同士の組合せや、拠点間で児童数に大きな差が出てしまったり、また、先ほど報告があったように、地理的な課題もあったということで、今回、再編成をするということでありますけれども、ちょっと何点かお聞きしたいんですけれども、今回、再編成によって、これも報告があった、拠点校が８校から10校になるわけですけれども、新たな拠点校となる学校の受入れというか、体制というか、この辺が大丈夫なのかというのが１つと。

それと、逆に、拠点校から巡回校になる学校もありますけれども、この学校は、これまでと同じような支援というか、日常的な支援が、拠点校から巡回校になることによって受けられる支援が変わってしまうのか。その辺、お聞きしたいと思います。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今、御質問ございました、新たな拠点校というところで、今回の再編成に当たっては、４校が新たに拠点校というふうになることになっております。保護者のほうに10月に通知をさせていただきまして、学校の教員のほうには、既に周知しているところなんですが、この特別支援教室の拠点校も含めてですけれども、教室については、主任会、それから校長会というのをやっておりまして、この主任を集める会で、例えば引継ぎについては、今までの指導記録ですとか、それから教材・教具の引継ぎですとか、そういったところ

もできるだけ早い段階で進めていけるような今、準備を整えてございますので、新たな拠点校に関しても、業務のことで特に問題が起きるようなことはないというふうに認識してございます。

また、拠点校から巡回校というところで、子どもたちの指導についてなんですけれども、今まで拠点校にいた教員が巡回校を回っていて、巡回校を回ったときに、その教員は１日巡回校のほうにいる状況になっていますので、このシステムあるいは事態が変わるものではないので、拠点校と巡回校が例えば違う学校になっても、子どもたちの支援については一切変わることはございません。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　分かりました。基本的には、変わらないというふうに捉えていいんですかね。

それともう一点、もう一点というか、いわゆる再編成することによって、担当の先生も当然替わっていきますよね。特にこの特別支援教室に行っている子は、やはり先生との関係性とかというのも結構大きな要素になると思うんですよね。また、利用している児童、お子さんにとって、やっぱり環境の変化というのも本人にとっては大きいと思うんだけれども、その辺、担当の先生が替わっていく、そのあたりはどう対応していくおつもりでしょうか。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　委員おっしゃるように、先ほどその環境という部分については、今まで自分が通っていた学びの教室に今後も通い続けることになりますけれども、やはり拠点校が変わるというところで、教員の異動は生じます。それで、先ほど申したように、そういった引継ぎが非常に大事になってきますので、今までどのような指導で子どもたちを支援してきたのかというところを十分に、個別指導計画等も含めて、引継ぎをきちんと行った状態で、子どもたちに学習に不利益が生じないように、こちらのほうで配慮をしていきたいなというふうに考えてございます。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　分かりました。ぜひ、引継ぎをやっぱり丁寧にやっていただいて、個別計画も含めて、その辺はしっかりと対応、もう来年の４月ですから、半年しかないですけど、しっかり対応していただきたいと思います。

それと、ちょっと聞いた話では、学びの教室を利用している児童さんとか保護者の方が何も聞いてないというような話もちょっと耳に入ったんですけれども、その辺、やっぱり利用者の声って非常に大事だと思うんですけど、このことに関して、御意見を伺ったりはしたこ

とがあったんでしょうか。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今回、特別支援教育の振興委員会というものを令和７年３月から始めて、３回に及んで、この議論に達しているところでございます。保護者のほうの意見というところについては、今までも過去には、例えば設置校設置、新たにする際に、保護者の説明会ですとか、地域の声を聞くことはございましたが、今回のこのシステムについては、システム自体が大きく変わるものではない、そのものの状態で、拠点校を２校増やして、そして再編成するというような内容でしたので、保護者からの意見というものは、今回の件については聞いてはございません。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　分かりました。今後のスケジュールを見ると、10月に保護者へ通知をするということでもありますけれども、今後、通知した後に、やはりそういった声も、可能な限りお聞きして、やっぱり対応できるところは対応していくことが大事だと思いますので、その辺、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上です。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　今の岡崎委員の、続けての質問なんですけれども、やはり指導課長がおっしゃるようにシステム自体が大きく変わることではないという説明を、私どもが受ける場合は、大丈夫というか、ああそうですか、そうですよね、こういうふうに変えていったんですよねというのもすごく分かるんですけれども、やっぱり当事者の保護者の方とか当事者、また巡回校の教職員も含めて、やっぱり影響は大きいと思うんですよね、再編成、変わることは大きいと思うので、そこはやはり現在利用している児童や保護者、巡回校の教職員たちから意見聴取を今回行っていなかったとするのであれば、ここには10月に保護者への通知送付というふうにあるんですけれども、やっぱり通知の送付だけではなく、保護者説明会をきちんとして、その際に、そんなにシステム自体が大きく変わることではないし、引継ぎもしっかり前もって前倒しでやっていきますというようなことをきちんと丁寧に説明することで、安心感を持ってもらいたいなというふうに思います。そこは、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

で、ちょっと質問なんですけれども、今回、特別支援学級設置校は拠点校とせず、未設置校を拠点校とした理由と、小日向台町小学校は拠点校のままなんですが、どうして変えない

のかということ。

あと、先ほども質疑の中であったように、環境の変化に適用するのが大変なお子さんも多いと思うんですけれども、引継ぎはちゃんとしっかりやっていくよということではあるんですけれども、経過措置期間みたいなことを取ったりとかすることは、やっぱり慣れることにも時間差とかがあったりすると思いますので、それはちゃんと経過措置期間みたいなものを設けられないのかどうか。

そして、一番不安に思っているのが、今まで拠点校だったのに巡回校になって、手薄になってしまうのではないかとか、あと、今まで困ったときにすぐ相談できる場所、クールダウンや一時的な居場所として機能していたのに、今後なくなるんじゃないか、巡回校となったときに、担当教員が不在のときには、誰がこうした役割を担ってくれるんだろうかみたいな不安があると思うんですけれども、その辺のことについてどのように説明されるのか、お伺いします。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　初めに、先ほどのところでもありましたけれども、やっぱりその子どもたちの不安については、きちんと児童、それから保護者の方に不安が生じないような引継ぎ事項を、10月からすぐに始めていきたいというふうに思っています。

それから、教師についてというお話もあったんですけれども、できるだけ早くこの議論を進めて、この９月30日の文教委員会で報告というような流れになったんですが、教員の異動人事が始まってくるのが、通常の10月になります。そして、今回のこの特別支援教室のということで、その通常の異動に間に合うように今回、報告させていただいていますので、異動に関しては、職員に不利益が生じないような最大の配慮をしたというふうに考えてございます。

次に、経過措置というお話があったんですけれども、学校を転校するわけではないので、子どもたちについての経過措置というのは、現在のところは考えていません。ただ、やはり新しい先生に馴染む、通う場所は今までと同じ、そして施設も同じ、教室も同じですので、先生たちに慣れるですとか、少し環境が、その先生が替わったことでというところである場合には、それは子どもの実態を一番に考えて、学校と巡回指導教員がきちんと議論していきながら、子どもたちの実態に合わせた指導を行えるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、クールダウン等ができるというところで、これは先ほどお答えさせていただいたよ

うに、学校の、今まで例えば１人の子がクールダウンしていた場所が変わるものではないので、現状、今まで使っている施設を、学びの教室に通っているお子さん方が使えるように、今後も維持・継続させていきたいなというふうに考えてございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　特別支援学級設置校が拠点校とならずにというのと、小日向台町小学校だけちょっと特例ですかという……。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　この件については、先ほど４つの項目で、例えば大規模校のお話ですとかさせていただいたんですけれども、今回、やはりどうしても組合せ、図のほうを見ていただくと、できるだけ２つで１拠点から１つの拠点校に、巡回校に回っていくというパターンが一番教員にとっても子どもたちにとっても理想的なパターンだったんですけれども、なかなか、子どもたちの数を見ていった中で、きっちり埋まるところもなかったというのも現状でございました。

そんな中で、小日向台町小学校は、今現状、拠点校となっている中、設置校長会のほうにも入っていただいているので、そこで御了承いただいて、小日向台町小学校のほうには継続して学びの教室を置いていただくというような運びになりました。できるだけ、例えば知的、情緒の学級があるところに学びを置かないというのは、やはり学校でいうと通常級と設置校と学びということで、３つの学校があるみたいな形が今まであったので、それをできるだけ学校側の負担、管理職の負担等も考えたところでは、今まで設置校がないところに学びの教室の拠点校を置こうというような議論に、会の中でなりました。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。もともとこうした特別支援教室とかで学んでいらっしゃるお子さんとかは、個別計画がありさえすれば、しっかりしてさえすれば、どこ行っても引き継がれるし、ちゃんとできるということは分かるんですけれども、やはり個別計画しっかりとやってもらいたいというのと、引継ぎをしてもらいたいというのと、これまで駒本小学校に、拠点校だからこそということで、わざわざ引っ越してそこの学校に通っている保護者の方も過去にいらっしゃいましたし、そういう人たちにとって、拠点校であるとか巡回校であるとかの違いがないよということは、今後もちゃんとしっかりと説明していただきたいのと、発達障害とかをお持ちのお子さんとか、そういう今、通っていらっしゃるお子さんたちは、すごく保護者の方も悩みが多かったりするわけなので、当事者の話というのはちゃんと聞いてい

ただきたいと思いますし、変化に対応することがやっぱり大変なお子さんのことに対しての配慮もぜひお願いしたいというふうに、今後こういうことがあるときは、今回ちょっと保護者の方から要望書とアンケート結果もちょっと頂いて、その不安とかも、なるほどなということも多かったので、今回ここで私は質問して、ああそうですねということは分かったんですけれども、それをぜひお伝えしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　そういった御不安のこともあるかというふうに思います。個別指導計画の引継ぎだけではなく、冒頭話したんですが、今まで子どもたちが使っていた教材・教具とか、そういった細かいところの引継ぎもきちんとさせていただいて、子どもたちが安心して今までの学びの教室に通うようにさせていただきたいなというふうに思っております。

また、保護者への説明については、通知を配付するだけではなくて、各学びの教室で、保護者会ですとか保護者説明会をやっていますので、そういったところで今回の経緯をきちんとお話ししていただくように、各学校長のほうに私のほうからもお話をさせていただければと思います。

またさらに、今後におきましては、必要に応じて、保護者等の御意見を参考とさせていただきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　高山委員。

○高山（か）委員　資料12号ですが、事前に少しお願いして、教育指導課長にはレクを受けさせていただきまして、ありがとうございます。

今回の再編成は、地理的な課題を解消して、巡回効率を上げると。見直しをするための措置です。先ほど岡崎委員がちょっとおっしゃっていたのと少し似ているところがあるんですが、拠点校を８校から２校増やして10校に増やしたことで、各拠点の管理業務とか事務手続とか様々調整作業とかいった事務負担が増えるかと思うんですね。東京都からの巡回教員、いわゆる定数増とかはしっかり区として確保はできているのかということ。

それから、メリットである移動時間が短縮されることによって、しっかりと子どもたちと直接向き合う指導時間というものを確保することにつながっていくのかという、この２点についてお尋ねをしたいと思います。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　御質問ありがとうございます。今回の再編成により、巡回指導教員が拠

点校から巡回校に異動する距離が短くなったことにより、その時間を児童の指導時間や、授業観察等も行いますので、そうした時間に有効に生かすことができると考えてございます。

また、教員の配置については、東京都より対象児童12名に対して１名の配置となりますので、対象児童数を受けて、こちらのほうはきちんと東京都のほうに申請させていただいて、獲得してまいります。

また、巡回校を含めた各拠点には、特別支援教室のほうに専門員が配置されているため、指導記録の作成ですとか教材・教具の準備、こういったものを、巡回指導教員の事務的な作業を軽減するために配置させてございます。

さらに、対象児童数が若干多い拠点校が、表を見ていただくと分かるんですけれども、それに対しては、本区の予算で時間講師を採用します。このことで、巡回指導教員の授業等のサポートをし、職務の軽減をできると考えてございます。

今後も特別支援教育に関わる教職員が勤務しやすい環境づくりのため、校内委員会の相談体制の強化を図るとともに、スクールカウンセラーや臨床発達心理士等の専門家と連携し、手厚いサポートにつながるような支援を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　高山委員。

○高山（か）委員　お答えいただき、ありがとうございます。今回の再編で、児童への指導時間とか授業観察もしっかりと生かしていただきたいと思います。

また、専門員や時間講師を配置することで、教員の負担軽減につながるということを今、確認させていただきましたので、改めて言うまでもないんですが、特別支援教育って最も重要なことは、拠点校自体を増やすことではなくて、一人一人の支援の質の向上というのが大切だと思います。これは課長も共通の御認識だと思います。今回のこのたびの再編後も、この配置で完成とかではなくて、保護者とかそれから学校現場からの評価など、再編効果をしっかりと意見聴取して聞き取りながら、引き続き、その拠点校の組合せとか、それから人員配置については、課題があれば、見直しも含めて、引き続きしっかりと手厚いサポート運営をお努めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　まず、この経緯の１番目のところなんですけれども、再編に至った経緯というところで、２段目のところなんですけれども、今、非常に子どもさんたちの数も増えているということで、この状況が続いた場合、指導の質の低下や受入れ制限をせざるを得ない状況が生じる懸念があると、このように書かれています。見ると、確かに90名とかかなり多い生徒

さんを抱えて、先生方が頑張っていらっしゃるんだなというのは分かるんですけれども、この指導の質の低下とか、そういう状況ですね、これが現時点では発生してないということでよろしいのかどうかということですね。というのは、来年の４月からこれは開始をされて、新たに再編をしていくということになるかと思います。だから、もしこういう懸念が現実のものになっているのであれば、可能な限り早くやっていかなければならないことではあるのかなというふうに思うんですけれども、その点で、そういう懸念の状況というのが現在生じていないのかどうかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいなということがまず１点と。

それから、その再編後の裏面で、教員数の部分なんですけれども、先ほど、時間講師の方々も採用して、指導に当たってもらうというような答弁だったんですけれども、教員数のところには、ここにさらに時間講師の方がつくというような理解でいいのかということをちょっと確認させていただきたいんですね。この教員数の中に、時間講師の方は含まれているのかと。含まれていないのであれば、今後これを、今、39人ですけれども、これを時間講師を含めると大体何人体制くらいで、この特別支援教室の教育というのはやられているのかということをちょっとお伺いしたいんです。お願いします。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　まず、１点目については、現状、やはり90名の拠点があるというところで、現状では、今、子どもたちの支援が行われているところなんですけれども、これ以上膨れ上がったときに、先ほどこちら懸念している２件の部分で、指導ができなくなってしまったりですとか、入れないで、待ちができてしまったりとかということが見通せたもので、できるだけ早くこの現状を改善したいというところで、これは各学校の先生方のほうからも、１、２年前から声を聞いていますので、今がぎりぎりのところかなというふうに感じてございます。

そして、２点目の教員数については、委員のほうから、39名という今現状のお話がありましたが、来年については、多分、40名を超える配置になってくるのかなというふうに思っています。

そして、ここには講師の数は入ってございませんので、単純に計算式で割っていくと3.32とかというような割合が出てくるところもございますが、そういったところの子どもの現状もございますので、その現状も含めて、教育指導課と学校のほうで相談して、時間講師を何時間つけていくかというところについては、慎重に学校と相談しながら、これにプラスアル

ファで配置させていただくように考えてございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。では、ぎりぎりの段階ということで、早く取り組んでいくということで、今回のプランということになったんだろうというふうに思います。分かりました。

それで、教員の配置については分かったんですけれども、これ小数点になっているので、人間は小数点にはならないので、例えば4.7のところとか4.9のところ、こういうところは、定数の教員が５人配置されているというふうに考えていいのかということをちょっともう一点確認をさせていただきたい。

それから、この再編後の学校の人数とか、学校の学びの教室に通っている児童さんの人数を見ますと、一番多いところは、誠之小学校で40名ということになっていて、この誠之小が今回、１校拠点校ということに、単独の拠点校になったわけでありますけれども、これ見ますと、例えば本郷小学校38名とか、それから千駄木小学校33名とか、誠之小学校に迫るような、そういう学びの教室に通われている児童さんのいらっしゃる学校というのもあると思います。

で、今回、単独の拠点校をつくったわけでありますけれども、今回つくったということをベースに、では今後、40人という一つの学びの教室に通っている児童数が増えてきたら、やっぱりそこは今後単独の拠点校にしていくという、そういうことにこれはなっていくのかどうかということを確認しておきたいなというふうに思います。

私はやはり、学校で決まった先生がちゃんとその学校にいると、で、生徒も、いつでもその先生に、情緒が、学びの教室に通っているお子さんたちが、いつでもちゃんと教えてくれている先生とアクセスして、指導を受けられるという環境が非常に望ましい環境だなというふうには思うんですね。ですから、できることなら、やっぱり単独拠点校というのも今後増やしていくことも、ある意味必要なのではないかなというふうには思うんですけれども、そのあたりの認識というのも伺いたいと思います。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　見ていただいている教員数については、もちろん、あくまで予定となってございますが、今、本区のほうで想定しているのが、大体拠点ごとに４名から５名の配置になってくるかなというふうに思っています。そのところで、子どもの実態ですとか、先ほど言ったように、併せて時間講師で補えるところはサポートできるようにしていきたいなというふうに思っています。

拠点によっては、40名から50名で大体平均するとそろえたんですけれども、若干のやっぱりばらつきがございますので、そこで教員数の違いが出てくるかなというふうには想定しています。

それから２点目の、誠之小の今回初めての単独というところで、こちらについては、今までの過去２、３年の誠之小の子どもたちの伸び率、それから今後の、やっぱり点在しているお子さんの環境とかを考えたときに、誠之は、これ以上子どもが増える可能性もあるので、これはあくまで例外的な措置という形で、初めて単独校をつくらせていただきました。

今後について、では40名を超えた場合は単独校になるかといいますと、そちらは今、区のほうでは考えてはございません。ただ、委員がおっしゃるように、やはりずっと常駐している先生がいるというのは、魅力ではあるというふうに思うんですけれども、現在、巡回校に行った教員も１日その学校にいますし、例えば拠点校による教員も１週間そこにずっといるわけではなくて、巡回校に行っているわけなので、週の半分以上いないわけなんですね。そういったことを考えると、拠点校も巡回校もそんなに大きな開きはないというふうに今考えてございますので、これから先、やはり５年、10年のスパンで、子どもたちの数も変わってきますので、そういった際には、バランスがまた崩れることもありますので、特別支援教育の振興委員会を開いたりですとか、そういう措置は必要かなというふうに考えてございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　ありがとうございます。週の半分、教えてもらっている先生がいないというのは、いたほうが安心というのもやっぱりあるのかなというふうには思うんですよね、通わせている身としては。それはちょっと主観にもなるのかなというふうに思うんですけれども、ただ、やはりそういう決まった学校に決まった先生がいらっしゃるということが安心感につながっていくのかなというふうに思いますので、引き続き、充実は求めていきながら、こういった人数増に対応して、今回、誠之小単独校になったんですけれども、この経験もぜひ引き続き分析していきながら、やっぱりそういうのを私はぜひ増やしていくような、単独拠点校というんですかね、そういうのも増やしていくということも大事なのではないかなというふうに思いますので、そこは求めさせていただきたいなと思います。

それから、今、特別支援教室の定数なんですけれども、教員とお子さんの定数なんですけど、これ今、12対１ということになっていますよね。それで、これはたしか４年か５年前くらい、令和３年にたしかこういう形で変更がされたというふうに思います。昨今の少人数教育、やっぱりこういうものを求める流れからしてみますと、子ども対先生の人数を、子ども

のほうを増やすんじゃなくて、子どものほうを減らして、やっぱり少人数化をこちらも求めていくということが本当に大事かなというふうには思いますので、そこはぜひ、東京都のほうに、国なんかにも求めていただきたいということは重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○上田委員長　よろしいですか。

それでは、報告事項２の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項３、令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等について、報告事項４、休日における一部の運動部活動の地域展開の実施についての説明をお願いいたします。

髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　資料第13号に基づきまして、令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等について、御報告いたします。

本事業は、国際バカロレア機構との覚書に基づき、教員等を対象とした研修を実施するものです。

令和７年度は、教員及び管理職50人を対象に計18回の研修を実施してまいりました。受講者からは、新たな授業のつくり方を学ぶことができた、新たな視点から探求の概念を学べたなどの意見を寄せられており、先生方にとって、充実した研修になったと考えております。

令和８年度につきましては、令和８年12月から令和９年３月まで、教員及び管理職50人を対象にオンライン研修を計18回実施いたします。実施に当たっては、国際バカロレア機構と合意書を締結した上での実施といたします。

また、９月には、令和７年度研修受講者を対象に、国際バカロレア機構認定校の授業視察及び教員同士の意見交換を行い、教員の指導力向上を図ってまいります。

今後は、９月に議会報告と教員交流、10月に合意書の締結、10月から11月に受講者の募集を行い、12月から研修を実施する予定としております。

資料第13号については、以上となります。

続きまして、資料第14号に基づきまして、休日における一部の運動部活動の地域展開の実施について、御報告いたします。

国は、令和13年度までに、原則として、全ての学校部活動について、休日の地域展開を実現する方針を示しております。

本区においても、令和８年３月に実施計画を策定し、休日における教員に頼らない指導体制の構築を目指して、部活動の地域クラブ活動への転換を段階的に進めることとしております。

この方針に基づき、令和９年９月から、サッカー及びバドミントンの休日の運動部活動について、教員に頼らない指導体制で実施する予定です。

実施場所は、対象競技の部活動がある区立中学校を会場校とし、当該競技の部活動がない学校の生徒も参加できる仕組みとしております。

運営は、民間事業者への委託により行い、参加費は無料といたしますが、将来的には受益者負担について検討してまいります。

また、大会には、原則、これまでどおりの学校部活動として参加する予定となっております。

今後は、事業者選定などの契約手続を進め、令和９年４月に契約を締結し、５月から８月にかけて、地域クラブ活動の開始準備を行い、９月から、サッカーとバドミントンは地域クラブ活動を開始する予定となっております。

会場校については、図に示したとおり、サッカーは第三中学校及び音羽中学校を会場校とし、区立中学校から参加希望者を受け入れます。

バドミントンは、現在、同部がある７校を会場校といたします。第八中学校、茗台中学校及び音羽中学校の参加希望者については、それぞれ文林中学校、第三中学校及び第一中学校で活動する予定となっております。

なお、本件については、令和９年度の実施内容でございますが、令和９年度入学の生徒に関わる内容であり、秋のオープンキャンパスで注視する必要があることから、早い時期ではございますが、今回、御報告させていただきました。

以上、御報告といたします。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、報告事項３、令和８年度「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」の実施等についての御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。

先日というか、７月に文教委員会でも札幌開成のＩＢ認定校を視察してまいりました。やはり予想どおりというか、予想以上に、その探究的な学習プログラム、ＡＯを推進している

学校での先生方の意欲、それからあと、生き生きした子どもたちを見て、それを実際肌に感じることができました。なので、今回のところのこの質問も、私もちょっと盛りだくさんになっちゃうかなというふうに思うんですけれども、まずお聞きしたいのが、昨年度の50人を対象にした研修をした後で、ここで、アンケートのところで主な意見が載ってはいるんですけれども、実際この研修を受けた教員の授業づくりだったりとか、子どもたちの学びにどういう変化があったのかなという点をお聞きしたい。

それとあと、９月って、今日は30日なんですけれども、ＩＢ認定校との教員交流、これがもしもう既にあったのであれば、ちょっと早々とどんな様子だったのかなというふうにお聞きしたいです。

それで、少しまとめますね。あと、今後も、ここに御報告にあるように、オンラインでの研修というのも考えておられるということなんですけれども、こういった視察、教員交流や研修、オンライン研修をすることによっての教育委員会として、その成果をどういうような指標で検証していくのかなというのもちょっと１点思ったところです。そのあたり教えください。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、教員の変化でございますが、令和７年度実施した研修を受けた先生方からは、先ほどの肯定的な意見をいただいております。研修を受けた先生方が、校内で研究を、研修した内容を校内研究に生かし、研究指定校として、本区の校内研究を進めていっていただいております。先生方は、授業を実施するに当たって、今まで一方的な知識の伝達のところの部分が、最後、子どもたちが実際、次の授業で、どんな学びをやってみたい、どんなふうに深めてみたいというような問いを、先生方がしっかりと考えて、授業を展開するようになっているところでございます。今後も、このように、その場限りの知識としない実践を授業展開していけるように、先生方の授業力を図っていきたいなというふうに思っております。

次に、教員交流ですが、９月29日、昨日ですね、実施させていただいているところでございます。ＩＢ認定校の授業を見たことで、やっぱり学習指導要領上は違うんですが、先生方が今まで見たことのない授業を視察することができて、実際研修で理解が難しかった部分もあったところがあるんですが、そこを補完するように、たくさん質問をして、交流することができたというふうに報告を受けております。

最後ですが、検証結果につきましては、ちょっとこの後で検討してまいりますが、やはり

研究したことが各学校の校内研究等に生かされているかどうかを把握させていただいて、授業の質だったり、子どもたちの変化だったりというのを見取っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　質問しようと思ったことまで今、御答弁いただいたんですが、やはり研修を受けた先生が、ほかの先生に共有することだったり、それからあと、学校全体をどう変えていくかというところが非常に大切なところで、今、課長からの御答弁で、研究指定校というお言葉が出てきたんですが、研究指定校というのはどちらになるのかは、教えていただけるんですか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　既にもう各学校に周知しているところですので、文京区立金富小学校で、研究指定校として今年度やらせていただいております。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　小学校だけですか。ほか、幼稚園や中学校とかでは、ないということですね。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　幼稚園も中学校も、今年度研究指定校になった学校がございまして、そちらのほうは、今、探究的な学びをどのように進めていくかというところでございますので、バカロレアの研修の内容を関連づけていくかどうかというところは、今、この後、教育委員会とよく協議しながらやっていこうと思っております。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　小学校だけじゃなく、幼稚園でも中学校でも、探究的な学びという位置付けで、モデル校としてやっていくというのは可能だろうなというふうに思ったので、今、お聞きした次第です。

で、非常にしっかりと体制をつくりながらやられているなという、御答弁を今聞いて、大変展開が、今後どういった展開するのかなというのも、ちょっと今、期待してしまっているようなところなんですが、これらのＩＢの教育理念とか、この探究的な学びを、では反対に、今度は、文京区の公立の学校での教育としてどういうふうに位置付けていくのか、そういったお考えもあるのかというところを教えていただけますか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　ＩＢの理念は、大変すばらしいものだというふうな認識をしているんですが、教員の本懐は授業の向上ですので、授業力をどう変えていくかというところだというふうに考えておりますので、今回の教員研修を通じて、探究的な学びを、総合的な学習の時間だけではなく、教科の授業とかにしっかりと位置付けながら、先生たちの指導力の向上を図っていくことを目的としてまいります。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　分かりました。では、ちょっとなかなか答弁を引き出せなかったんですけれど、ちょっとずばりとお聞きしちゃうんですけど、例えば、改築を予定している学校が幾つかあるとは思うんですけれども、このＩＢの教育理念だったりとか、探究的な学びを実践するような、モデル校みたいな感じで設けて、教育内容と施設整備を一体的に検討していくというのもあり得るのではないかなというふうには思うんですが、ちょっと早合点なのかどうなのか、その辺の見解を伺えますか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　ＩＢ認定校のような認定校の設置は考えておりませんが、探究的な学びを進めるのは、次期学習指導要領でも言われているところですので、その部分を含めて、しっかりと教員の研修を充実させていきながら検討してまいります。

（「はい、ありがとうございます」と言う人あり）

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　今の質疑も聞いて、教員研修がやはり大きな成果を生み出しているかなというふうに思っております。で、令和７年度に締結した覚書に基づいて、今回、研修を行ったわけですけれども、今後、10月にＩＢＯと合意書を締結するということで、契約の仕方が昨年と違ってきているのかなと思うんですけど、その辺、もう一度確認させていただければと思います。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　令和７年度の委託事業者が付与されていた暫定的な１年間の契約が期限を迎えたことと、また、外部提供者が国内に存在しないことなどを理由に、ＩＢＯから要望があり、今年度は国際バカロレア機構と直接のやり取りというふうにさせていただいたところでございます。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　はい、分かりました。そういった形で、直接合意書を結ぶということで、これが

最初の覚書だと、有効期限が３年間でしたよね。で、今年、来年、で、もう１年あるわけで、さっきも言いましたように、大きな成果も出て、今後、再来年、令和９年度もやっぱり当然進めていかれると思うんですけど、今現在で、どのような、お考えがあれば教えていただけますか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　現在実施している教員研修につきましては、一定の成果があるというふうに認識しているところでございますので、今後、令和９年度以降については、実施に向けて、よく検討して、ＩＢＯとの協議をしていきたいなというふうに思っております。

○上田委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　ぜひ、初年度というか、令和７年度、やっぱり大きな成果も出ていますし、学校の先生方にとっても、非常に有益な研修だったと思いますので、ぜひ、区としても、積極的に進めていただければというふうに思います。

あと、最初の予定では、あ、これ、さっき言った話かな、令和８年度以降に研修内容実践モデル校の選定、カリキュラムの開発、ＩＢ認定校との交流などとあるんですけど、ＩＢ認定校の交流はもうやりましたけど、あとの２つの、このモデル校の選定って、さっき言っていた金富小のこと……。あ、そうですか。では、これも一応予定的には済んだということで、くどいようですけれども、これだけのこと、さっき山田委員も言っていましたけど、やっぱり広く広げることが大事だと。１年間に、受講できるのは、50人、50人ですけど、やっぱり幼小中を含めて広く皆さんにお伝えし、また、どう具体的に実践するかということが大事だと思いますので、しっかりその辺も今後取り組んでいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　研修を受けた50人の先生方は、各学校のやはり指導力をしっかりと身につけたいと思っている先生方でございますので、その先生方を中心にして、ほかの先生方に授業力が反映されていくように、私たちも教育委員会として支援してまいります。

○上田委員長　よろしいですか。はい。

高山委員。よろしいですか。

では、関川委員。

○関川委員　これは世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトの実施ですけど、今回の９月の補正で499万9,000円のマイナス補正が組まれて、世界最大級のＮＰＯ団体の国際バカロレア機構

との契約を、人を介してでなく、直接契約にしたのはどういうことからでしょうか。

それと、直接契約は、スイスのジュネーブのバカロレアの本部と合意書を交わすのですか。また、委託ではなく、合意書という形にしたのはなぜですか。合意書は、さっき３年間とおっしゃいましたけど、９月補正の当初予算で582万5,000円が組まれていますが、これは契約の最初の年だけに支払われるものでしょうか、それとも毎年支払われるものなのでしょうか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、直接のやり取りになった理由については、令和７年度の委託事業者が付与されていた暫定的な１年の契約が期限を迎えたこと、外部提供者が国内に存在しなかったことを理由に、ＩＢＯから要望があったためとなります。

次に、委託ではなくというところなんですが、今回、研修を国際バカロレア機構が実施するに当たって、その研修を教員が受ける形になりますので、負担金という形で実施いたします。

次に、負担金にすることによって、実際どんな研修で、どのような手続を行うかということで必要となりますので、覚書ではなく、研修に関しての合意書を結ばせていただくような形となります。

最後、毎年かどうかというお尋ねですが、こちらについては、研修を今年度やる、年度ごとの支払いという形になります。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　ありがとうございました。それで、直接スイスのジュネーブのバカロレアの本部と合意書を結ぶということでしょうか。

それと、最初は３年間ということですけれども、その後は、研修によって更新をしていくということになるんでしょうか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　合意書を結ぶのが、国際バカロレア機構と本体という形になります。

合意書については、覚書ではございませんので、研修を受ける年度ごとの形になります。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　年度どこに結ぶということですね、分かりました。

合意書というのは、インターネットで調べると、当事者同士が話合いで決めた内容を文書として確認、記録するための書面で、契約条件の変更、紛争解決、契約終了などで用いられ

るものであり、法的効果は契約書と同等に見られ、後日の証拠として重要とのことと書いてありましたけれど、これならば合意書というのかもしれませんが、区民との関係で透明性を保つため、プロポーザル方式にしたほうがよいのではないでしょうか。仮に合意書にした場合、区民への説明はどのようにしていくのでしょうか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　覚書を既に令和７年度に結んでおりますので、そちらに関して、覚書を結んでいる状況で合意書を取り交わすことは、問題ないというふうに考えております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　覚書を結んで、その後、また合意書を結ぶということがちょっとよく分からないんですけど、あと、区民との関係で、もう少し分かるような形にしたほうがすっきりするかなと思いますけど。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、一番最初に覚書の件ですが、覚書は、令和７年度に３年間教員研修でしたり、探究的な学びを充実させるために、国際バカロレア機構と締結したものになります。

今回、合意書につきましては、研修を今年度やるための合意書でございますので、そちらのほうは、３年間覚書を結んでいるバカロレアとの合意書になりますので、そちらについては、既に今、協議をしている状況となっております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　何となく分かったような、分からない……分かりました。

で、教育内容ですけれども、先ほどから探究的学びということで、幼小中の学校の先生方が研修に行かれて、学びの探求の教え方をもっと深めて、子どもたちに教えるという内容のようですけど、今、学習指導要領、先ほどありましたけど、学習指導要領の総合学習のところにも、学びの探求ということが入っていて、学校でも学びの探求が授業としてやられているのに、これ以上バカロレアと結んで、どのように実際に進めていくんでしょうか。教えていただく子どもたちが、今でさえ授業時間が多いのに、そこにまたバカロレアの教育を探求の学びといって持ってくるのは、中学校では無理かあるのではないかなと私は考えますが、その辺、いかがでしょうか。

○上田委員長　３時となりましたので、30分休憩したいと思います。

３時半から再開いたします。

午後　３時００分　休憩

午後　３時２８分　再開

○上田委員長　それでは、文教委員会を再開いたします。

関川委員への答弁からお願いいたします。

髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　探究的な学びに関してでございますが、次期学習指導要領にも、好きを育み、得意を伸ばすとともに、当事者意識を持って自分の意見を形成することということを目指しているところでございます。探究的な学びが子どもの負担になることはないと考えております。

また、子どもたちがやってみたいとか、考えてみたいということを推進することは、子どもたちはこの後、自分の人生を自分で切り開いていくためにも、大事な力だと考えておりますので、教員がその資質、能力を向上させることによって、子どもたちの力を確実にしていくもののためには、必要な学習だと考えております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　この教育によって、生き抜く力をつけていくということ、それは大事なことかもしれませんけれども、髙橋担当課長さんが、令和６年の11月に行われた第１回の総合教育会議でこのようにおっしゃっているんですけど、このプログラムは世界中で認められ、国際バカロレア機構は今では世界最大級のＮＰＯ団体となり、国際バカロレア機構が提供するプログラムをカリキュラムとして取り入れ、厳しい審査の上、認められますと、国際バカロレア認定校となります。このバカロレア認定校で、バカロレアの学位を取得すると、それは世界中で通用する国際資格となります。こういうふうにおっしゃっているんですが、これは要するに、留学とかのときに優位に働くというようなことだというふうに思うんですけど、文京区の学校では、認定校はつくらないで、指定校にするということで、さっき御説明ありましたけど、その指定校は、どのようにこれからバカロレア教育、全部の中学校でやるというんじゃなくて、指定校でバカロレア教育を、探求の学びのもっと深いところでやっていくという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　私の多分説明不足だったかなというふうに思います。研究指定校というのは、校内研究で探究的な学びを研究するのであって、国際バカロレア機構の研究をするわけではございません。ですので、探究的な学びを先生方が実際教科の中でどう実践

していくかというのを研究することでございますので、今、関川議員がおっしゃっていた留学の件だったり、ＩＢ認定校の件とは、内容とは異なるものになります。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　私には、課長さんがおっしゃったこの文章の中からそのように読み取れないんですけれども、要するに、一部のできるお子さんだけがこの探究的な学びを学んで、さっきも言いましたけど、留学なんかに役立てていくというところにつながっていくのかなというふうに思っているんですけど、今、でもやるべきは、これ中学校義務教育ですから、一人一人の子どもたちに目が行き届く教育、今、35人学級、もうすぐ完了しますけど、次は30人学級の実現や教材費の無償化こそ、やっぱり急ぐべきだと思うんですね。

それで、国連の子どもの権利委員会から、日本の子どもたちは過度な競争社会に置かれているから是正するよう、日本政府が勧告を受けているんですが、それでもなかなか是正されない中で、子どもたちは大変な思いをしながら、学力テスト等と向かい合わなければならないことになっているんですけれども、そういう中で、文京区でも増えている不登校、生きづらさを抱える子どもたちが増えていると、そういう状況が一方である中で、国際バカロレア教育は、それは先進教育でいいのかもしれませんけど、それよりも義務教育の基礎的なところをきちっとやるということがやっぱり大事だと思うんですけれども。

それと、文京区の教育大綱には、一番最後のところに、区長名で、子どもの生まれ育った環境に左右されることなく、ひとしく同じ条件で教育が受けられるよう、教育支援を実施しますと、こういうふうに最後に書いてあるんですが、それと、個が輝くということが教育大綱に書かれていますが、今、子どもたちのところで、みんなが個が輝くになっているのかなというふうに私はずっと疑問に思うので、このことについては、成否を決するあれじゃないので、そういうことで意見を申し上げておきますので。

あと、覚書と、合意書については、もっと区民に分かるような形で公開していくことがやっぱり大事かなというふうに思います。先進教育が進んでよかったということだけでは、やっぱり区民は納得しないというふうに思いますので、その辺は意見として申し上げておきます。

以上です。

○上田委員長　よろしいですか、お答えにならなくても。

では、髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、先ほど関川議員がおっしゃっていた総合教育会議の説明

でございますが、そちらに関しては、本区の研修の説明ではございません。ＩＢ認定校の説明になります。ですので、ＩＢ認定校でやっていることが本区の教育内容に直結するような状況ではございません。

私たちが今、目指している教員研修の中の探究的な学びでしたり、教員の資質・能力向上につきましては、まず先ほど関川議員がおっしゃっていた、ひとしくという部分には、公教育ですので、ひとしく皆さんに探究的な学びをしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

そして、個が輝くということに関しましては、一人一人の子どもたちが、先ほど、やってみたいとか、自分の好きを探求してみたいとかいうことにつなげていきたいなというふうに思っておりますので、本区の教育目標だったり教育大綱にずれているようなことはないと認識しております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　はい、分かりました。あくまでも義務教育であるということから、路線が外れていくようなことにならないようにお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　先日の依田委員の本会議質問の答弁で、令和８年度からは国際バカロレア機構の外部提供者ではなく、国際バカロレア機構から直接教員研修プログラムを受けることになっていること。また、研修の内容は、探求、評価、概念的理解の３つのテーマについて、教員50人を対象に、令和８年12月から３月にかけて実施予定で、費用は580万円を見込んでいるということが分かりました。

資料のほうに、令和７年度の教員研修の実施結果がありますけれども、国際バカロレアの理念を学ぶ教員研修プログラムは、文京区で実施するためにつくられたパイロット版のようなものと私は認識しているんですけれども、本当は前半１から３、後半４から６のプログラムがあって、２年がかりで行う予定が、翻訳、プログラムの完成が間に合わなかったために、昨年受講した50人は、前半のプログラムしか受けていないまま今に至ると認識しております。それが費用に変更があった理由でいいのかなということを確認するとともに、そして、今年度は、昨年とはまた別の50人が受講することになっており、昨年と同じく前半１から３のプログラムを受けることになると伺っております。

質問なんですけれども、昨年の受講者が後半４から６のプログラムを受講することはあるのかどうか。また、今年も後半４から６のプログラムは、でき上がるのが３月ぎりぎりにな

ってしまうスケジュールを提示されていたそうなんですけれども、完成するのはいつなのか。また、今年度の受講者も後半を受けられるのかどうか伺います。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　国際バカロレアからは、昨年度予定していた後半の研修を作成するのに時間がかかる旨の連絡を受けました。そのため後半の研修は、今年度実施する予定とせず、来年度実施する予定と検討しております。

後半の研修につきましては、今年度研修をする予定はございません。昨年度、前半を受けた先生方が、しっかり内容を深めるためにも、ＩＢ認定校との交流をこの後もしていきたいなというふうに思っております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　ちょっと１年空いて、その間に交流とかもされるということなんですけれども、せっかく受けてくださる受講者の先生方には、やっぱり後半もちゃんとしっかり学んでいただいて、その間に異動とかがないことを祈るんですけれども、学んでいただきたいというふうに思います。

また、受講する教員の皆さんについてなんですけれども、ある特定の学校から多かったり、偏りがあるというふうにも聞いたんですけれども、受講する教員50人はどのように決められているんでしょうか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　募集については、広く学校に周知をさせていただきました。その中で、特定の学校から複数名出ているのもございますが、やはりやる気のある先生方が自分たちで手を挙げていただいたという形でございます。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。せっかくなので、たくさんの先生方というか、学校で広げていっていただきたいなというふうには思っております。

で、先ほど来お話が出ておりますけれども、この７月に国際バカロレアの公立学校初の認定校である市立札幌開成中と教育学校を文教委員会で視察してまいりました。札幌開成では、中高６年間の全学年全教科でＩＢの課題探求的な学習を、理数系の専門教育、スーパーサイエンスハイスクールとともに実践しておりますが、例えば50分授業を２こま、100分を基本とするなどということも含めて、研修で与えられるのは、こうした授業のノウハウではないんだよということをおっしゃられておりましたし、どういう学びを提供するのかは、教育者

自らに問われており、これまでの教育概念や学習指導要領に縛られていては実践できないものであることを私も勉強してまいりました。

また、ＩＢの実践につきましては、校長をはじめ全教員でＩＢの理念を共有すること、また、必要である実験設備なども完備し、図書館資料等も充実させるなど、教育環境整備が重要視され、教員も常に研修を受け実践し、振り返りを積み重ねることで、ようやく自分の目指す探究的な授業を実現できるようになることも伺いました。あまりにもすご過ぎて、ちょっとうちの子を行かせたいみたいなそういう思いを持って、感動したわけなんですけれども、やっぱりＩＢ認定校だからかもしれませんけれども、私立だったらやりやすいことだなというふうに思いまして、また、札幌開成も、公立とはいえ、中高一貫ですし、入学に選抜もある学校です。それでも公立は異動があるから、定着とか、それが課題となっているということも伺ったんですけれども、結論としましては、ＩＢ教育を文京区に持ってくるのはかなり難しいことだなというふうに思いました。

それでも、区で今、実施している国際バカロレアの教員研修で得られるのは、理念のエッセンスかもしれませんけれども、せっかく予算をかけるんですから、研修を受けた教員の皆さんが各学校で、全教員が共有できるよう、学校内で情報共有とか発表してもらったりとか、そういう機会を設けてもらったりとか、また、実際の授業で実践していただいて、その成果の報告なんかも、私なんかも視察とかさせていただけるんだったら、受けてみたいなというふうに思っておりますので、要望いたします。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、本研修の事業の目的は、ＩＢの理念を確実に実施するわけではなくて、本研修で幼少中の教員が視野を広げ、これまでの指導方法を見直し、探求に重点においた学びをデザインしていくということが大きな目的となります。ですので、ＩＢ認定校を本区でつくる考えはございませんが、先生方が自分たちの授業を見直していくということは、大事な視点かなというふうに思っております。そちらについては、教員という括りでいえば、ＩＢ認定の先生でも本区の先生方でも変わらないというふうな認識だと思っております。

研修した内容を広げていくことにつきましては、研究指定校で校内研で、今、研究なさっている先生方がいらっしゃいますので、そちらのほうを広く周知していきたいなというふうに思っております。

○上田委員長　よろしいですか。はい。

よろしいですね。

それでは、報告事項３の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項４、休日における一部の運動部活動の地域展開の実施についての御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員　資料第14号ですが、国のガイドラインが策定されて、９年の９月ですよね、まずサッカーからバドミントンを対象にということで、なかなか難しいかじ取りをされる大変な御立場のタイミングかなと推察をさせていただきます。ただ、どこからかでは始めなければいけませんので、しっかりと仕組みをつくっていかれて、お願いしたいと思うんですが、幾つか、ちょっとこれ重要ですので、私のほうから御質問させていただきたいと思うんですが、まず１つ目に、生徒の移動の安全面の確保、アクセスの問題、これについてちょっとお尋ねしたいんですが、サッカーについては、会場校が第三中学校と音羽中学校という２校に集約されています。で、やはり区内の全域から生徒が移動することになるかと思うんですが、休日における、特に自転車移動とかのリスクに対して、区として、教育委員会として、どのような安全指導を行っていかれる予定であられるのかということと。

それから、実際に教員負担の軽減の実効性についてなんですが、この資料の６には、原則として、大会に学校部活動として参加すると記載があるんですね。日常の休日指導を地域クラブへ移行しても、大会のエントリーとか業務が、休日の引率責任なんかを結局教員が負い続けることになれば、大きな目標である教員の休日負担の軽減が形骸化するのではないかなという懸念がちょっとしました。

この２点について、まず区の教育委員会としてのお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、移動についてでございますが、区内全域から生徒を移動する際に、安全のため、移動方法については、部活動の検討会議がございますので、そちらでよく検討してまいりたいなというふうに思っております。

また、登下校の安全については、事業者が決まりましたら、生徒への指導するよう、そこは連携を図ってまいりたいなと思っております。

次に、休日の大会の引率については、こちら地域クラブの業務委託をする際に、地域クラブの業務委託だけではなくて、部活動として参加する大会の引率も委託内容に含める予定で

ございますので、こちらについては、教員の負担軽減につながっていくかなというふうに思っております。

○上田委員長　高山委員。

○高山（か）委員　分かりました。しっかりと負担軽減にはつながっていくと今、御答弁いただきましたので、安心しました。

あと幾つか、ちょっと御質問させていただきたいんですが、民間委託における指導員の質、よく言われると思うんですが、それから責任、このあたりです。委託先の選定に当たって、体罰ですとか、それからハラスメントなんか、それから怪我なんか救急時の対応ですね、指導員の資質をどうやって担保していくのかにつながっていくと思うんですが、また、今、申し上げたように、重大事故が、仮に大けがとか大きなけがが発生したときに、区や学校、それから委託先の事業者の間で、指導責任とか損害賠償、こういったところのしっかりとした切り分けについて、明確なガイドラインが、結局、曖昧にしてしまうと、その事業者側もしり込みをして見つからないということにもなりかねませんし、また、保護者も非常に不安なままスタートしてしまうというところもあるかと思うんですが、このあたりをお尋ねしたいのと。

それからもう一つが、費用面ですね。参加費が今回、無料の継続性と他競技の今後の地域展開、展開計画について、ちょっとお尋ねしたいんですが、今回、この２競技での参加無料という方針は、非常に望ましい一方で、今後、全て区の公費で賄われることになっていくことになれば、ほかの部活動とか、それから運動だけではなく、文化部ですとか、段階的に拡大していく際に、その財源ですね、この見通しについては、どういったことを策定されているのかというのを、この２点をお聞きします。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　地域クラブにつきましては、体罰やハラスメントの防止、救命対応など、様々、地域クラブにお願いしなきゃいけない部分があるかなというふうに思っています。そちらに関しては、例えば研修の受講でしたり、ガイドラインの策定だったりマニュアルだったりというところの部分を、委託内容に盛り込んでいくようにいたします。

そして、活動中の事故に関しましても、保険の加入だったり、事故のときにどう対応するかというところも含めて、事業者の委託内容にしっかり盛り込んで、子どもたちの安全を守っていきたいなというふうに思っております。

次に、参加費用ですが、こちらについては、令和８年の実施計画2026でも、受益者負担は

課題というふうになっている状況でございますので、今後の進捗と、あと他区の状況も踏まえて、検討会議でしっかりと審議していきたいなというふうに思っております。

○上田委員長　高山委員。

○高山（か）委員　分かりました。特に費用面については、これからスタートして、考えながら、いい形にしていこうということですね。分かりました。今回の地域展開は、単に民間事業者に委託をするということだけでなくて、子どもたちが安心に安全にスポーツに参加できるという環境をしっかりと維持していこうと。ひいては、教員の負担軽減につなげていこうという大きな転換期だと思うんですね。一方で、安全面とか質、それから今後の競技対象の拡大など、生徒や教員だけでなくて、保護者や地域を様々巻き込んでいきながら進めなければいけないことも大変多いかと思います。

こういった方針を示されると、特に費用面で保護者負担の懸念ですとか、それから体験格差につながるって、よくこういった言葉を私、耳にするんですが、仮に費用負担が発生したとしても、今まで教員のボランティアで成り立っていた部分が、自己負担になるということだけだと思うんですよね。ですから、教員の働き方改革をしっかりと進めていくということがまさにこの仕組みの前提として始まっているわけですから、まず一歩ずつ前進をさせながら、生徒や保護者、それから教員の方も含めて、実際現場の声を聞きながら、今回のサッカーと、それからバドミントンでの取組を一つのモデルケースとしながら、冒頭申し上げたとおり、大変御苦労が多い御立場かと思うんですが、しっかりと区のロードマップの策定というのを行っていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上田委員長　ほかに御質疑のある方。

石沢委員。

○石沢委員　来年９月から部活動の地域展開が始まるということで、改めて部活動の基本的性格というものについて、ちょっとやっぱり確認をしておきたいなというふうに思います。

そもそも部活動というのは、これまで学校教育の一環だというふうにされてきたというふうに思います。それが今度の地域展開によって、部活動というのは、位置付けとしては、これまでどおり学校教育の一環として行われるものになるのか、教育課程外の教育活動とかというふうにも何かよく言うそうですけれども、そういう活動として、地域展開後も、そういう教育課程外の教育活動だというような位置付けであり続けるのかどうかということは、ちょっと１点、そこは押さえておきたいなというふうに思います。それが１つ目の質問です。

もう一つは、部活動というのは、そもそもクラブ活動というふうによくいうものは、クラ

ブというのは、自主的な、自発的な集まりだという語源があるそうですけれども、やっぱり自主的、自治的な活動だと。そういう中で、その活動でやはり仲間との触れ合いとか、人間としての発達に寄与していくものというのが、これまでの部活動としての位置付けだったかというふうに思います。

そういうものであるからこそ、これまで全国的にはハラスメントだとか勝利至上主義みたいな話があって、そういうことに対する反省というのが、全国的に見れば、やっぱりそういうのがあったということもあると思うんですけれども、そういうような基本的な位置付け、それから反省点、そういうものについては、部活動の地域展開が行われた後も行われている活動については、これまでの従来の位置付け、教育課程外の教育活動、それからそういう反省、そういうのは全て引き継がれていくという認識でいいのかどうかというのをまず押さえておきたいと思うので、御答弁お願いします。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、教育活動かどうかというところにつきましては、教育課程外になりますし、教育活動ではなく、地域クラブですので、学校の教育活動とは切り離されたものにはなります。ただし、今までの部活動の中で子どもたちが培ってきた人間関係でしたり、生徒指導でしたり、そういうようなところの部分はしっかりと継続させてやっていきたいなというふうに思いますので、事業者選定をした後に、連携を図っていく際には、その点はしっかりとこちらのほうも意識しながら関わっていきたいなというふうに思っております。

反省が次の地域クラブになるかどうかというところでございますが、本区の先生方、一生懸命部活動をやっていただいているところでございますので、先生方が今、部活動をやっていることが、地域クラブになったことによって急になくなったり、方向性が変わったりすることがないように、いい面をしっかりと継続させていきたいなというふうに思っております。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　前段の部分なんですけれども、これまでは教育課程外の教育活動だというふうになっていたと思うんですけれども、それは教育活動ではなくなるんですか。地域展開した後のこの部活動の活動というのは、教育活動ではなくなるんですか。そこをちょっともう一回御答弁いただきたいと思います。後段の部分は分かりましたけれども、前段の部分、その教育活動かどうかということについて。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　学校教育の中ではない状態ですが、全体は教育活動にはなります。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。では、教育活動だということですよね。そうなりますと、では、今いろんな議論があって、御報告の中でも、受益者負担という言葉が出てまいりました。この受益者負担については、今回、御提案の中では、無料ということで、一応言われているわけでありますけれども、ただ、受益者負担については、今後、検討していくというお話もございました。そうなりますと、では教育というのは受益なのかという、そういうことがあり得ると思うんです。学校教育というのは、受益では私はないと思うんですけれども、では部活動は、教育課程外の教育活動だと。教育課程というのは、国語、算数、理科、社会というカリキュラムの外の教育活動ということになるわけでありますけれども、この教育活動というのは、受益者負担というものが、ここでは通用するというふうになるのかどうか。受益というふうに捉えられるのかというのは、私は、それは若干違和感がやっぱりあるわけですよね。そこについては、どのように整理されているのかというのを御説明いただけますか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　地域クラブ自体は、学校教育からは離れた状況なので、そこ関しては、受益者負担は検討せざるを得ない部分があるかなというふうには思っています。ただ、今の段階では、サッカーとバドミントンという状況でございますので、令和９年９月以降のことに関しては、受益者負担はなしというふうに考えていますが、今後、受益者負担の在り方に関しては、よく検討しなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、今の地域クラブとしての立ち位置も含めて考えていきたいなというふうに思っています。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　今後検討していくということで、答弁は変わらないんですけれども、ただ、学校教育から離れるとはいいましても、学校でやるわけですから、完全にやっぱり離れているというふうにはなかなか捉えられませんし、しかも、そこで教育活動ということで行われているという性格を踏まえますと、やはり私、この受益者負担というものは、よくよく慎重に考えていかなければならないし、先ほど関川委員も前段の議論のところで言われていましたけれども、子どもの生まれ育った環境に左右されることなく、ひとしく同じ条件で教育が受けられるよう教育支援を実施しますというふうに教育大綱でもありますから、やはりその受益者負担という考え方、この教育活動というものに望ましいのかという、適切なのかというと、

私は、なかなかそこは適切ではないというふうには言えると思うんですけれども、そこはちょっと指摘しておきたいなというふうに思います。

それで、では受益者負担を導入していかないというふうになると、それは、やっぱり国なんかに財政支援をきちっと求めていくということが大事だというふうに思うんですよね。そういう前段の教育活動だということとか、やっぱり教育的意義がこれまでもあったという、そういう部活動の性格というのは、そのまま地域展開されても失われないわけでありますから、やっぱりそういう土台に立って、ではそこで自己負担、先生の負担でやっていたものを、では誰がやるのかといったら、それはやっぱり国がしっかりと財政支援を行っていくべきだというふうには思うんですよね。だから、そこはぜひ、ガイドラインを見ましたけれども、今後の受益者負担の在り方については、何か検討していくみたいな、国のガイドラインでもそうなっているんですけれども、そこは現場からしっかりと国に予算を求めていっていただいて、受益者負担については、やっぱり導入していかないというようなことも求めていっていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点について、ちょっと御認識を伺いたいと思います。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　受益者負担のことにつきましても、部活動の地域展開のことにつきましても、東京都や国の動向をしっかりと注視して、補助金等必要であれば、私たちも求めていきたいなというふうに思っております。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　ぜひ、受益者負担にならないような形で求めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、国のこのガイドラインの中を見ていて、１点ちょっと気になった部分があって、今後その地域展開をするに当たって、部活動の地域クラブに展開するときに、教員の方がその地域クラブで部活動を教えるという場面がやっぱりこの中でも想定されているわけなんですけれども、その際に、例えば文京区の教育委員会にいらっしゃる学校の先生が地域クラブで教えた場合、その労働時間の管理の仕方については、勤務時間等の全体管理を教育委員会が地域クラブと連携して行うというふうに書かれているんですけれども、これは教育委員会として、地域クラブで働いた時間についても労働時間とカウントして、それで残業などの管理をきちんと行っていくと、そういうことで読み込めるのかどうかというのをちょっと確認しておきたいと思います。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、教員の兼業兼職についてですが、その地域クラブに指導者として派遣される場合は、教育委員会のほうに兼業兼職届を出さなきゃいけない状況になりますので、その段階で私たちがその方の勤務条件を把握しなければならないと思っております。その上で、先生方が指導者として地域クラブで指導する場合については、地域クラブとともに学校と私たちが連携を図って、その方の勤務実態を把握する必要があると考えております。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　そうすると、では教育委員会としても、地域クラブで働いた時間については、労働時間として合算をして、今、健康管理確保措置とかといって、45時間以上ゼロにするみたいな話があるわけですから、やっぱりそういうところでちゃんとカウントして、そこを超えないように管理をしていくと、そういうことでよろしいでしょうか。

○上田委員長　石沢委員、そろそろまとめていただいてもいいですか。

○石沢委員　では、ちょっとそこだけ。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　先生方が兼業兼職したことによって、それで実際の勤務時間がオーバーすることはあってはならないかなと思いますので、教育委員会としても、地域クラブと連携を図っていきたいなと思っております。

○上田委員長　よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員　まず、部活動の地域移行について、事業者の規模によって外部指導員を出すことはできるけれども、運営全てを受け持つ余力がないとか、請け負うに当たって予算が折り合わないなど、状況がそれぞれ違うと思います。今回は休日だけですけれども、サッカーとバドミントンについて、どのような事業者がどれくらいの予算や条件で請け負っていただけるのか、教えてください。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　今の事業者の選定については、今の段階でちょっと御見積等を頂いている状況でございます。事業者の種類につきましては、様々でございますので、この場でこの事業者をということはお伝えすることができないんですが、人材を派遣するような事業者でしたり、実際クラブ活動をやっている事業者だったりというふうに様々でございま

す。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　部活動の中では、サッカーをやりたいから音羽中に行くとか、野球をやりたいから一中に行く、卓球をやりたいから十中にいくなどと、部活動によって中学校を選択する生徒たちがおります。原則として、大会には学校部活動として参加するものとするとありますけれども、例えばバドミントンならば、学校に部活がなくても団体戦でなければ個人やダブルスでも出れますし、出やすいと思うんですけれども、サッカーの場合で、各学校にない場合、三中もしくは音中の休日クラブに参加している場合は、大会に出られないということですか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　バドミントンの場合は、個人競技でございますので、平日にその練習をしてなかったとしても、地域クラブの状態で学校で、その学校で登録していただいて出ることは可能だと思っております。

　サッカーについては、チームスポーツでございますので、平日にそのチームで練習をしていない中で参加することは、実質上難しいかなというふうに思っておりますので、その想定はしておりません。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。その辺のところ、学校公開、オープンキャンパスのときなんかにもちゃんと説明してあげるといいかなというふうに思います。

　また、サッカーもバドミントンも、自分の行きたい学校に参加できるのかどうか、もしくは、参加校を１回決めたら、その学校に通い続けることになるのか。また、サッカーとバドミントンについて、平日の活動はどのようになるのか、拠点校と他の学校のそれぞれについてお伺いします。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　会場校につきましては、基本的に在籍校の近い学校を選んでおりますので、そちらの学校に会場校として行っていただきたいと思います。

　もう一つの……、質問、もう一度よろしいでしょうか。申し訳ございません。

○上田委員長　小林委員、どうぞ、もう一回。

○小林委員　サッカーとバドミントンについて、平日の活動について、拠点校とほかの部活動がない学校のそれぞれについてお伺いします。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　大変失礼いたしました。

平日につきましては、今までどおりの学校部活動として維持する状態になっております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　学校にない、休日だけ参加する場合は、平日はやらないということですか。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　休日だけ参加するお子さんは、平日は御自身の部活動だったり、御自身のやっている活動に専念する状況になると思いますので、平日に通うことはないと考えております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　平日、学校にない場合は、特にないということですよね。はい、分かりました。

で、例えば卓球の場合なんですけれども、地域のクラブチームのコーチが既に十中の外部指導員として入っており、大きな大会前には、ほかの学校からも練習に集まってきたり、別の学校の顧問の代わりに大会の引率に入ったこともあり、地域移行が既に行われたりしているんですけれども、ちょっとヒアリングした感じだと、本格的に地域移行するとなった際に、運営を請け負うことまではできないという規模だなというふうに思われました。教員の負担を減らすということであれば、このままの部活動の形式で外部指導員を増やすことも、それで実現もできるんですけれども、そういう、今までと変わらない部活動という、地域移行のちょっと拡充みたいな形で続けていくということもあり得るのかどうか、お伺いします。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　令和９年９月につきましては、地域展開を進めてまいりますが、今言った、地域方たちがいろいろ今関わっていただいておりますので、その点に関しては十分考慮して考えていけたらなというふうに思っております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　大変なんですけれども、種目や地域のクラブチームや事業所等の実態を見ながら、一律ではなく、いろんな形態で地域移行を行っていっていただきたいと思っております。

最後に、委員会の前半でＤＢＳについていろいろな審議をしましたけれども、学校は当然、義務の対象ですけれども、部活動の地域移行がなされる、子どもたちに指導を行う地域クラブ活動も義務ではありませんけれども、積極的に認定を受ける必要があると思います。雇用や委託の形態によって、認定を受ける主体や実施内容が変わってくると思うんですけれども、

どのように整理されるのか、今回のサッカーとバドミントンの場合でお示しください。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　日本版ＤＢＳにつきましては、今回のサッカーとバドミントンの事業者については、日本版ＤＢＳをしっかりと認定を受けていただくように仕様書のほうに盛り込んでいこうと思っております。

○上田委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。小さな団体にとっては、地域クラブとかはもう展開しているということであれば、それが子どもが関わるということであれば、もう認定してもらう事業所の中に対象になると思うんですけれども、本当に小さな団体では、現場のルールづくりから相談体制づくり、研修など負担が重かったりする場合もあると思うので、部活動で特に関わる場合は支援のほうもよろしくお願いいたします。

○上田委員長　ほかり副委員長。

○ほかり副委員長　すみません、まず、費用のところで、１点だけ伺いたいんですけれども、これサッカーとバドミントンで、参加費はひとまずは無料ということで伺っているんですけれども、けがのときの保険が部活動の場合は、今、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されると思うんですけれども、これ移行した後の場合はそこがどうなるのかというのを確認させてください。

○上田委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　保険につきましても、仕様の中に盛り込んで、事業者のほうにお願いしようと思っておりますので、保護者の方が負担することは今のところないと考えております。

○上田委員長　ほかり副委員長。

○ほかり副委員長　ありがとうございます。分かりました。

あと、最後１点、要望なんですけれども、部活は教育活動なのか、教育活動じゃないのかとか、運営は今までどおり教員が担うのかみたいないろいろ議論はあったんですけれども、まず動き出してみないと分からないと思うので、まずはこの２つに関して、前向きに動き出して、いろいろブラッシュアップしていただきたいなというのはあるんですけれども、１点だけちょっと子どもたちのためにというところで、先ほども、バドミントンなんか個人競技は大会に出られるけど、チーム競技はちょっと難しい面もあると。それはチームスポーツの特性上理解はしているんですけれども、運動部をやっている中学生の生徒にとって、今現状

は中体連なんですけど、やっぱり大会に出るというのがすごくモチベーションでもあり、目標になっていて、それが子どもたちの精神的な成長にすごくつながっているところがあると思うんですね。

で、地域に移行して、体力面では変わらないとしても、やっぱり大会、これいろんな自治体で地域移行していくと、中体連という仕組み自体が変わっていく可能性もあるので、この先どうなるか分からないんですけれども、やっぱり大会に出て、本番で緊張感を味わって、体力的な面だけじゃなくて、精神的に成長するという機会は、どうにかして保障していける方向を探っていただければなと思っていますので、そこは要望としてよろしくお願いします。

○上田委員長　要望でいいですか。

（「はい、大丈夫です」と言う人あり）

○上田委員長　それでは、報告事項４の質疑を終了いたします。

○上田委員長　続きまして、一般質問に入りたいと思います。

一般質問は、３人の委員から８件の一般質問があるそうであります。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員　私からは、子どもたちの体力向上についてお聞きしたいと思います。

文京区の子どもたち、全国平均、東京平均から見ても、体力というのが全国的に高いという数字は決して得られるものではなくて、私も、それが学校の中でも様々な取組事業を行って、体力向上・増進に向けてやっているところではありますけれども、でも、実際には、子どもたちが日常的に過ごすところで、体を動かす環境づくりというのが必要ですよねということは、もうかねてから私は申し上げているところであります。

それで、教育委員会のほうで、こういった子どもたちが外で体を動かす環境というのでしょうかね、ボールを使える環境、それが十分確保できているというふうにまず思われているかなというところ、１点確認したいなというふうに思います。

○上田委員長　木内教育センター所長。

○木内教育センター所長　子どもたちの体力向上については、教育センターのほうでも、保護者も含め、啓発活動を行っているところでございます。学校においての活動は、過去にも報告させていただいたとおりですが、日常生活において活動場所が十分であるかどうかというのは、すみません、ちょっと私が現時点で自分の立場から十分であるというふうにはお答えが難しいです。自分の範疇の中からは、十分であるかどうかというのがお答えが難しく、場

所に限らず、日常生活の中でどのように体を動かしていくのがよいのかということについては、広報誌「きあら」ですとか、教育センター等で行っている講演会、それから学校で行っているＰＴＡ向けの講演会等で、場所の広さ、スペース等に限らず、体を動かすことの重要性とポイントについてはお伝えしているところでございます。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　学校の環境づくりというところでは、大規模校、小規模校によって環境が変わってくるというふうに思うんですけれども、例えばプールが終わった後にプールの上も使えるようにするなど、それからあとは、屋上でボールを使えるような活動をできる学校ですとか、様々学校によってその環境に合わせた、ボールだけではないですけれども、体を動かせる場所を学年ごと、あるいは時間で刻んだりとかというような工夫をされているようなところを我々のほうでは捉えています。

また、例えば学校によっては、体力の推進事業を都のモデル事業で受けている学校ですとか、朝の体力運動、それから体育朝礼をやっている学校等も把握している状況ではございます。各学校、校長先生の施策の下、体力向上、学校の子どもたちの状況に合わせた、体力アップにつながるような取組を行っているような状況でございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　分かりました。確保できているかというところの質問について、ちょっと分かりかねるというような御答弁があったんですが、これまでにも自由記述の中で、アンケートを取ったりする自由記述の中で、このボールの使える場所の確保というのは、もうかなり出てきたというふうに思うんですね。やはりそこの部分はしっかり受け止めていただきたい。

で、今、山岸課長がおっしゃられた校庭の上を使ってというところだったりとかプールの上を使ってというのは、そこで、ちょっとこの後は球技という意味で、話をちょっと変えていくんですけれども、では、そういったところでできるかというと、学校だとゴムボールしか使えないとかというお話も聞くわけですね。

私が言っているのは、野球だけではなくて、また、区民の人からは、例えばバスケットをやるにも、そういったところがないという声もあるし、そんな中で、これまでにスポーツ振興課さんの御努力があって、例えば六義公園運動場のわきを使って、曜日を限定して球技ができるようになったりとか、それからあと、教育の森、スポーツセンターの裏のところで、時間を限定して、壁当て、でもそれも小学校低学年なんですけれども、そういった工夫をしていただいていました。すごくありがたいと思いました。

私は、ちょっと今回なぜこのようなことを教育委員会のほうに御質問したかというと、千代田区の教育委員会のほうで、教育委員会が主導して、子どもの遊び場事業というのをやっているんですね。その中で、ボール遊びをしようという取組があるんです。その取組が区内の公園一部だったりとか、それから学校だったりとか、そういったところにちゃんと人を配置して、安全面とか配慮しながら、注意しながらやれるような、そういった仕組みにした事業を広く広げていっているようなんですね。

そうすると、ここで私が、では子どもの体力ということを考えたときに、ただ体を動かすだけといっても、走るだけとかでは、子どもは面白くなくてやらないかもしれないけど、やっぱりそこにはボール１個持っていったりとか、バスケットのボールでもいいんですけれど、そういったところで球技ができる場所というのが、やっぱり子どもにとって手っ取り早く体を動かせる場であるというふうに結びついてくると思うんです。

なので、もう少し教育委員会さんのほうでも、しっかりとスポーツ振興課だったりとかみどり公園課とやはり連携をしながら、そういった、新しい事業とは言いませんけれども、発想でしょうかね、そういったところの視点をぜひ持っていただきたいというふうに思います。その辺をちょっと伺いたいと思います。

○上田委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今、委員おっしゃるように……先ほどの私の事例については、例えば授業時間ではないところの部分での子どもの体力向上ですとかボール運動のお話でしたが、例えば幼稚園、そして小・中学校の体育の授業という中での単元の中では、十分、球技という単元がございますので、その中で、例えば先ほど委員が挙げていただいた野球ですとか、あるいはバスケットボール、バレーボール、そういった単元がございますので、その中できちんと学習指導要領に定められたものはやってございます。

各学校の取組の中では、例えば狭い中でもティーボールという、野球に似たものをやれる学校ですとか、あとは、大きな土のグラウンドもある学校では、実際に野球ボールを使ってでの授業の取組、そういったものをやっている学校もございます。

ただ、先ほどスポーツ振興課との連携でというところで、六義園の話ですとか、教育の森、これも近隣の学校が現在もう使っているような状況がございますけれども、今後については、そういった連携というところで、今現在も、例えばジャイアンツアカデミーと野球教室をやってみたりですとか、それからあとは、以前はタグラグビーといって、タッチフットボールですとか、そういったところの取組もございますので、ぜひ、そういった取組については、

できる環境で、またいただいた施策の中で、より深められるように、今後も行っていきたいなというふうに思ってございます。

あと、プラスアルファで、センターの事業ですが、体力アップトレーナーですとか、あとは、うちのほうでも、体育の講師をつけているというようなプラスアルファで、そういった取組も行っていますので、そういった中で、体育専科のものが、小学校でも広くボール運動について、子どもが興味・関心が高められたり、技術が高められるような事業を今後も継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　山田委員。

○山田委員　御丁寧な御答弁で、御理解いただいたというふうに思います。ありがとうございます。ただ、本当に、日常的にやれるというところがやっぱり大切なんですね。

それとあと、文京区の、今出てきた、学校の施設というのが大変多かったんですけれども、やっぱり公立に通っているお子さんはそれは行くかもしれないけれども、文京区ってやはり文京区独特で、私立、国立に行かれている子たちもすごく多いですよね。そういった子たちも、やはり同じようにやれる場所というのは望んでおりますし、また、そういったところで子どもたちが触れ合う機会というのは非常に大切だと思うんですね。学校を越えてというのかな。なので、やはりそういったところで前向きな、外で日常的に体を動かせる、ボールが使えるところというのは、教育委員会の中でもしっかりとスポーツ振興課、それからみどり公園課と連携して、課題としてそういったところの環境整備にも取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○上田委員長　ありがとうございます。

続きまして、石沢委員。

○石沢委員　私から、３点なんですけれども、１つ目が、図書館の指定管理者制度のところで、学校図書館支援員の方の賃金のことについて、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども、今、公契約条例に基づいて、昨年11月告示の指定管理協定における労働報酬下限額というのは、今、１時間当たり1,480円ということになっていると思います。一方で、区立図書館のある指定管理者の９月の採用情報を見ますと、司書資格必須の区立学校図書館支援員を時給1,230円で募集というふうにありました。

それで、今、インターネットでちょっと検索してみたら、同じ事業者の方のところは、1,280円というふうになっていたんですけれども、これは明日から東京都の最低賃金が54円上がって、1,280円になりますので、これ1,280円ということで、最低賃金ぴったりというこ

とになろうかと思います。司書資格必須という職業が最低賃金ぴったりという状況、これは賃金としてはあまりにも私は低過ぎるのではないかなというふうに思います。

それで、こういう指定管理事業者に要請をして、公契約条例が適用されるように、指定管理の協定についても、年度協定なんかを結び直すなどして、やっぱりこういう最低賃金ぺたぺたの賃金というのを抜本的に引き上げていくということが必要なんじゃないかなというふうに私、思うんですけれども、その点はどのように認識されているか伺います。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　まず、公契約条例の適用がなされるべきというところではございますけれども、図書館につきましては、第４期の指定管理が令和７年度から始まったところでございます。公契約条例自体が令和７年４月から適用されているものでございまして、その前に選定されたものにつきましては、公契約条例が適用されないというところは、契約部局から言われているところでございます。なので、図書館単体で独自に令和７年度からの第４期について、公契約条例が適用させられる性質のものではないというところでございます。

ただ、司書資格をお持ちの方が、東京都の最低賃金ぎりぎりで勤務するということは、それはそれでいろんな考え方があるかなと思いますので、そこにつきましては、指定管理者に対して、適切な図書館の運営ができるような形の要請というのは、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　やはり最低賃金なんですよ、最低賃金ぴったりということなんですよね、明日からですかね。やっぱりそうなりますと、これはある意味官製ワーキングプアみたいなふうに言われても仕方のない事態になるんじゃないかなというふうに思います。そもそもそういう認識をお持ちかどうかということも、だから、これ最低賃金ぎりぎりで、賃金低過ぎるじゃないかという、そういう認識はどうでしょうか、図書館長さん、ありますでしょうか。ちょっとそこの認識もちょっと伺っておきたいんですけれども、そういう認識があれば、やはり年度協定、確かに令和７年度から５年間ですけれども、やっぱり途中で要請して年度協定を結び直して、きちっと公契約条例のそういう賃金が適用されるようにお願いしていくと、年度協定の中で結び直してほしいということをやっぱりお願いするべきなんじゃないかなと。そうじゃないと、やっぱり雇用の継続というところでも支障を来すことになると思いますし、司書資格を持っている図書館の職員さんが、継続的にその地域で働いて、区民サービス、やっぱり返していくということが、区民サービスの向上にもつながるわけでありますから、ぜ

ひ、そういう取組をやってもらいたいなというふうに思うんですけれども、ちょっともう一回、いかがでしょうか、御答弁いただきたいんですけど。

○上田委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　年度途中で協定を改めて結び直すべきというところにつきましては、公契約条例自体が、令和７年度以前に選定した指定管理につきましては適用されないというところなので、そこにつきましては、公契約条例上の下限につきましては適用されないというところでございますので、年度途中での、その部分での協定の結び直しというのは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、司書の賃金自体が低い認識はあるかというところにつきましては、そこにつきましては、ちょっとお答えが難しいかなというふうには考えているところでございますけれども、ただ、その指定管理料の見積りに際しまして、指定管理者の募集要項におきましては、その人件費であったり、本社経費等の指定管理者が行う図書館業務の実施に必要と見込まれる、そういう費用の提案を求めているところでございまして、また、労働基準法をはじめとした法令等の遵守も求めておりますので、人件費については、適切に処理がなされた上で、図書館サービスの維持向上、また、効率的な事業運営が行われているものというふうに認識しているところでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　物価高騰の中でこういう賃金というのは、やはり低すぎるのではないかなというふうに私は思います。それについて、認識を示すということは難しいというふうにおっしゃられましたけれども、ぜひそういう認識を持っていただいて、賃金を引き上げていくということは、やっぱり年度協定を結び直すということもやっていただきながら、雇用の継続というか、それがやっぱり区民サービスの向上にもつながるわけなので、お願いしたいというふうに思います。

もう一点は、学校の雨漏りのことについてお伺いしたいというふうに思います。

今月は、ほとんど晴れた日がないというような状況で、今日も雨降っていますけど、警報級の大雨も降っているということでですね、それで、本会議のときにも、私、指摘しましたけれども、学校の中では、やっぱり雨漏りしているところもあると。ある中学校のことも御紹介いたしましたけれども、天井が黒くなっちゃっていて、今もというか、見たときはですけれども、下におけがあって、水受けしていたという状況でした。

で、ここの学校も含めてですけれども、この９月の大雨の中で、学校の雨漏りが発生した、

そういう学校、何件くらいあったのか、ちょっとそれをまずお伺いしておきたいというふうに思います。

○上田委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　９月、台風と、それから強い雨等も降ってございまして、中学校に関しまして１校、それから小学校に関しましても１校、学校のほうから相談を頂戴して、対応しているところでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。では、２校あったということですけれども、そのうち１校は、この前、私、災害委員会のときに指摘した中学校かなというふうに思うんですよね。そうなりますと、私、本会議のときに指摘した学校というのは、また別の学校なんですけれども、その学校というのは、もう雨漏りは直っているんでしょうか。どうだったんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。水受けが置いてあったので。

○上田委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　学校名、具体的に申し上げますと第六中学校、こちらについては、先日のところでも御質問頂戴したところで、今、原因の調査中でございます。そういう意味では、９月の大雨に起因してというところについては、今、六中をお示ししたところでございますけれども、一般質問で御質問いただいている学校については、茗台中学校になろうかと思いますけれども、茗台中学校に関しましては、ちょっと大雨に起因するというよりは、やはり老朽化、シーリング部分の老朽化等に起因するものでございますが、ちょっと別で今、御回答してしまいしたが、こちらについては、やはり強い雨が吹き込んだりすると、茗台中に関しては改善がしないというか、雨漏りはしている状況でございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　そうなりますと、今、御答弁あった茗台中学校は、まだ雨漏りがしているという状況だというふうに思います。ですから、あのときに答弁では、適時適切に対応しているという御答弁だったかというふうに思います。ただ、やっぱり今も雨漏りはしているわけですよね。であれば、早く、この学校についても雨漏りを改修して直していただくと。雨漏りしていたら、それは自分の家のことに引き寄せてみれば、すぐに直したいというのは当然だというふうに思いますので、やっぱりこれらの雨漏りについても、全て一掃していただくと。で、指摘した学校については、直ちにやっていただくようにお願いをしたいというふうに思います。

もう一つは、今年度の第９回の教育委員会の定例会で報告のありました、千駄木小学校等改築に係る今後の見通しについて、この報告が口頭報告であったかというふうに思います。それで、私も、ここおりましたけれども、千駄木小学校、今、改築を進めようとしているところで、隣接する敷地の一部に国有地があったということで、この国有地があった影響で、この改築に影響が及ぶというような御報告だったかというふうに思います。

それで、ちょっとお伺いしたいのは、そのときの私も記憶がちょっと定かじゃないので、逆に確認しておきたいんですけれども、千駄木小学校の改築計画に、この国有地の存在というのは、どういうふうに影響するのか。期間とかそういうことも含めて、どういうふうにするのかというのをちょっと確認しておきたいというふうに思います。

それから、もしお答えできるのであれば、この国有地というのは敷地のどの部分にあるのかということと、あと、今後どういうふうにこの国有地、対応していくつもりなのかということも確認をしておきたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○上田委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　まず、先ほどの雨漏りの件につきましてですけれども、雨漏りについて、まず教育委員会として、雨漏りの状況をよしとしていることではもちろん決してございませんで、しかしながら、雨漏りというのも原因が様々でございまして、桝の詰まりから、いわゆる老朽化、劣化によるもの、もしくは、近年の大雨、想定しがたいような大雨ですとか、そういった吹き込んだ角度、位置、場所によっても生じるものもございます。我々としましては、場所を特定した上で適切に対応というところのスタンスについて変わりはございませんので、今後も教育環境の維持保全に向けて、適切な対応を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、千駄木小学校のほうについての御質問でございますけれども、まず、敷地のどの部分というところから御答弁申し上げますと、校地北側にございまして、そちらのほうが、いわゆる境界塀がございますけれども、その境界塀の内側ないし外側に国有地があるのではというところで、今、確認を進めているところでございます。

どのような影響がというところでございますけれども、建設、設計を進めていく上では、日影規制等の関係もございまして、仮にその敷地に影がかかってしまうと、やはり適法ではないということになりますので、そういった規制をクリアするように計画を立てるとなると、今現在、継続検討としております基本計画、こちらのほうでの設計内容につきまして、例えば建物の高さ、例えば建物の面積、形状、こういったものに影響がある可能性があるという

ことで、設計事務所と確認をしているところでございます。

今後、どのように進めていくかというところでございますけれども、こちらにつきましては、やはり国、もしくはその反対側というか、民有地の方との協議という形になりまして、いわゆるお話合いという流れになるので、なかなか期間として具体の数字をお示しすることは難しいんですけれども、それなりの時間を要すると。恐らく年単位での時間を要するというふうに今、見込んでいるところでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　はい、分かりました。ちょっと最初のところなんですけれども、雨漏りの話で、私、本会議のときにパネルを見せましたけれども、22年にも同じ場所で雨漏りがあるということは確認をしておりましたので、やはり４年くらいそういう状況があったということはあるので、やっぱり早く対応していただきたいと、このことは重ねてお願いをしておきたいと思います。

それで、国有地の経過については分かりました。年単位で影響があるということも御答弁ありましたけれども、そもそも、今回、千駄木小学校の改築については、設計事業者にプロポーザルをかけておられるかと思います。それで、契約は、選定した日は令和７年３月14日となっているわけですけれども、だから一昨年度ですかね、にあったわけなんですけれども、こういった設計会社が、例えば工事を、仕事は、だから一昨年から始まっているわけでありますから、その段階で、例えば登記簿を取るとか、そういう中で構造を確認するとか、そういうことはコンサル企業、設計企業とかだったら、最低限そういうことはやるのではないかなというふうにも思うんですけれども、そういう登記簿の取得だとか公図の確認というのは、そういう設計会社がやる責任があるのか、それとも区にやる責任があるのか、このあたりの責任関係というのはどこにあるんでしょうか。

○上田委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　設計事務所に関しては、令和７年度より基本計画の策定、こちらのほうからサポートのほうをお願いしているところでございます。令和７年度で、まず基本計画、この基本計画の策定に際しては、地域懇談会を設置して意見交換を行っているところなんですけれども、ここが設計事業者については、地域懇談会の段階では、いわゆる施設台帳ですとか、区が提示した前提資料を基に条件を整理していただいている状況でございまして、今し方御指摘頂戴しました、いわゆる土地の権利関係、そういったところの確認まではお願いをしていなかったというのが実情でございまして、私どもといたしましても、基本的には施

設台帳等の状況を是として、業務としては進めていたところでございます。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　そうなりますと、ではそういう登記簿とか公図とか、そういうのは実際のところはやっぱり区が取るべきだったという、そういうことになるんでしょうか。そこをちょっともう一回御答弁……。

○上田委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　もし確認が必要というところでいけば、区のほうでまず確認を、土地の権利関係について確認した上で、権利関係について、設計事務所のほうに情報を共有するというようなフローは考えられたかと思っております。

○上田委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。そういった点では、今回の経緯に至った点でいえば、やっぱり区側にも瑕疵はあったというふうになるのかなというふうにも思うんですけれども、かなり、これから交渉事にもなるということで、ぜひ、国有地のことについて、近隣の方にもよく説明をして、年単位ということですけれども、なるべく早くこの件が進むように、私もお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　私のほうから、４点お願いしたいと思います。短いですから……。

１点目は、今度の補正に出てきましたインフレスライド等による工事費の増額に要する経費が2,474万4,000円の増額補正になっているんですけれども、計で２億8,133万6,000円となっていますけど、明化小学校のこれはスライド条項の補正なんですけれども、たしか明化小学校は３社でＪＶが組まれていたと思いますが、下請けまでインフレスライド条項が及ぶのかどうかということと、こういうことは要綱でやっているんだというふうに思いますけど、これインフレスライド条項は、誠之小学校の頃から始まったんですけれども、事業者の要求どおりの金額になるのかという、そこのことを……。

○上田委員長　どうしましょうか。答えられる範囲があるのであれば答えていただきましょうか。では、足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　インフレスライドの関係に関しまして、その制度の詳細等については、整備技術課からの御説明が適当かと思いますけれども、私のほうから、把握している範囲で御答弁させていただきますと、基本的には、その未施工部分についてがインフレスライドの

対象となっており、今回、事業者さんの申出に基づいて精査をされるものというふうに認識してございます。

下請けのほうの配分というのは、比率等があるため、私のほうでその詳細の数値等については把握してございませんので、具体的にどのように割り振られるかというところについては、私のほうでの御答弁は差し控えさせていただければと思います。

○上田委員長　関川委員、補正予算については、答えられる理事者がおりませんので、これ以上は……。はい、ではそれ以外のものについてお願いいたします。

○関川委員　分かりました。また、中間議決のところで、インフレスライド条項、明化小の出てくるものですから、どうしてかなと思って、今回ちょっと聞いておきたいなと思ったのでお聞きをしました。分かりました。それ以上……。

あともう一点ですけど、あ、もう３点。本郷三丁目の地下鉄出口の出たところの向かって左側に本郷台中学校がありますけれども、その隣がずっと駐車場で空いていて、もったいないなと思っていて、学校の用地として取得すればいいのになというふうにずっと思っていたんですけど、昔の学校教育部長さんが交渉したら、何か法外な値段で持ち主からあったということで、買えないということで、ずっとそのままになっていたんですが、最近、建物表示があって、６階建てのワンルームマンションで、階高が３メートルというのが普通なんですが、３×６＝18で、18メートルぐらいのところが、26.6メートルということで、校庭のすぐ隣なので、教育環境の悪化と、それからのぞきなどが心配されるかなというふうに思うんですが、何か情報は聞いておりますでしょうか。

○上田委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　現時点で学校施設課として情報は把握できておりませんけれども、必要に応じて都市計画部とも連携して情報の収集に努め、必要な対応等がございましたら、その都度検討してまいりたいと思います。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　すぐ隣なので、ぜひ、建設部局だけに任せないで、教育部局としても連携していただいて、学校の教育環境を守るというところでは、立ち上がっていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

３点目ですけど、スクールソーシャルーカウンセラーとスクールカウンセラー、両方なんですけれども、会計年度職員の方がほとんど多いんですが、東京都のほうで大量解雇になったことが近年ありましたんですけれども、この会計年度職員の方の正規への道ということを

お聞きしたいと思っております。

今、保育の現場では、要綱に基づいて、職歴で、最後は試験を受けることになるんだけれども、正規の道への検討が始まっているじゃなくて、もうやられているということをお聞きしたんですが、他部署においては、６月の議会で千田議員が本会議質問したときに、この会計年度職員については、正規への制度はありませんというふうな答弁だったんですけれども、この同じ区役所の中で、部署によって会計年度職員の正規への道が開かれている部署があるのにもかかわらず、こういう大事な仕事をしているスクールソーシャルーワーカーは、社会福祉士などの資格を持って、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識、援助技術を用いて子どもを取り巻く環境を改善するとともに、学校を支援する専門職員というスクールソーシャルーワーカーですが、あと、スクールカウンセラーも、子どもたちのために一生懸命やっていらっしゃるので、こういう方々を正規にして、子どもたちのために、顔見知りの職員の方が援助するというようなことも大事かというふうに思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○上田委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　会計年度任用職員が正規職員に自動的になれるような仕組みは、基本的にはございませんでして、正規職員になるに当たっては、人事委員会のほうの確認も含めて、正式な、いわゆる競争試験ないしは選考によって正規職員に任用することになっておりますので、会計年度任用職員だから、また、会計年度任用職員で一定年数を経験を重ねたから、そういうことをもって正規職員になるということはございません。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　職歴があっても、長い期間勤めているから、会計年度任用職員の試験を受けられるとは限らないということなんでしょうか。

○上田委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　会計年度任用職員の試験を受けられないというわけではなくて、例えば会計年度任用職員であれば、試験は当然受けられますし、正規職員の場合であっても、その要件に合致していれば、正規の採用試験を受けることは可能ですけれども、ただ、会計年度任用職員だったからということをもって正規職員に任用できる、例えば優遇されるだとか、そういったことは基本的にはございません。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　優遇されることはないということですが、全く正規への道が開かれないというこ

とではないですよね。そういう制度がありませんという、そういう答弁だったので、ほかの部署に聞いたら、正規への道はありますよという答えだったので、同じ役所の中でおかしいなと思ったのでお聞きしました。

○上田委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　先日の子ども子育て委員会で同様の質問をいただいて、幼児保育課としての見解を御説明差し上げました。保育の現場で会計年度が正規化、自動的になるという答弁はしていない状態で、そこも御説明したところです。

　今、総務部長から説明がありましたけれども、あくまでこれ選考によりますと、エントリーはできますけれども、実際は選考によって合否が決まるということです。なので、一定程度会計年度の年数があるからといって、自動的に保育の現場で正規の保育士になるということではないので、そこだけは御理解いただければと思っております。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　それで、分かりましたけど、文京区の場合、特別に会計年度については５回の更新とかという、その上限が取り払われて、あと、期末手当が出たりして、待遇改善がされてきましたけれども、これだけ会計年度職員が増えていて、その７割が女性職員ということなので、ぜひ、正規への道、開けるような形で、各課でいろいろ御検討していただければというふうに思います。今日のところはそこまでにしておきます。

○上田委員長　竹田総務部長。

○竹田総務部長　再三申し上げますけれども、正規職員については、各課が判断できるものではございませんでして、基本的には、特別区の人事委員会が最終判断するものとなってございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　もう一点、元町公園の文化財指定についてですけれども、関東大震災後の復興公園として52造られた中の最後の１つで、元町公園は改修も終わりまして、竣工後、速やかに文化財指定に向けた手続が進められるようやっていきたいということで、この地図が書いてあるところに、そのように文章化して書いてあるんですが、この間の経過というのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　元町公園の名勝指定についてでございますけれども、これまでも文化財名勝指定に向けて準備をしてきたところでございます。先月に東京都のほうに意見具申書を

出しまして、その後の審査を待っているというところでございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　調査をして、改めて東京都を通じて文化庁のほうに書類を出されたということですが、その調査というのは、改めてやったということですか。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　昨年度におきまして、名勝指定に向けて、元町公園における関連する歴史であるとか地理的なものであるとか、これまでの経緯、文化的な価値といったところについて調査を行って、それに基づいて、今回、意見具申というところでまとめて提出しているところでございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　東京都を通じて文化庁のほうに書類を送っているということなんですけれども、文化庁のほうに直接聞く等々のことはできないんでしょうかね。設備以外が、やっぱり私、気になるものですから。

それともう一点、ごめんなさい、東館の登録文化財について、これ可能性があるということを前お聞きしたんですが、登録文化財の可能性、東館のほう、探っているんでしょうか。

○上田委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　文化庁のほうに提出がされているかといったところのお尋ねかと思いますけれども、東京都のほうには、厳正な審査を行う関係で、東京都がそれ以降に行ったことについては、公開することができないというふうに言われております。ただ、一般的には、条例、法に基づいた対応を行っているというふうに聞いているところでございます。

また、登録文化財、東館のところでございますけれども、西館のほうも一定改築されているという状況もございます。可能性については、否定できるものではございませんけれども、ただ、今は名勝指定ということで元町公園の対応を優先して行っているところですので、今後、そういったところを検討していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長　関川委員。

○関川委員　ありがとうございました。ぜひ、文化財に元町公園、指定するということに決まりましたので、一日も早く文化財指定になるようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○上田委員長　ありがとうございます。

それでは、一般質問を終了いたします。

○上田委員長　その他。

本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長　委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長　以上で、文教委員会を閉会いたします。

引き続き、理事会を開催いたしますので、理事の方は理事会室への御移動をお願いいたします。

午後　４時５４分　閉会